

2017年度文部科学省「いじめ対策・不登校支援等推進事業」

「学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究」

—民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究—

フリースクール等の支援の 在り方に関する調査研究

研究報告書

研究班代表：加瀬 進（東京学芸大学）

第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」より

(平成 28 年 12 月 14 日法律第 105 号)

平成 29 年度文部科学省「いじめ・不登校支援等推進事業」
「フリースクール等の支援のあり方に関する調査研究」

I : 調査研究総括報告

1 研究の目的と作業課題	1
2 FS 等が求める外部組織・団体からの支援内容と中間支援組織の主たる活動について	2
3 FS 等の「自己評価シート（案）」在り方と内容について	5
3.1 自己評価が求められる背景と基本的スタンス	5
3.2 評価の目的・意義	6
3.3 評価の観点・原則・手法の共有	6
3.4 「自己評価シート（案）」の活用方法	6
3.5 自己評価の取り組み促進と相互評価への展開	7
4 「自己評価シート（案）」に対する意見・要望	7
5 研究班の組織	8
6 研究経過	8

II : アンケート調査報告

1.1 アンケート調査の概要.....	9
1.1.1 調査目的	9
1.1.2 調査対象・回収状況.....	9
1.1.3 調査時期	9
1.1.4 調査方法	9
1.1.5 調査内容	9
1.2 集計結果.....	9
1.2.1 団体・施設の状況	9
1.2.2 在籍者の状況	13
1.2.3 スタッフ・ボランティアの状況	14
1.2.4 活動の状況.....	15
1.2.5 活動に対する支援の受け入れ状況・重要性.....	16
1.2.6 自己評価シートへの意見・要望.....	22
(1) 運営主体、運営形態、活動形態に関すること	22
(2) 利用者に関すること	22
(3) スタッフに関すること	22

(4) 活動内容に関すること	23
(5) 安全等に関すること	23
(6) 地域・学校・行政との連携に関すること	23
(7) 団体・スクールの理念やその実現に向けた取り組みに関すること	23
(8) その他.....	23
1.2.7 自己評価の手順への意見・要望.....	24
(1) 評価を実施する人.....	24
(2) 評価を実施する時期・頻度.....	24
(3) 評価項目.....	24
(4) 評価方法.....	24
(5) 自己評価への懸念.....	25
(6) その他.....	205

《図表目次》

図表 1 所在都道府県.....	10
図表 2 設立時期.....	11
図表 3 運営主体.....	11
図表 4 法人格取得時期【運営主体 1～5 の場合】	11
図表 5 団体・施設の類型.....	12
図表 6 運営形態.....	12
図表 7 週当たり開所日数.....	12
図表 8 拠点の有無.....	13
図表 9 拠点の所有形態【常設の拠点あり】	13
図表 10 在籍する子どもの人数；平均.....	13
図表 11 在籍する子どもの人数；分布.....	14
図表 12 スタッフ・ボランティアの人数；平均.....	14
図表 13 雇用関係のある常勤・有給スタッフの人数分布.....	14
図表 14 活動内容.....	15
図表 15 時間割（タイムテーブル）の有無.....	16
図表 16 学習教材.....	16
図表 17 外部組織・団体からの支援実績.....	17
図表 18 外部組織・団体からの支援の重要性.....	18
図表 19 外部組織・団体からの支援実績と重要性の関係.....	19

図表 20 外部組織・団体から今後受けたい支援（自由記述）	19
図表 21 外部組織・団体から支援を受けるにあたって課題になっていること等（自由記述）	21

Ⅲ：中間支援組織に対するヒアリング調査報告

No. 1：特定非営利活動法人北海道フリースクール等ネットワーク	28
No. 2：NPO 法人日本フリースクール協会	32
No. 3：特定非営利活動法人登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク	35
No. 4：フリースクール全国ネットワーク	38
No. 5：多様な教育を推進するためのネットワーク（通称：おるたネット）	43
No. 6：ふりー！すくーりんぐ	46
No. 7：デモクラティックネットワーク	49
No. 8：日本シュタイナー学校協会	52
No. 9：NPO 法人・在日ブラジル学校協議会（AEBJ）	56
No. 10：全国適応指導教室連絡協議会	59
No. 11：一般社団法人児童健全育成推進財団	61
No. 12：認定特定非営利活動法人 日本 NPO センター	65
No. 13：NPO 法人市民社会創造ファンド	68
No. 14：全米フリースクール連合	72

<巻末資料>

アンケート調査票	i
自己評価シート（記入例付き）	vii

I : 調査研究総括報告

I：調査研究総括報告

本調査研究は 2017 年度文部科学省「いじめ対策・不登校支援等推進事業」の一環として「学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究」～「民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究」の受託を受け、実施したものである。ここでは研究の全体像を見渡す総括報告を行うこととしたい。

1. 研究の目的と作業課題

「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し（2016 年 12 月 7 日）、その第 13 条において「不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動（F S 等をはじめとする多様な学びの場：以下 F S 等と表記）の重要性」が法律上認められた。しかしながら、現状では次のような課題がある。

- （1）FS 等の設置状況は現在、国内に 500 か所弱程度とされ、その量的拡充と地域偏在の解消が課題となっている。この課題を FS 等の特色・自主性を活かしつつ解消するには FS 等の設置・運営を支援する中間支援組織が必要である。
- （2）FS 等がその特色・自主性を損なわず、かつ国民の理解と賛同を得て質・量ともに拡充するためには一定の評価システムを構築することが課題である。FS 等は子どものニーズに応じた多様性・自主性を特徴とするため、評価システムの構築に当たっては既成の評価尺度による外部評価ではなく、信頼性の高い、FS 等による相互評価の方法を開発する必要がある。

フリースクールの在り方に関する研究としては、この二つの課題解決に資するエビデンスを集約することが目的となるが、そうした課題に対する現在の研究状況が初期段階にあることに鑑み、本調査研究では次の 3 つの作業課題を設定した。

作業課題 1：FS 等の外部組織・団体からの支援実績と支援の重要性に関する検討

上記（1）にかかわって、FS 等が既に得ている支援と重要と考える支援をアンケート調査により把握し、支援実績の内容及び重要と考える支援内容の関係から、今後の中間支援組織に求められる事項を検討する（詳細はⅡアンケート調査報告前半を参照）。

作業課題 2：FS 等の自己評価シート（案）の改定に関する検討

上記（2）にかかわって、相互評価の基本となる諸事項から構成される「自己評価シート（案）」を作成し、作業課題 1 のアンケート調査において、その作成例を提示して得られた意見・要望等を把握し、改定に必要な事項を検討する（詳細はⅡアンケート調査報告後半を参照）。

作業課題 3：FS 等に対する中間支援組織の現状に関する検討

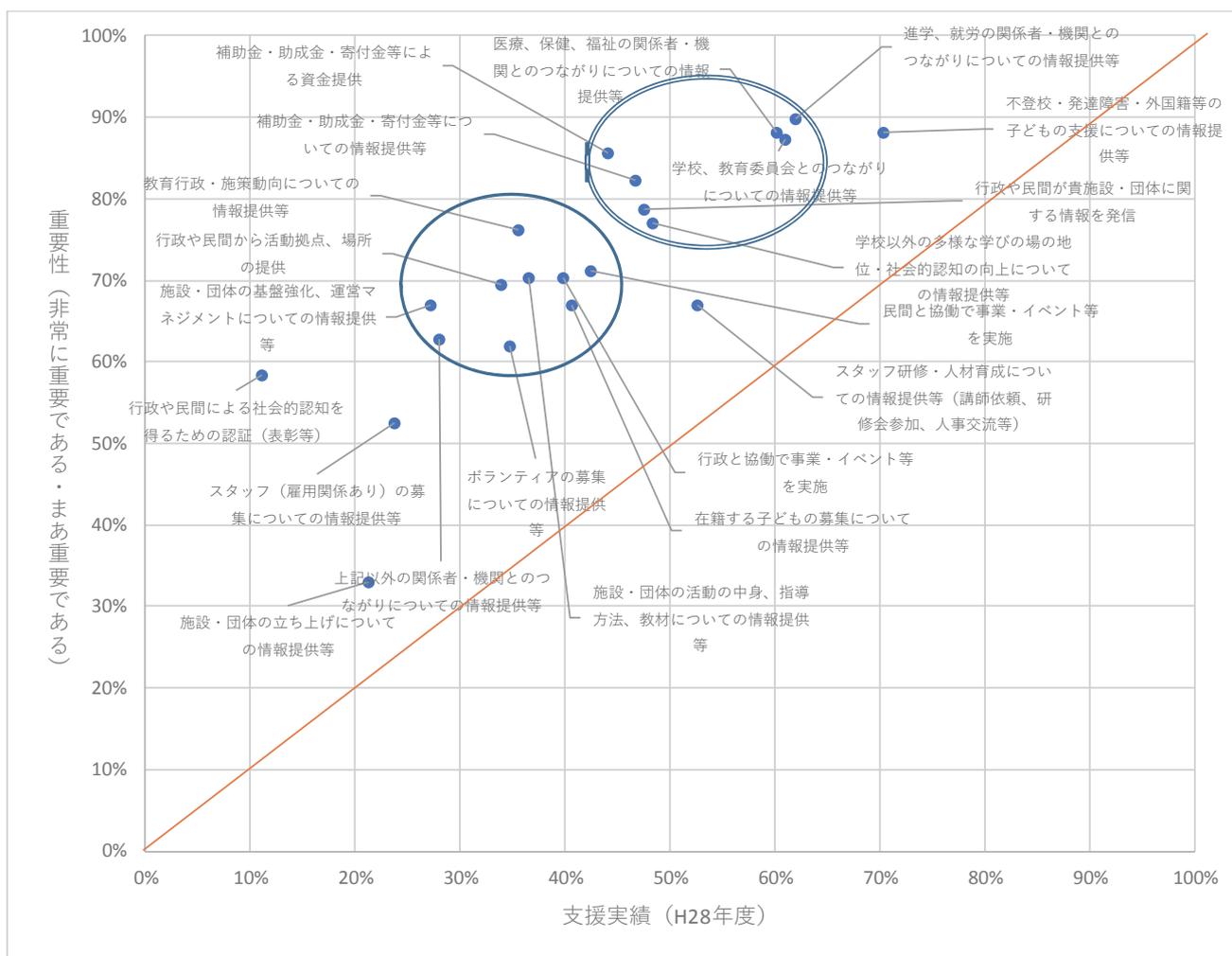
上記（1）にかかわって FS 等に対する支援実績や中間支援組織としての実績を有する諸団体にヒアリング調査を行い、作業課題（1）と併せて、中間支援組織の在り方を検討する（詳細はⅢヒアリング調査報告を参照）。

以下、この3つの作業課題に対する調査研究結果を踏まえ、研究の全体像を俯瞰してみよう。

2. FS等が求める外部組織・団体からの支援内容と中間支援組織の主たる活動について

まずFS等が求める外部組織・団体からの支援内容について、「全国フリースクールガイド（学びリンク）」に掲載されているフリースクール等の全数（368件）を調査対象としてアンケート調査を行った。回収件数は118件、回収率は32%である。図表1は外部組織・団体からの支援実績と重要性の基本集計をもとに両者の関係を散布図として示したものである。

図表1 外部組織・団体からの支援実績と重要性の関係



この散布図は斜線より上にいるものは、重要であるが支援が足りていないもの、同じ重要性でみると、左に行くほど支援が足りていないものを表している。

「非常に重要である」と「まあ重要である」を合計して支援実績との関係を見ると、重要性に対して支援実績が上回るものはない。一重線で囲った部分は支援実績が30～40%、重要性が60%を超えるものであるが、内容としては次のようであった。

- ・ 教育行政・施策動向についての情報提供等
- ・ 施設・団体の基盤強化、運営マネジメントについての情報提供等
- ・ 施設・団体の活動の中身、指導方法、教材についての情報提供等
- ・ 行政や民間から活動拠点、場所の提供
- ・ 在籍する子どもの募集についての情報提供等
- ・ ボランティアの募集についての情報提供等
- ・ 民間と協働で事業・イベント等を実施
- ・ 行政と協働で事業・イベント等を実施
- ・ 上記以外（学校、教育委員会、進学先・就労先、医療関連・保健・福祉の関係者・機関）とのつながりについての情報提供等

また二重線で囲った部分は支援実績が 50～60%あるものの、重要性が 80～90%を超えるもので次のような内容であった。

- ・ 進学、就労の関係者・機関とのつながりについての情報提供等
- ・ 学校、教育委員会とのつながりについての情報提供等
- ・ 医療、保健、福祉の関係者・機関とのつながりについての情報提供等
- ・ 補助金・助成金・寄付金等による資金提供
- ・ 補助金・助成金・寄付金等についての情報提供等
- ・ 行政や民間が貴施設・団体に関する情報を発信
- ・ 学校以外の多様な学びの場の地位・社会的認知の向上についての情報提供等

なお、支援実績が 70%ありながらもなお、90%の団体が重要と考える内容は「不登校・発達障害・外国籍等の子どもの支援についての情報提供等」である。

このように重要性が高い内容を 2 群に分けた場合、中間支援組織の活動内容との関係をみるとどうなるのであろうか。即ち FS 等が求める支援内容に中間支援組織は、現状どのように応えているかという問題である。

今回設定した作業課題Ⅲにおける 14 か所のヒアリング調査先（中間支援組織という位置付け）の主たる活動を表 2 に示した。上述した FS 等が求める支援内容との関係をみると次の諸点を指摘することができる。

（ヒアリング調査先は①北海道フリースクール等ネットワーク、②日本フリースクール協会、③登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク、④フリースクール全国ネットワーク、⑤多様な教育を推進するためのネットワーク（通称：おるたネット）、⑥ふりー！すくーりんぐ、⑦デモクラティックネットワーク、⑧日本シュタイナー学校協会、⑨"在日ブラジル学校協議会（A E B J）"、⑩全国適応指導教室連絡協議会、⑪児童健全育成推進財団、⑫日本 NPO センター、⑬市民社会創造ファンド、⑭全米フリースクール連合である。）

- 上述したように FS 等は各種情報提供について支援を受けながらも、なおかつそれが「重要である・まあまあ重要である」と考えていることが図表 1 から読み取れる。従って、14 団体が行っている、現在の「情報発信・提供」「参加・体験・交流」の具体的内容では FS 等にとって十分とはいえない状況にあることを示唆しているといえよう。今後、中間支援組織を整備していくにあたっては FS 等が求める情報提供の内容・項目を踏まえた活動内容の設定、充実が必要である。
- 特に関係機関とのつながりに関する情報提供に対する要望は高いが、図表 2 にある「他機関との連携」は主として 14 団体各々の他機関との連携を指しており、FS 等が「他機関とどのように連携すればよいか」という情報提供は不足していることを示唆している。従って公民連携等に取り組む団体に学ぶ必要がある。
- また、補助金・助成金・寄付金等についての情報提供等や実際の資金提供は 14 団体中 3 団体、⑪児童健全育成推進財団、⑫日本 NPO センター、⑬市民社会創造ファンドに限定されており、それ以外では行われていない。今後の中間支援組織整備にあたってはこうした財団との連携・協働を視野に入れつつ、FS 等の基盤強化を促進する取り組みができるようにする必要がある。
- 「学校以外の多様な学びの場の地位・社会的認知の向上についての情報提供等」に関する活動を多くの団体が行っているものの、なお FS 等の要望は高い。この点も同様に充実させる必要がある。

図表 2：中間支援組織の主たる活動

	情報 発信 ・ 提供	参加 ・ 体験 ・ 交流	研 修 ・ 講 演 会 ・ 外 部 へ の	調 査 ・ 研 究	表 彰 ・ 助 成	人 材 養 成	国 際 関 連	他 機 関 と の 連 携	地 位 向 上 ・ 提 言	そ の 他
NO.1	○	○	○	○					○	○
NO.2	○	○	○	○				○		○
NO.3	○	○	○	○				○	○	○
NO.4	○	○	○	○		○	○		○	○
NO.5	○	○						○	○	
NO.6	○	○	○					○		○
NO.7	○	○	○							○
NO.8	○		○			○		○	○	
NO.9	○		○			○	○	○		○
NO.10								○		○
NO.11	○		○	○	○			○	○	○
NO.12	○	○		○	○	○	○	○	○	○
NO.13					○					
NO.14	○	○	○			○				

3. FS等の「自己評価シート（案）」在り方と内容について

本調査研究では調査研究班の協力者（総括報告末尾に掲載）を交えた検討を経て作成した「自己評価シート（案）」の記入例（巻末資料参照）をアンケート調査に添付し、同シートの項目等に関する意見・要望および自己評価の手順への意見・要望について回答を求めた。この調査結果の概要に入る前に、本調査研究を通して整理した、基本的な考え方・視点を記載しておきたい。

3.1 自己評価が求められる背景と基本的スタンス

文部科学省フリースクール等に関する検討会議報告「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～」(平成29年2月)は、次のような提言を行っている(同報告書p.20)。

(2) 民間団体等の活動の充実

イ. 充実のための方策と考え方

- 民間の団体等が行う活動は、それぞれの団体等の自主性・主体性の下多様な形で行われており、活動の目標・内容が共通化されているものではない。不登校児童生徒の状況やニーズは多様であり、このような多様な支援の形があることは望ましいことだと言える。
- それと同時に、民間の団体等が、その独自性を維持しながら相互に連携協力することは、民間の団体等の活動の充実につながり、支援を受ける不登校児童生徒にとって意義が大きい。
- このため、民間の団体等が、互いに共有できる目標や取組方針の下、相互に連携協力し、共同で研修や事業、広報活動等を行うことや、情報共有を図る取組等の充実が期待される。その際、教育委員会等や学校が、民間の団体等の求めに応じて可能な協力を行うことが望ましい。
- また、民間の団体等の中の自主的な動きとして、互いの活動の外部への発信を図ったり、一定の枠組みの下、相互に認証するといった仕組みを構築することも考えられる。
- 例えば、互いの活動内容を知って外部に公開する取組や、各団体等が掲げている目標に照らした取組状況を相互に評価し、その評価結果を外部に示したりすることなどである。
- このような相互評価の事例として、検討会議では、アメリカの大学等高等教育機関で行われているアクレディテーションの取組が紹介された。複数の高等教育機関同士が集まって団体を結成し、同団体に所属している教員や職員が学校への訪問による評価等を行う、いわゆるピア・レビューの方法である。
- それぞれの自主性・主体性の下で運営されている民間の団体等にとって、このような方法による評価は一つの参考になるものと考えられる。

本調査研究班では、FS等が相互に連携協力し相互に評価し合うことによる活動の充実の前段階・前提として、個々のFS等による自己評価の取り組みが重要であると考えた。それはFS等の民間団体が行う活動は、多様な子どものニーズに応えられる独自性と多様性が重要であるからに他ならない。

この点にかかわって多くのFS等では、スタッフによる研修、団体としての年度事業計画と事業報告の作成等が行われており、いわば自己評価の営みはすでに行われているとも言える。しかしながら、独自性、多様性、自主性、主体性を確保しつつ、評価の目的や意義を共有し、一定の観点や原則(枠組み・ガイドライン)の下に自己評価を行い、それを提示し合って活用する方法が開発できるならば、FS等は相互に学び合い、切磋琢磨し、また協力・補完し合い、活動の質を高めていくこと可能となる。共通フォーマットによる自己評価の開示と相互評価による質の担保・向上である。

そうした取組はまた、子どもや保護者にとってはFS等の選択にかかわる情報提供、学校・教育委員会など行政機関にとっては連携・協働を促進する情報提供になるともいえよう。

3.2 評価の目的・意義

- ① 子どもの学び・育ちの状況・成果・課題の把握と改善・発展のため
- ② 活動の質の担保・保証・向上のため
- ③ 理念・特色・活動等を社会に発信するため
- ④ 子ども・保護者が選択しやすくするため
- ⑤ 社会的認知や理解を得るため
- ⑥ 社会からの信頼・協力・支援を獲得するため
- ⑦ 連携・協働のパートナーを獲得するため
- ⑧ 組織の持続性を確保・強化するため
- ⑨ 活動について、他者の視点からの把握を持つため（独善・偏向・差別・反社会化等の予防、普遍性・公正・正義の推進）
- ⑩ 公教育（義務教育）の実際的な担い手として、情報公開・社会的責任を示すため
- ⑪ 公的支援の獲得を目指すため

3.3 評価の観点・原則・手法の共有

- ① 活動の目的・内容・質の平準化を求めるのではなく、独自性・多様性の発展・促進の観点を持ち原則とすること
- ② 子ども（学習者）中心（主体性・個別性等の尊重）の観点を持ち原則とすること
- ③ 多様、柔軟、安心安全、健康、平和、公正、人権、民主主義など普遍的な価値の観点を持ち原則を持つこと
- ④ チェック・監査型ではなく、活動記録・ポートフォリオ型を手法とすること
- ⑤ 関係者による参加型の手法を大事にすること
- ⑥ 自己開示・自己発信を原則とすること
- ⑦ 自己評価の自己開示を土台とし、相互交流・相互評価・相互学習・相互認証へ展開していく手法とすること

3.4 「自己評価シート（案）」の活用方法

（1）団体や学びの場の発展・強化としての活用

- ① 活動づくりや教材開発など、より魅力的な学びの創造に活用する
- ② 活動の目標設定や計画作成の材料として活用する
- ③ 活動の定期的な振り返りや成果検証作業として活用する
- ④ スタッフの研修に活用する
- ⑤ 理念やビジョンの確認や共有を深める取組に活用する
- ⑥ 関係者の参加参画の促進やプロセスとして活用する
- ⑦ 団体の組織基盤強化のために活用する

（2）社会発信としての活用

- ① 会員・生徒募集のために活用する
- ② 賛同者、協力者、支援者や寄付等を募ったり、年次報告の一部として活用する

- ③ ホームページ等で情報公開の一つとして活用する
- ④ 学校・教育委員会等との連携を促進するための資料として活用する

(3) 団体どうし、団体間での活用

- ① 実践へのヒントを得たり、ノウハウや良いものを共有するために活用する
- ② 相互交流やネットワークづくりの機会の創出や合同研修など質の向上の材料とする
- ③ エビデンス、アドボカシー、政策・施策の提案につなげるための基礎資料として活用する

3.5 自己評価の取り組み促進と相互評価への展開

自己評価が自主的・主体的に積極的に行われ、その成果を活かしていくためには、それを活かす環境を整備する必要もある。

- ① 中間支援組織、多様な学び推進機構などが情報公開（相互評価）のプラットフォームをつくる必要がある
- ② 学びの場どうしのコーディネート、学びの場と支援者のコーディネートをする機関・機能が必要
- ③ 学校以外の多様な学びに対する啓発・推進する機関が必要
- ④ 自己評価、相互評価をエビデンスとしてまとめたり、政策施策につなげていく組織・機関が必要

4. 「自己評価シート（案）」に対する意見・要望

以下のような意見・要望が寄せられた。上記の基本的な視点を踏まえつつ、この「自己評価シート（案）」の改定とモデル事業的な取組を展開する必要があるだろう。

図表3 自己評価シート（案）への意見・要望

(1) 運営主体、運営形態、活動形態に関すること	事務所・活動拠点、開所・運営日数や時間数、複合的な事業等の記載や追記案、「居場所」や「フリースペース」等との違いが明確になる評価項目の工夫が指摘された。また、自主的な収入の事業経費、財源に占める割合を示す案が特に目立った。
(2) 利用者に関すること	回答欄を拡充について複数の指摘があった（男女比、年齢段階の細分化と各々の人数や利用頻度ごとの割合、19歳以上の利用者数、進路やOB/OGの活動状況など）。また、コースやプランごとの対象年齢等、発達障害等のある子どもの在籍状況や受け入れ実績を記載できる評価項目を求める意見も見られた。
(3) スタッフに関すること	男女比、待遇等の項目追加を求めるものが目立った。また、研修実績や取り組み例の記載を求める意見や立場や待遇、役割等の違いから、記載項目の再検討を示唆する意見が多く見られた。
(4) 活動内容に関すること	多様な活動を説明できる選択肢の拡充や自由記述の追加に関する指摘が特に多くみられた。自己評価としても、当事者・保護者・他のフリースクールへの情報発信としても重要視されていた。
(5)安全等に関すること	リスクマネジメントについての項目（例、いじめ、体罰、保険勧誘、事故対応等）の評価項目の追加や個人情報保護・コンプライアンスに関する評価項目を追加することについて指摘があった。
(6)地域・学校・行政との連携に関すること	他のフリースクールや民間団体、NPO等との交流連携を示す評価項目を設ける意見が出されたほか、地域、学校、行政それぞれについて、連携の取り組みや実績を評価できるような形への変更が示唆された。
(7)団体・スクールの理念やその実現に向けた取り組みに関すること	団体設立の理念、ニーズ、設立時想定していた利用者、「フリースクール」として運営することの理由等、団体のアピールポイントの回答欄の拡充を求める指摘が目立った。
(8)その他	情報公開や情報発信、評価内容記載例、運営・活動面での困難、ひきこもりや貧困ケース等の利用者支援や対応が順調に進んでいる利用者像に関する評価項目の追加等の指摘があった。

図表4 自己評価の手順への意見・要望

(1) 評価を実施する人	代表者、関係者全員、外部からの選定等、多様な意見が出されたフリースクール等を対象とした自己評価のみならず、行政や自治体についても自己評価の導入の必要性を指摘する意見も出された。
(2) 評価を実施する時期・頻度	更新の重要性が多く述べられ、頻度については半年から2年に一度が適切であるという意見が多く見られた。実施時期について事務作業の繁忙期を避けた形で夏季の実施を示唆する回答が目立つ。
(3) 評価項目	利用者、保護者の参画の程度や満足度を入れること、独自の項目を任意に設定できる評価の枠組みを求める意見が多く出された。また、達成点と課題とを分けて評価できる枠組みや、支援機能を評価できるような枠組みの構築を示唆する意見も出された。
(4) 評価方法	現地視察、ヒアリングの併用、ウェブ等の活用も含めた会議の実施、客観性を担保することの必要性、特徴や独自性を明確にしたいとする意見、またバランスのとれた評価をすることの難しさ言及する回答もあった。また地域による違いを考慮することの重要性を示唆する回答も見られ、委員会等を設置して継続した検討や情報交換を進めることが必要であるとする回答も多く見られた。
(5) 自己評価への懸念	目的と実施と活用のメリットがメージできないことや、自己評価を情報公開の一環としてとらえる回答も見られた。また、自己評価の拡充によって、フリースクール等の活動の画一化が促進されるのではないかと懸念する回答も見られた
(6) その他	行政との連携、教育委員会等からの紹介による児童生徒のフリースクール等の活用を期待する回答も多く見られた。パソコンやウェブサイト上で記入できる形、チェックを入れるような回答の簡素化を求める回答も特徴的であった。また、根本的な課題として、フリースクールそのものの定義を問う回答も見られた。

5. 研究班の組織

<研究代表>

加瀬 進（東京学芸大学特別支援科学講座教授）

<研究協力者>

奥地圭子（特定非営利活動法人東京シューレ理事長）

朝倉景樹（特定非営利活動法人東京シューレ理事）

中村国生（特定非営利活動法人東京シューレ事務局長）

松島裕之（特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク事務局長）

亀田 徹（LITALICO 研究所 主席研究員）

須永祐慈（NPO 法人ストップいじめ！ナビ副代表理事）

高森裕子（株式会社三菱総合研究所（ヘルスケア・ウェルネス事業本部）主任研究員）

村山 拓（東京学芸大学特別支援科学講座准教授）

<研究班事務局>

東京学芸大学特別支援科学講座 加瀬研究室

6. 研究経過

<FS 等調査研究検討会議>

第1回（2017年5月26日（金））～ 第7回（2018年2月5日（月））まで計7回実施

<成果報告会>

2018年2月25日（日） 第5回多様な学び実践研究フォーラムにて実施（早稲田大学）

2018年3月4日（日） FS等の支援の在り方に関する調査研究報告会にて実施（大阪府立大学）

Ⅱ：アンケート調査報告

Ⅱ：アンケート調査報告

1.1 アンケート調査の概要

1.1.1 調査目的

平成 29 年度文部科学省「いじめ・不登校支援等推進事業」の一環として、①フリースクール等の取り組みを促進するために必要な外部組織・団体からの支援に対するニーズを明らかにするとともに、②フリースクール等それぞれの理念・特色・自主性を活かしつつ、一層の社会的認知を得るための方法として考案した「自己評価シート」に対する意見を幅広く集約することを目的とした。

1.1.2 調査対象・回収状況

「全国フリースクールガイド(学びリンク)」に掲載されているフリースクール等の全数(368 件)を調査対象とし、118 件から回答を得た(回収率 32%)。

1.1.3 調査時期

- 2017 年 12 月 1 日：投函
- 2017 年 12 月 15 日：〆切
- 2017 年 1 月 17 日：回収受付〆切

1.1.4 調査方法

郵送配布・郵送回収のアンケート調査。

1.1.5 調査内容(別添調査票のとおり)

1.2 集計結果

1.2.1 団体・施設の状況

団体・施設の所在地は、東京都 19 件(16%)、神奈川県 17 件(14%)、大阪府 11 件(9%)であった。

設立時期は、「2000～2009 年」が 34%、「2010 年～」が 22%、「1990～1999 年」が 19%で、2000 年以降が過半数であった

運営主体は、法人格を有する団体・施設が 75%であり、そのうち、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」が 41%で最も多かった。「法人格を有しない任意団体」は 14%、「個人」は 8%であった。

団体・施設の類型は、「フリースクール(フリースペースを含む)」が 67%で最も多かった。また、運営形態は「通所」が 87%であった。

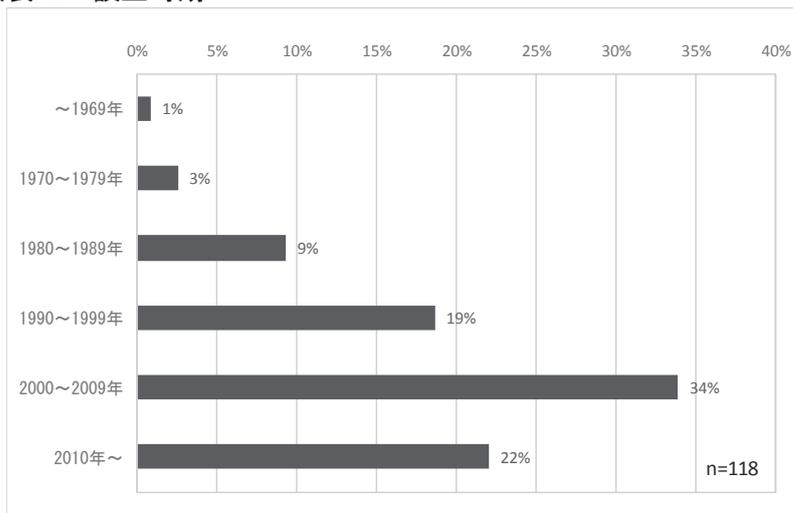
週当たり開所日数は、「4日」が54%で最も多く、平均4.7日であった。

拠点の有無をみると、「常設の拠点あり」が95%であり、その所有形態は「民間施設を借用」が55%、「自己所有」が36%であった。

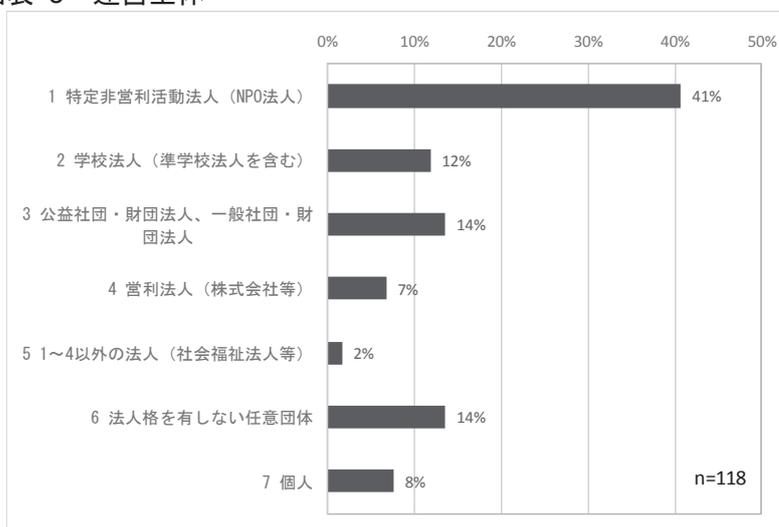
図表 1 所在都道府県

	件数	%
1 北海道	4	3%
2 青森県	1	1%
3 岩手県	1	1%
4 宮城県	2	2%
5 秋田県	0	0%
6 山形県	1	1%
7 福島県	2	2%
8 茨城県	1	1%
9 栃木県	2	2%
10 群馬県	0	0%
11 埼玉県	7	6%
12 千葉県	4	3%
13 東京都	19	16%
14 神奈川県	17	14%
15 新潟県	1	1%
16 富山県	1	1%
17 石川県	0	0%
18 福井県	0	0%
19 山梨県	1	1%
20 長野県	3	3%
21 岐阜県	1	1%
22 静岡県	4	3%
23 愛知県	7	6%
24 三重県	1	1%
25 滋賀県	0	0%
26 京都府	3	3%
27 大阪府	11	9%
28 兵庫県	5	4%
29 奈良県	1	1%
30 和歌山県	0	0%
31 鳥取県	0	0%
32 島根県	1	1%
33 岡山県	3	3%
34 広島県	4	3%
35 山口県	1	1%
36 徳島県	0	0%
37 香川県	1	1%
38 愛媛県	1	1%
39 高知県	0	0%
40 福岡県	4	3%
41 佐賀県	1	1%
42 長崎県	0	0%
43 熊本県	0	0%
44 大分県	0	0%
45 宮崎県	0	0%
46 鹿児島県	0	0%
47 沖縄県	2	2%
無回答	0	0%
N	118	100%

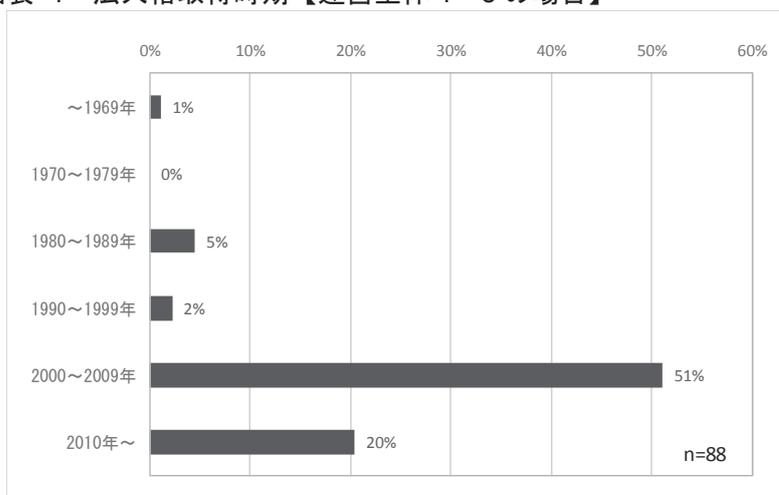
図表 2 設立時期



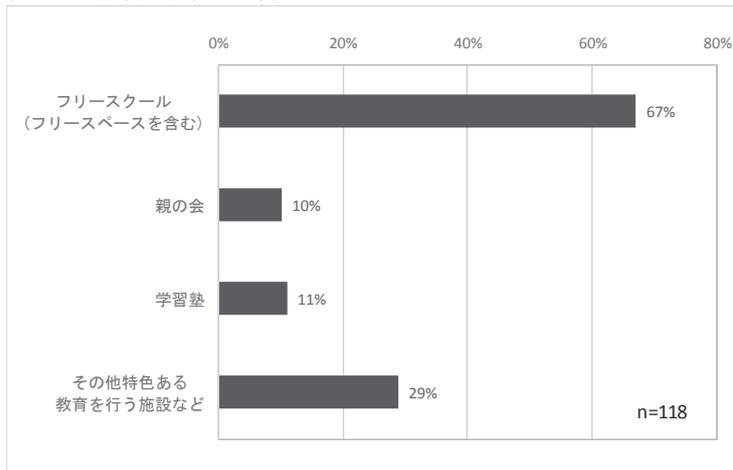
図表 3 運営主体



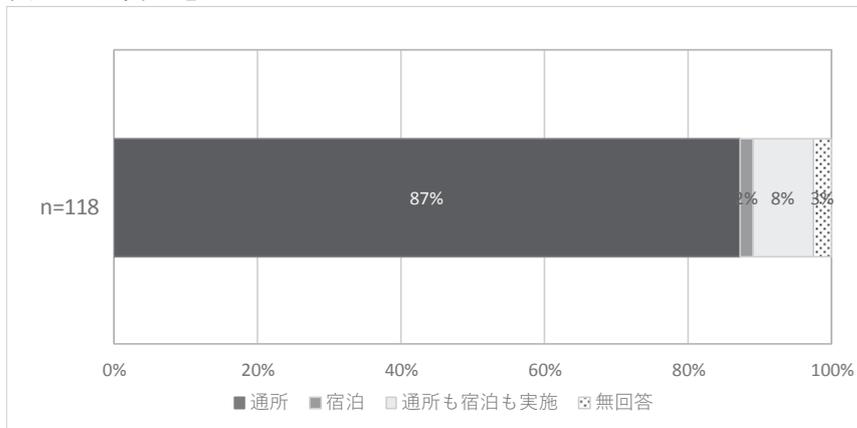
図表 4 法人格取得時期【運営主体 1~5 の場合】



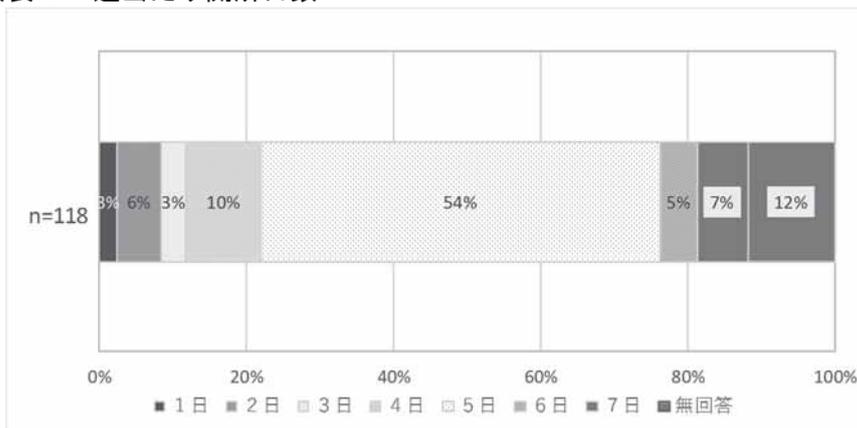
図表 5 団体・施設の類型



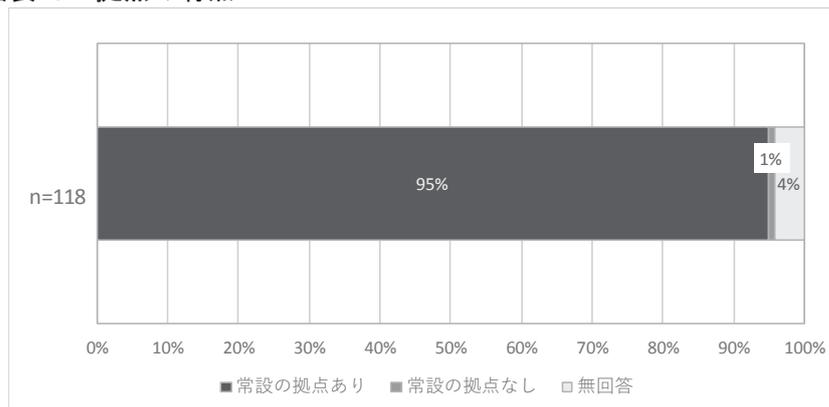
図表 6 運営形態



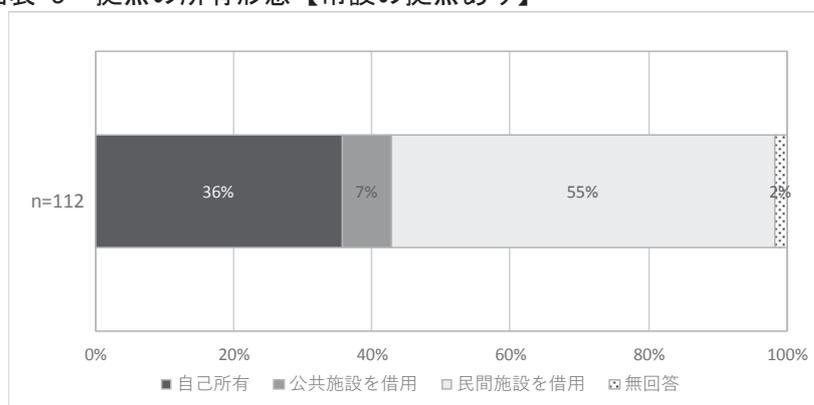
図表 7 週当たり開所日数



図表 8 拠点の有無



図表 9 拠点の所有形態【常設の拠点あり】



1.2.2 在籍者の状況

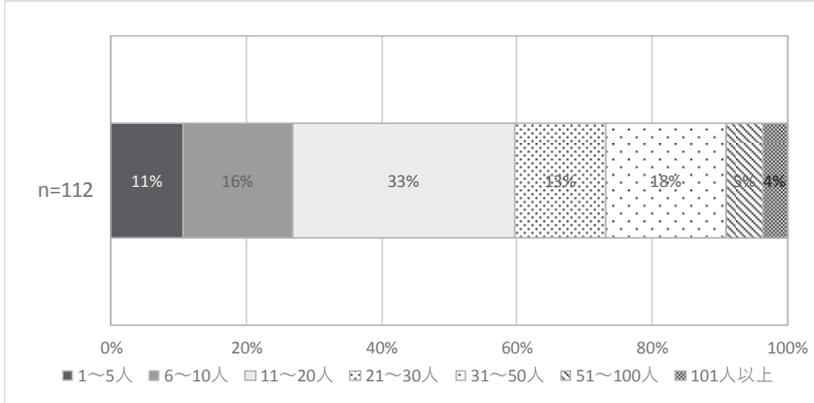
1 団体・施設あたりの在籍する子どもの人数平均は合計 24.7 人、うち、義務教育段階の小学生・中学生は 14.8 人であった。

在籍する子どもの人数分布は、「11～20 人」が 33%で最も多く、20 人以下が 60%であった。

図表 10 在籍する子どもの人数；平均

	人数	%
1 就学前	0.3	1%
2 小学生	3.7	15%
3 中学生	11.1	45%
4 高校生等(高専・専修学校等を含む)	5.7	23%
5 大学生等(短大・専門学校等を含む)	0.4	2%
6 高校に在籍しない16～18歳	0.9	3%
7 高校・大学に在籍しない19歳以上	2.7	11%
合計	24.7	100%
N	112	

図表 11 在籍する子どもの人数；分布



1.2.3 スタッフ・ボランティアの状況

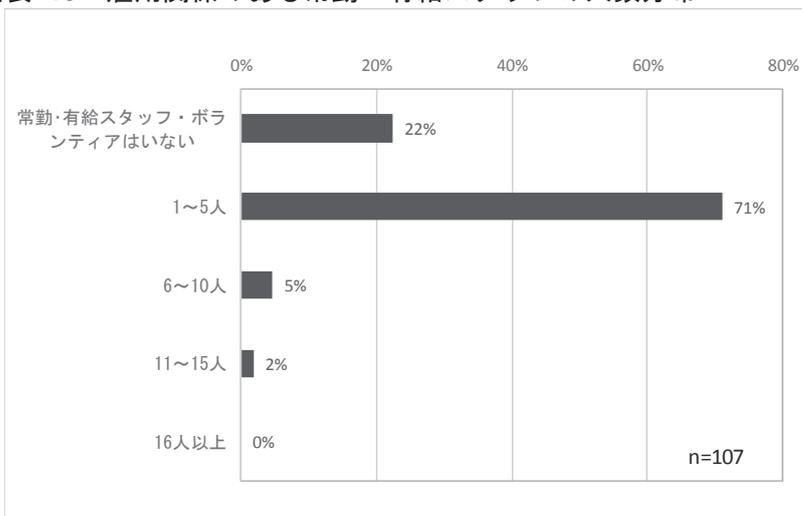
1 団体・施設あたりのスタッフ・ボランティアの人数平均は合計 10.9 人、うち、雇用関係のある常勤・有給スタッフは 2.2 人であった。

雇用関係のある常勤・有給スタッフの人数分布は、1~5 人が 71% で、常勤・有給スタッフがない団体・施設は 22% であった。

図表 12 スタッフ・ボランティアの人数；平均

			人数	%
雇用あり	常勤	有給	2.2	21%
		無給	0.1	1%
	非常勤	有給	2.9	27%
		無給	0.2	2%
雇用なし	実費のみ支弁のボランティア		2.3	21%
	無償ボランティア		3.1	29%
合計			10.9	100%
N			107	

図表 13 雇用関係のある常勤・有給スタッフの人数分布



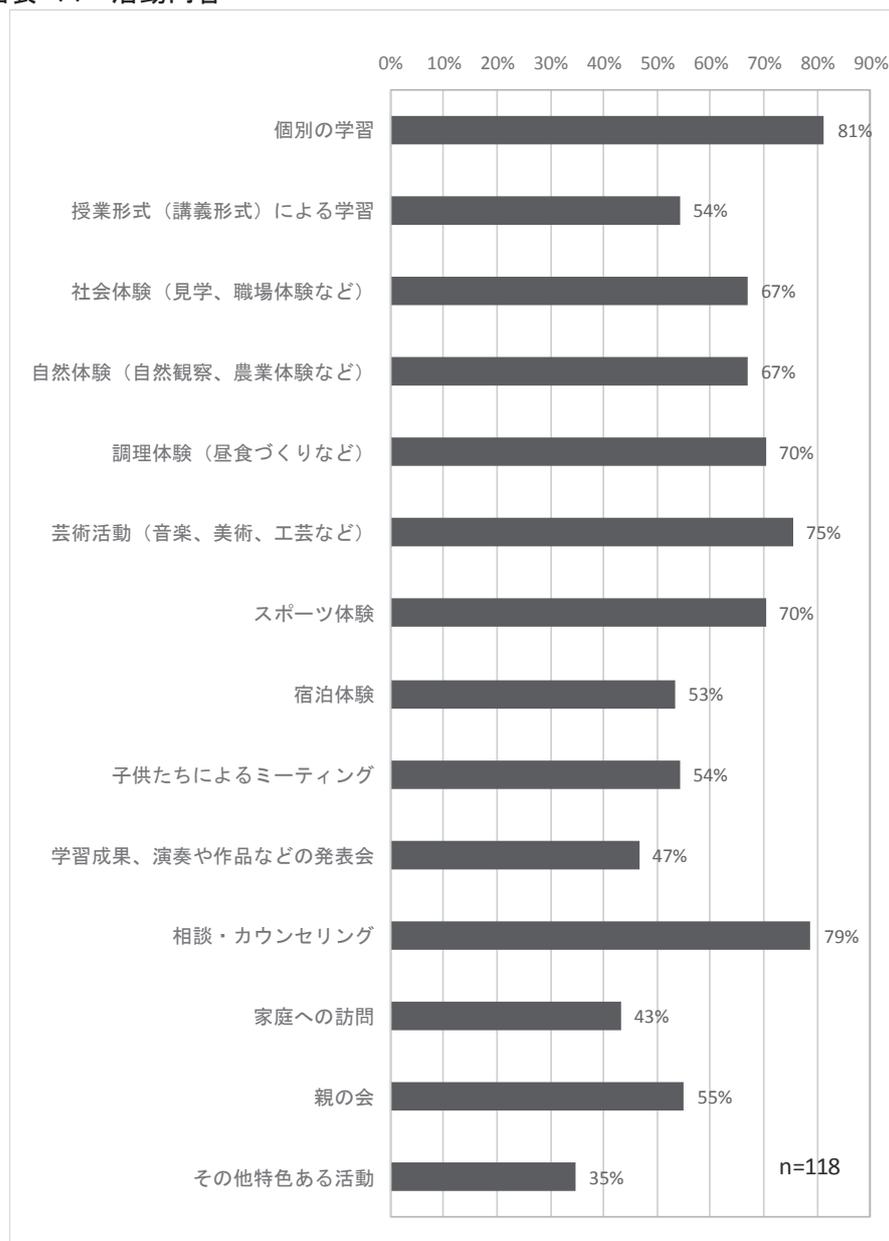
1.2.4 活動の状況

活動内容は、「個別の学習」が81%である一方、「授業形式による学習」は54%であった。「相談・カウンセリング」は79%、体験活動等は70%前後、「家庭への訪問」は43%であった。

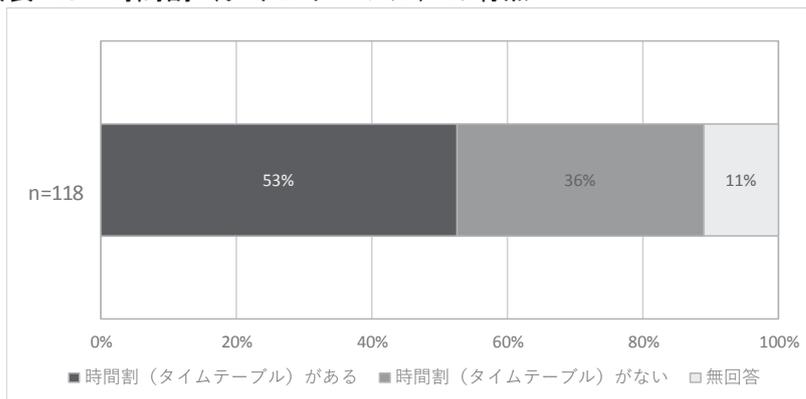
時間割（タイムテーブル）がある施設・団体が53%であった。

学習教材は、「市販の教材」が64%、「施設・団体等が独自に作成・用意したもの」が59%、「教科書」が55%であった。

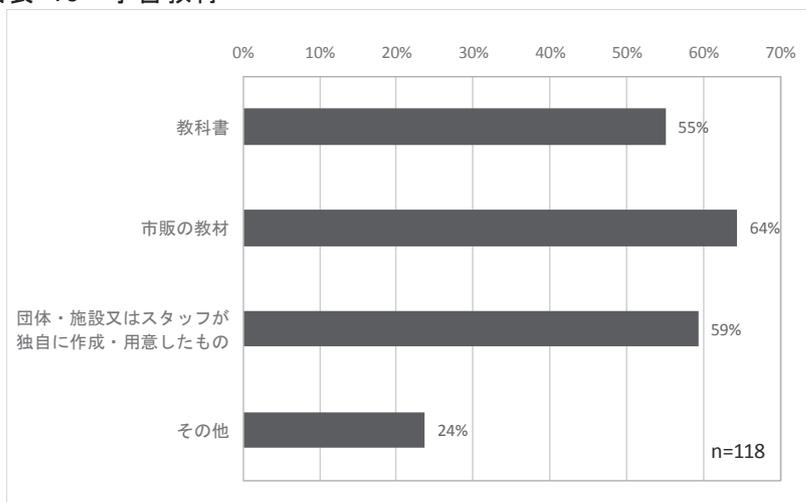
図表 14 活動内容



図表 15 時間割（タイムテーブル）の有無



図表 16 学習教材



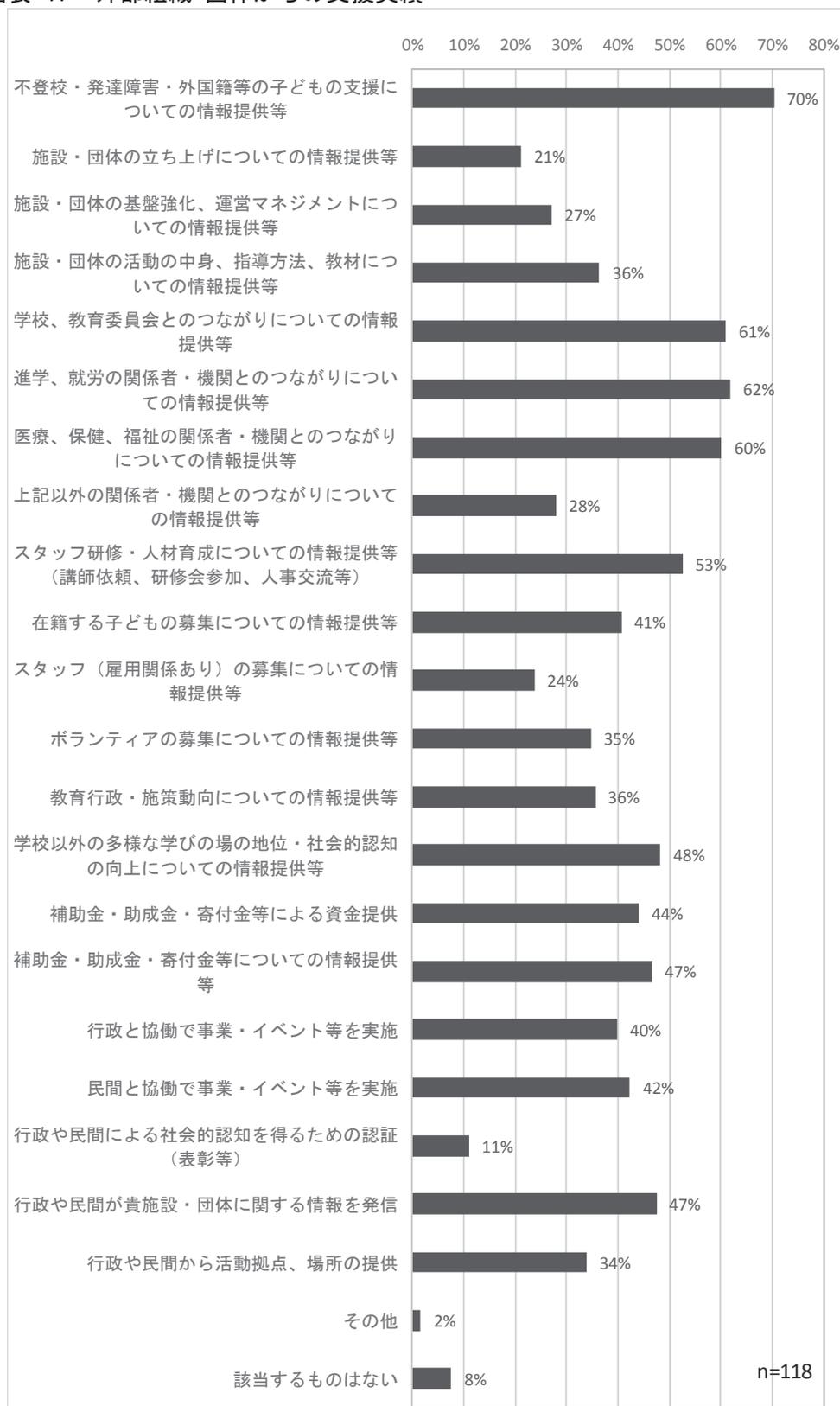
1.2.5 活動に対する支援の受け入れ状況・重要性

団体・施設が外部組織・団体から平成 28 年度に受けた支援実績は、「不登校・発達障害・外国籍等の子どもの支援についての情報提供等」が 70%、「進学、就労の関係者・機関とのつながりについての情報提供等」が 62%、「学校、教育委員会とのつながりについての情報提供等」が 61%、「医療、保健、福祉の関係者・機関とのつながりについての情報提供等」が 60%、「スタッフ研修・人材育成についての情報提供等（講師依頼、研修会参加、人事交流等）」が 53%であった。

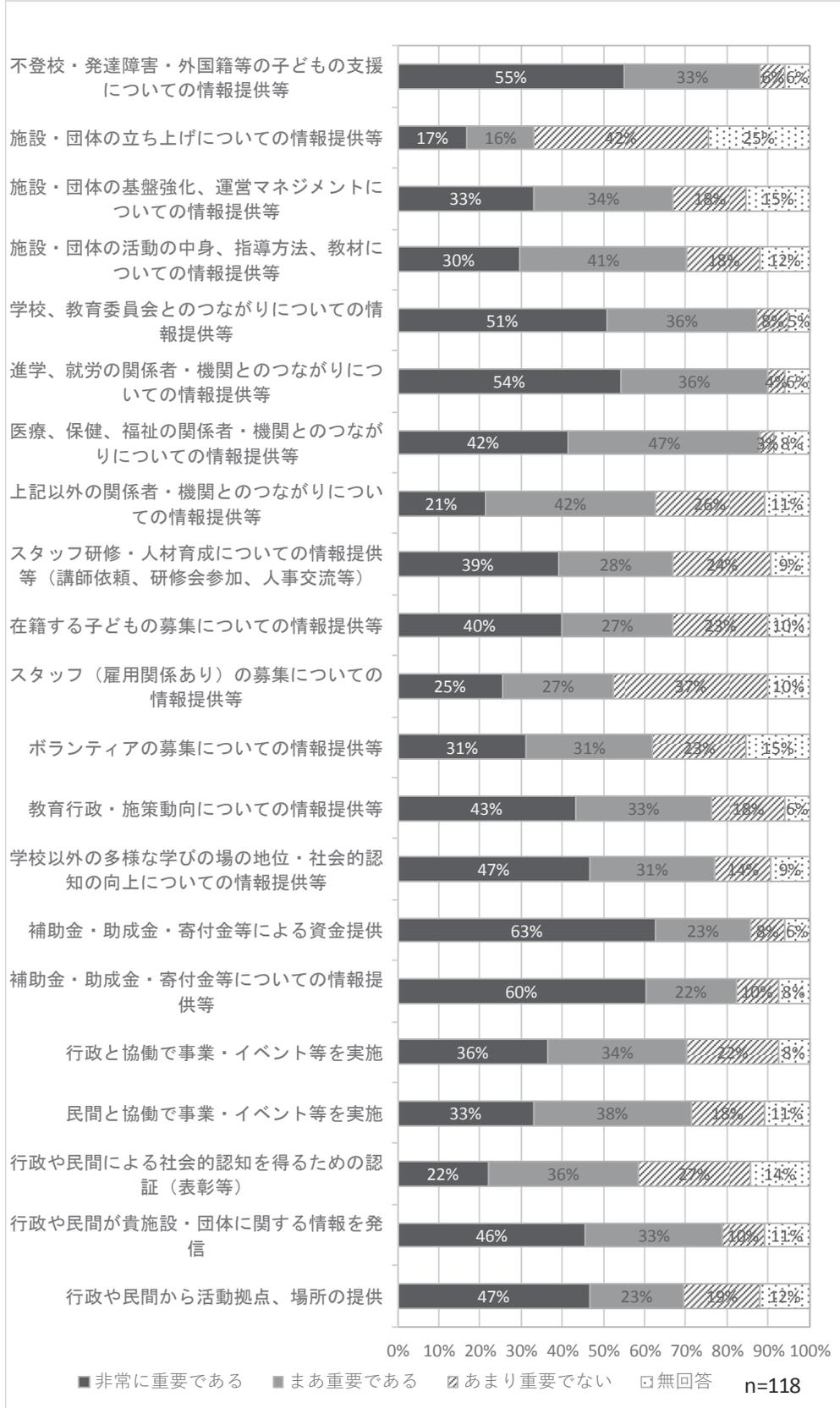
一方、団体・施設が外部組織・団体からの支援として「非常に重要である」と感じている項目は、「補助金・助成金・寄付金等による資金提供」が 63%、「補助金・助成金・寄付金等についての情報提供等」が 60%、「不登校・発達障害・外国籍等の子どもの支援についての情報提供等」が 55%、「進学、就労の関係者・機関とのつながりについての情報提供等」が 54%、「学校、教育委員会とのつながりについての情報提供等」が 51%であった。

重要性を感じながら、支援実績が少ない項目は、「補助金・助成金・寄付金等による資金提供」、「補助金・助成金・寄付金等についての情報提供等」であった。

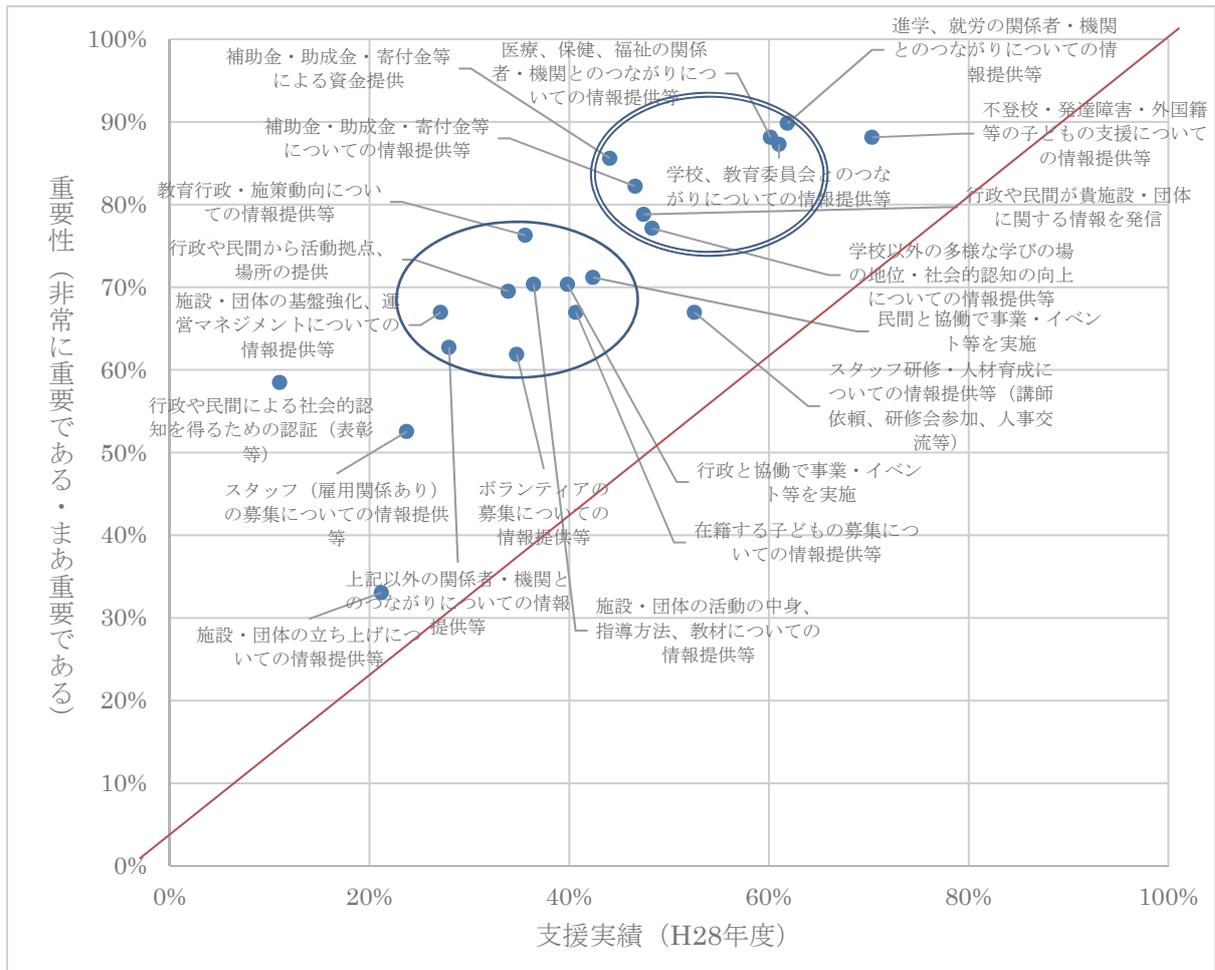
図表 17 外部組織・団体からの支援実績



図表 18 外部組織・団体からの支援の重要性



図表 19 外部組織・団体からの支援実績と重要性の関係



図表 19 は支援実績と重要性の関係を表す散布図である。斜線より上にいるものは、重要であるが支援が足りていないもの、同じ重要性でみると、左に行くほど支援が足りていないものを表している。

「非常に重要である」と「まあ重要である」を合計して支援実績との関係を見ると、重要性に対して支援実績が上回るものはない。一重線で囲った部分は支援実績が 30～40%、重要性が 60%を超えるもので、「施設・団体の基盤強化、運営マネジメントについての情報提供等」「行政や民間から活動拠点、場所の提供」等が挙げられている。また二重線で囲った部分は支援実績が 50～60%あるものの、重要性が 80～90%を超えるもので「補助金・助成金・寄付金等による資金提供」「医療、保健、福祉の関係者・機関とのつながりについての情報提供等」などが挙げられている。

上記項目以外で、外部組織・団体から今後受たい支援について自由記述で聞いたところ、以下のような回答があった。

図表 20 外部組織・団体から今後受たい支援 (自由記述)

(運営資金)
 資金援助・提供を受けたいとの回答が多数寄せられた。「保護者に高額な負担をかけるわけにも行かず、経営困難」であるとの指摘があり、「ひとり親など貧困家庭の子どもが

有料のフリースクールに通うことができるような経済的支援」を求めるものもあった。また、職員・スタッフに対する「人件費」を考えた際に、赤字になるとの指摘が複数みられ、人件費に充てるための運営資金を求める声があった。

(拠点)

拠点に関して、活動拠点の提供を求める回答が多数寄せられた。「体育館、テニスコート、調理室などの活動場所の支援」というような具体的な活動場所に言及した回答も見られた。また、「拠点施設を民間、行政問わず情報提供をしてほしい。」と情報提供を求める意見もあった。

(スタッフ・ボランティア)

スタッフ・ボランティアに関して、多様な分野の人材を求める意見が複数みられた。また、スタッフ・ボランティアの募集や紹介も重要視する意見がみられた。多様な分野の人材を求める意見では、「学習支援」、アウトドアや音楽活動などの「活動支援」の人手を求める回答が見られた。スタッフ・ボランティアの募集や紹介については、「子どもの多様なニーズに対応していくに当たり、サポートしてくれる多分野の方を紹介、マッチングしてもらう。」ことを求めている。また、「指導者への財政支援(謝金の支払い)」や「インターンシップのできる環境等の連携」を求める回答もあった。

(団体・組織運営)

団体・組織運営に関して、特徴的なものとして以下のようなものがあった。まず、「運営を継続することが難しく、どのような組織にし、運営をして行けば良いのか」といった、全般的な助言・コンサルティングを求める回答が複数見られた。次に、「フリースクールなどの学校以外の教育機関に関する情報を周知するための支援」や「学園周知のための広報先の紹介」など、広報に関する支援を求める回答も多く見られた。

(ネットワーク)

ネットワークについては、子どもにあったフリースクールを見つけられるような連携の支援、学校との連携、自治体との連携の支援の回答が見られた。まず、子どもにあったフリースクールを見つけられるような連携の支援については、「多様な特色を持つ生徒がいるため、ほかのスクールがどのような特色を持っているかの情報を知り、その子に合ったスクールを見つけることができるような連携の取れる支援」を求めている。学校との連携については、「中学校との連携を深めるための研修などが実施」を求める回答もあった。自治体、行政との連携やネットワークをつくることを求める回答も多数みられた。

(その他)

上記以外では、通学定期の発行、就業体験受け入れ先などを求める回答があった。積極的に支援を求める回答も見受けられる一方で、「情報提供や助言・支援を(一方的に)受けるという発想に違和感を感じる」「行政からお金をもらおうとフリースクールにならないので、必要ない」という意見も見られた。

また、外部組織・団体から支援を受けるにあたって課題になっていること等について自由記述で聞いたところ、以下のような回答があった。

図表 21 外部組織・団体から支援を受けるにあたって課題になっていること等（自由記述）

（マンパワー不足に関すること）

ボランティアやスタッフが不足しているという回答が複数得られた。「講師の人的不足」や「特化した担当スタッフを置くことが難しい」といった回答にみられるような、専門性をもったスタッフを置くことの厳しさが指摘された。また、「制度を十分に理解し、活かすために必要な人材が不足している」「補助金・助成金・寄付金等の書類作成が細かくボランティアだけで運営しているため負担が大きくなってしまう」というような、知識やスキルをもった職員が不足していることが施設の運営に影響をしているとの指摘も見られた。

（運営資金の確保）

予算に関すること、謝金や交通費の確保の困難に関することが挙げられた。まず、予算に関することでは、「公的な予算が削減される中で新しい分野の予算化が難しい」「助成金などは新事業の単年度がほとんどであること」などが多数指摘され、資金源の確保が困難な状況がうかがえる。さらに「経済的にも謝礼や交通費を出す余裕がない」「全て資金でコンサルを負担すると金額が大きい」という回答も多く寄せられた。

（在籍校との連携）

在籍校との連携が課題になっていることが指摘された。「フリースクールに対する学校ごとの認識の違い」があるという回答があった。また、「高校や専修学校によっては在籍校の推薦でないと相手にしてもらえない」「協力してもらわないと実習定期がもらえない」といった記述にみられるようにフリースクールに通うにあたって在籍校の理解の重要性が指摘された。

（行政の意識・対応）

行政の意識・対応に関しては、「行政と現場との温度差がかなり大きい」「行政側の意識の問題」といった姿勢・態度について数多く指摘された。

（情報に関すること）

情報に関することは、大きく分けて情報の入手の困難、情報発信・周知の困難、情報共有の困難が挙げられた情報の入手に関することでは、制度に関する情報を入手できていないという記述がみられた。情報発信・周知の困難では、「行政側の周知徹底」、「生活困窮世帯にどのように周知し活用できる環境を整備していけるか」ということが指摘された。情報共有に関することとしては「行政と民間での情報共有が円滑にできない」ということ指摘された。

（その他）

上記以外では、地域間格差、公共交通機関の定期券発行システムの見直し、事務処理の多さ、社会的認知度の低さに関する回答が目立った。また、行政による介入を危惧する意見やフリースクールの運営理念を尊重してほしいという意見も見られた。

1.2.6 自己評価シートへの意見・要望

フリースクール等それぞれの理念・特色・自主性を活かしつつ、いっそうの社会的認知を得るための方法として本事業で考案した「自己評価シート」に対する項目別の意見・要望を自由記述で聞いたところ、多数の回答があった。それらの内容を検討したところ、その内容、観点等から概ね以下のように分類・整理することが出来た。

(1) 運営主体、運営形態、活動形態に関すること

運営や活動の形態に関することとして、運営主体、事業主体、運営する法人の事務所や活動拠点を記載できるようにする追加案が複数示された。また、一つの法人で複数の事業、複合的な役割を担っている場合も複数想定され、それらの複合的な事業等を追記できるようにすること、また開所や運営の日数や時間数を記載し、その根拠等を示す追加案も挙げられた。さらに、「居場所」や「フリースペース」、「特色のある教育施設」との違いがより明確に示されるよう、評価項目を工夫する必要性も指摘された。

運営に関する内容として、財政面への指摘も挙げられた。表現は回答によって異なるが、授業料等の自主的な収入の事業経費、財源に占める割合を示す案が特に目立った。

(2) 利用者に関すること

利用者に関することとしては、大きく利用者の属性や対象年齢等に関する内容と、スクール等の受け入れ体制等、各フリースクール等が想定している利用者層に関する内容とに分けることが出来た。

まず、利用者に関することとしては、男女比や学齢段階（小、中、高）ごとの人数が記載できるような記載項目の追加、利用頻度ごとの割合（不登校児童生徒も含めた項目）の追加、19歳以上の利用者の数や19歳以上についてはさらに年齢段階を細分化することが必要であるとの指摘も見られた。また利用者の実態を示す内容として、利用者の進路やOB/OGの活動状況など、回答欄を拡充することによって、より具体的な状況を記載できるとの指摘も見られた。

次に、受け入れ体制等、各スクール等が想定している利用者に関して目立ったのは主として年齢についてである。コースやプランによって対象年齢等が異なってくることから、コースごと、プランごとの対象年齢等を記載できるような評価項目の設定を求める意見が複数挙げられていた。同一のスクールの中での活動形態の多様性に応えることが求められていると考えられる。

また、発達障害や知的障害、精神障害等のある子どもの在籍状況や受け入れ実績を記載できるような評価項目を求める意見も見られた。これは主として利用を検討している子どもや保護者にとって、在籍の実態や受け入れ実績を示すことで、当事者の利用を促しやすくするという考えに基づくものと考えられる。

(3) スタッフに関すること

活動するスタッフに関連した記述も多く確認できた。例えばスタッフの男女比、待遇等の情報の項目追加を求めるものが目立った。また、スタッフに対する研修の実績や取り組み例の記載を求める意見も複数あがっており、研修等の取り組みを相互に参照し合うことで活

動の参考にしたい（参考に供したい）という考えを読み取ることが出来た。

また、無給スタッフに関する情報の記載については、ボランティアなので記載は不要という意見も含め、その立場や待遇、役割等の違いから、記載項目の再検討を示唆する意見が多く見られた。

(4) 活動内容に関すること

活動内容については、各フリースクール等の多様な活動を説明できるような選択肢の拡充、自由記述の項目を追加することが必要だとする指摘が特に多くみられた。具体的には、居場所や心理的支援に関する項目、活動説明会、発表会等の実施の有無、自然体験活動等、集団宿泊型行事の有無や時期・日数、心理的な悩みを語ったり共有したりする活動を表せる評価項目の追加、個別の指導計画の策定状況といったものである。いずれも、各フリースクール等の活動を具体的かつ効果的に示すことの重要性とともに、利用を検討している人たちや他のフリースクール等への情報発信も視野に入れていることが確認できた。

(5) 安全等に関すること

安全等に関することとして、活動内容とも一部重複するが、リスクマネジメントについての項目（例、いじめ、体罰、保険勧誘、事故対応等）の評価項目の追加すること、個人情報保護やコンプライアンスに関する評価項目を追加することについて指摘があった。

(6) 地域・学校・行政との連携に関すること

標記の項目については、フリースクール同士の相互交流の実績のある団体等から、他のフリースクールや民間団体、NPO 等との交流連携を示す評価項目を設ける意見が出されたほか、地域、学校、行政それぞれについて、連携の取り組みや実績を評価できるような形への変更が示唆された。

(7) 団体・スクールの理念やその実現に向けた取り組みに関すること

団体やスクールの理念に関連した評価項目として、団体設立の理念、ニーズ、設立時想定していた利用者等の評価項目、団体のアピールポイントの回答欄の拡充を求める指摘が目立ったほか、なぜ「フリースクール」として運営しているかを確認するための評価項目の追加を示唆する意見も見られた。

(8) その他

上記以外のものとしては、まず、ホームページ等の情報公開、情報発信に関することが挙げられる。ブログ、SNS 等、ホームページ以外の媒体を併用している団体、またホームページを公開していない団体等からこれらの評価項目に追加を求める意見が見られた。

その他、評価項目全般について、評価内容の記載例を追記（併記）することや、運営、活動面での困難に関する評価項目の追加、ひきこもり等に悩む利用者への支援が記載できる評価項目の追加、当該団体として対応が順調に進んでいるタイプの利用者像に関する評価項目の追加、不登校児童、生徒への対応や貧困対策に関する評価項目の追加などについて指

摘があった。

1.2.7 自己評価の手順への意見・要望

フリースクール等それぞれの理念・特色・自主性を活かしつつ、いっそうの社会的認知を得るための方法として本事業で考案した「自己評価シート」を活用した自己評価の手順に対する意見・要望を自由記述で聞いたところ、以下のような回答があった。

(1) 評価を実施する人

評価を実施する人については、代表者、関係者全員、外部からの選定等、多様な意見が出された。またフリースクール等を対象とした自己評価のみならず、行政や自治体についても自己評価の導入の必要性を指摘する意見も出された。

(2) 評価を実施する時期・頻度

評価の実施時期・頻度については、利用者数やスタッフ数など規模の変動や活動形態の変更があり得るため、更新が重要であるという意見は、ほぼすべての自由記述回答に共通していた。実施頻度については、各フリースクール等の活動の形態や特徴とも関わり、半年から2年に一度実施することが適切だとする意見が多く、特に年に一度実施することの重要性を指摘したり、すでにそのような取り組みを実施しているとする記述が目立つとともに、年齢の低い子どもの利用する団体や復学支援等、実施形態によって頻回な自己評価が重要であるとする回答の傾向が見られた。

実施時期についても回答は多様であったが、自由記述の回答の範囲では、事務作業の繁忙期を避けた形で夏季の実施を示唆する回答が目立った。また既に自己評価の取り組みをしているフリースクール等では、3月に実施しているとの回答が目立った。

(3) 評価項目

評価項目については、1.2.6 で評価項目の追加についての意見が多く出されているので、本項では出来るだけ重複を避ける形で整理する。

まずは、利用者、保護者の参画の程度や満足度を入れることについての意見が目立った。また、それぞれのフリースクール等での特色ある取り組みを評価するために、独自の項目を任意に設定できる評価の枠組みを求める意見も多く出された。

さらに、達成点と課題とを分けて評価できる枠組み、フリースクール等が支援を受けるのみならず、フリースクール等が教育機関への支援を行っている場合など、その支援機能を評価できるような枠組みの構築を示唆する意見も出された。

(4) 評価方法

評価方法については、今回実施したようなアンケート自記式の評価のほか、現地視察、ヒアリングを併用して総合的に評価する方法、ウェブ等の活用も含めた会議を実施して多面的に評価する方法を示唆する意見が多く出された。

また、数値化できる同一項目の評価を通して客観性を担保することで社会的信用を得られやすいとする意見と、定性的な記述を併用することで、各フリースクール等の特徴や独自性を明確にしたいとする意見とが目立った。自己評価と客観性の高い評価とのバランスをとることの難しさについて言及する回答もあった。また地域による活動内容・活動形態の特徴の違いを考慮することの重要性を示唆する回答も見られた。

評価項目の設定、変更、活用方法については、委員会等を設置して継続した検討や情報交換を進める必要があるとする回答が多く見られた。

(5)自己評価への懸念

自己評価への懸念材料として、特徴的な回答として以下のようなものが見られた。

まず、自己評価がどのような目的にもとで実施され、どのように活用するのか、自己評価を実施した各フリースクール等にどのようなメリットがあるのかが明確にイメージできないという趣旨の回答が目立った。例えば実践面、運営面にどのように反映されるのかが明確でないために、評価を実施する意義を実感しにくかったり、自己評価そのものの負担感を指摘する回答も見られた。個人経営等の理由で評価は不要と考えている団体からの回答もあった。

一方で、自己評価を情報公開の一環としてとらえる回答も見られた。具体的には、フリースクール等を探している保護者にとって参考になる、他のフリースクール等の活動の情報を得るといった活用の可能性に言及する回答も見られた。

また、自己評価の拡充によって、フリースクール等の活動の画一化が促進されるのではないかと懸念する回答も見られた（例、評価項目に進路に関する項目があることで進路支援に実績のあるフリースクール等に社会的評価が集中する等）。

(6)その他

上記以外では、評価や今回の調査研究の趣旨に賛同する回答が目立った。また、自己評価やそれに伴う社会的認知の向上と関連して、行政とのより一層の連携を通して、不登校児童生徒にとってフリースクール等がより有効な選択肢となりうること、教育委員会等からの紹介による児童生徒のフリースクール等の活用を期待する回答も多く見られた。

しかし、特に小規模の団体を中心に、評価の手間や負担感に言及し、パソコンやウェブサイト上で記入できる形、チェックを入れるような回答の簡素化を求める回答も特徴的であった。

また、根本的な課題として、フリースクールそのものの定義を問う回答も見られた。ある自治体の例を挙げて、フリースクールを名称に冠した協議会のメンバーを確定することが出来ていないことを紹介し、フリースクールの対象を明確にできていないことや、教育ビジネスの参入でフリースクールの性格が変容してきているとの指摘も見られた。

Ⅲ：中間支援組織に対する ヒアリング調査報告

Ⅲ：中間支援組織に対するヒアリング調査報告

次の14団体を中間支援組織として位置づけ、ヒアリング調査を行った。調査期間は2017年10月～11月である。方法は半構造化面接で、面接対応者の許可を取ったうえで、録音をさせていただくという手続きをとっている。

図表1 ヒアリング調査の対象

	団体名	団体所在地	団体の種類	代表者名
No.1	北海道フリースクール等ネットワーク	北海道札幌市	特定非営利活動法人	相馬 契太
No.2	日本フリースクール協会	東京都渋谷区	NPO法人	川合雅久
No.3	登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク	東京都北区	特定非営利活動法人	奥地圭子
No.4	フリースクール全国ネットワーク	東京都北区	特定非営利活動法人	奥地圭子・江川和弥
No.5	多様な教育を推進するためのネットワーク（通称：おたるネット）	千葉市内		古山明男
No.6	ふりー！すくーりんぐ	大阪府大阪市 兵庫県神戸市	任意団体	松浦豊
No.7	デモクラティックネットワーク	所在地はない	任意団体	代表は置かない
No.8	日本シュタイナー学校協会	神奈川県相模原市緑区	任意団体	秦 理絵子
No.9	在日ブラジル学校協議会（AEBJ）	東京都目黒区自由ヶ丘	NPO法人	
No.10	全国適応指導教室連絡協議会	名古屋市子ども適応相談センター		森 敬之
No.11	児童健全育成推進財団	東京都渋谷区	一般財団法人	鈴木一光
No.12	日本NPOセンター	東京都千代田区	認定特定非営利活動法人	早瀬昇
No.13	市民社会創造ファンド	東京都中央区	NPO法人	山岡義典
No.14	全米フリースクール連合	アメリカ合衆国ミシガン州アナーバー	非営利活動法人	パット・モンゴメリー

また、主たる調査項目は次の通りである。

- I. 団体の概要
- II. 設立及びその後の歴史
- III. 現在の主な事業
- IV. 組織および加盟団体
- V. 活動の質の担保
- VI. 公的機関との連携
- VII. 財政運営
- VIII. その他の連携について
- IX. 今後の課題

ヒアリング調査 No.1

団体名：特定非営利活動法人北海道フリースクール等ネットワーク

対応者：相馬契太、亀貝一義、高村さとみ

日 時：2017年10月19日 午後3時30分～午後6時

場 所：特定非営利活動法人フリースクール札幌自由が丘学園会議室

X. 団体の概要

代表者名	代表理事 相馬 契太
団体所在地	北海道札幌市
設立年月日	2001年6月24日
団体の種類	特定非営利活動法人
活動の概要	情報提供、加盟団体間交流、研修・講習会・イベント開催、行政・議員交渉、企業・団体との協働等
つながっている団体数	18団体
役員	理事6名 監事1名
事務局体制	事務局長1名 事務局員3名

XI. 設立及びその後の歴史

1 設立年 2001年

2 設立経緯・設立時の状況・目的

このネットワークは、フリースクール札幌自由が丘学園が中心となって、フリースクールへの公的支援を北海道知事・道議会に要望（1997年）、札幌市議会に要望（1998年）したことをきっかけに、当初道内12団体により設立され、2014年に法人化した。2017年までに36団体が加盟し、現在18団体で構成している。

3 設立目的と活動内容

(1) 目的（定款に規定する目的）

この法人は、フリースクール等が連携・協力・交流・研修し、子どもの学び・成長の場の可能性や教育選択の多様化を進める事業を行い、不登校の子どもや若者たちの生き方への支援、子どもの権利保障の拡大と福祉の増進、子どもの社会参画の推進に寄与し、子どもが幸せに生きられる社会づくりに資することを目的とする

(2) 活動内容（定款に規定する事業）

- 1) フリースクール等と情報提供事業
- 2) フリースクール等の交流イベント開催等の事業
- 3) フリースクール等の役割・地位向上や社会基盤整備の事業
- 4) フリースクール等に関わる研修・講習会等の事業
- 5) フリースクール等の設立・運営支援事業
- 6) 子ども・若者による活動の支援事業
- 7) 子どもや教育に関する調査・研究事業
- 8) その他目的を達成するために必要な事業

4 会員に求めている条件（定款に規定する会員構成）

不登校（登校拒否）の児童生徒、高校を中退した若者、今後の生き方を考える若者たちにとって必要な居場所と学びの場をすすめているフリースクール等の民間の施設・団体であり、団体の趣旨に賛同し、入会金2,000円、年会費5,000円を納入すること

5 設立後の歴史

北海道との連携、札幌市との連携を進め、2012年には札幌市によるフリースクール助成事業を実現していたほか、地域のNPO、子ども団体、親の会、学校教職員、企業、助成団体等と連携して事業を推進してきた

XII. 現在の主な事業

1 情報提供

市民を対象にした不登校相談会（年2～3回）、『子どもたちの自立を支援するフリースクール等のガイドブック』作成（2006年より改訂4回）、道教委ウェブサイトにもフリースクール施設一覧と活動事例の掲載等

2 加盟団体間の交流

加盟フリースクール等合同の食育教室（年1回、日本ハム助成）、交流イベント（年1回、女子サッカーチームとサッカー・会食）、フリースクール生を対象の合同キャンプ（年1回、道教委の協力で始まる）

3 フリースクール等の役割・地位向上や社会的基盤整備事業

行政交渉や協議会等への参加、フリースクール全国ネットワークと連携した制度整備推進など

4 研修・講習会の開催

多様な学び実践研究フォーラムへの派遣と事後報告の実施、スタッフ研修

5 設立運営支援

通年、設立・運営相談を実施

6 その他

札幌市子ども・若者支援地域協議会に参加し、相談機関、NPO等と連携
その他、必要性や可能な範囲で子ども・若者による活動を支援したり、調査研究を実施

XIII. 組織および加盟団体

1 会員

(1) 概要：フリースクール等の施設または団体とし、現在18会員。

(2) 地域性：札幌市9、江別1、函館1、七飯1、豊浦1、旭川1、帯広3、釧路1

(3) 特徴：フリースクール・不登校支援を主たる活動にしている団体ばかりでなく、児童デイサービスや障害者支援などの福祉事業を行う法人の一部施設、学校法人で運営するオルタナティブスクール、教会が母体のスクール等も加盟している。ネットワークにつながって設立に至った団体も過去にはあった。しかし、経営が厳しい団体が少なくなく、通算会員数36のうち、活動停止14、活動内容変更1、他団体と合併1。

2 代表・事務局

代表理事：相馬契太（漂流教室理事）、理事6名、監事1名、事務局4名

理事は加盟団体代表、事務局は加盟フリースクールスタッフが兼務

XIV. 活動の質の担保

1 中間支援組織としての活動の質の担保

- ・ 『ガイドブック』の作成、更新のため、最新のフリースクール等の情報収集、活動内容の把握を行っている。
- ・ 多様な学び実践研究フォーラム、JDEC日本フリースクール大会等にスタッフを派遣して情報収集を行い、加盟団体へフィードバックしている
- ・ 継続的な企業寄付や助成を獲得する努力をして、活動の質と量をできるだけ低下縮小させない努力をしている

2 加盟フリースクール等の質の担保

- ・ 『ガイドブック』によって加盟団体の活動内容やしくみが横並びで一覧できることによって、相互に質を高め合う効果、活動改善のヒントを得ることができるようになっている
- ・ 研修を実施し、予算に応じて交通費補助を行うことで、研修に参加しやすくするなどしている

XV. 公的機関との連携

1 北海道との連携

このネットワークは北海道、札幌市に対する要請活動から始まったが、初期に当時の道担当者の理解と協力を得て公民連携が進展した。例えば、廃校施設からの教育器具等の譲渡、

道立施設の利用料減免、歯科・内科検診のフリースクールでの実施、学割通学定期券適用の周知などである。

そのほか下記のような連携がある。

- ・ 民間団体との懇談会開催（年1回）
- ・ 不登校児童生徒支援連絡協議会（年1回）に参加
- ・ 教育委員会 WEB サイトにフリースクール施設の一覧を掲載
- ・ 教育委員会 WEB サイトにフリースクールの活動事例を掲載

2 札幌市との連携

(1) 年間を通じた連携

- ・ 不登校児童生徒の保護者交流会に参加
- ・ いじめ等対策連絡協議会（年2回）に参加
- ・ 不登校対策連絡協議会（年2回）に参加
- ・ さっぽろ子ども・若者支援地域協議会（ハンドブック『さっぽろ相談機関への道しるべ』に掲載）に参加

これら協議会の構成員は、個々のフリースクールの代表等にはなかなか声がかかりにくいが、ネットワーク団体であるがために実現していると考えられる。

(2) 札幌市「フリースクール等民間施設事業補助金」制度の創設と適用

札幌市長選で子どもの権利推進、フリースクール支援を掲げた候補が当選したことから、市長部局に創設された。1団体当たり年間200万円を上限として人件費にも充当できる補助制度であり、全国的にも極めて先進的である。ネットワークでは補助を受けている団体間の連絡・情報交換、制度運用における改善の提案等を行ってきている。

XVI. 財政運営

2016年度 経常収益 504,227円（会費収入17%、寄付金収入83%）

経常費用 315,620円（事業費89%、管理費11%）、損益 188,607円

寄付金は日本ハムファイターズの社会貢献基金、金融機関ATM手数料寄付制度、札幌市市民活動支援の「さぼーとほっと基金」による。

XVII. その他の連携について

1 市民・NPO・教育関係団体

不登校やフリースクールの親の会、子ども・子育てNPO団体、NPOサポートセンター等のNPO中間支援組織、教職員組合や教研集会、自主夜間中学校 など

2 企業・経済団体

札幌エルムライオンズクラブ、日本ハム株式会社

3 財団・基金等

赤い羽根共同募金会、日本ファイターズ基金、北海道ろうきんATM手数料寄付制度、さぼーとほっと基金（札幌市が寄付募集と資金配分し市民活動を支援するしくみ）

XVIII. 今後の課題

1 成果

- ・ ネットワーク組織をつくることで、行政交渉や連携が進みやすくなっている
- ・ とくに公費助成の補助金制度を導きだしてきた成果は大きい
- ・ フリースクール等の立ち上げ相談が寄せられたり、フリースクールどうしをつないだり、個々のフリースクールの経験や実績を参考にしやすくなることによって、フリースクールが増えることに貢献している
- ・ 行政、市民、道民に対しフリースクールの知名度や認知を高めることができています
- ・ 合同での定期的な不登校相談会を継続することができています

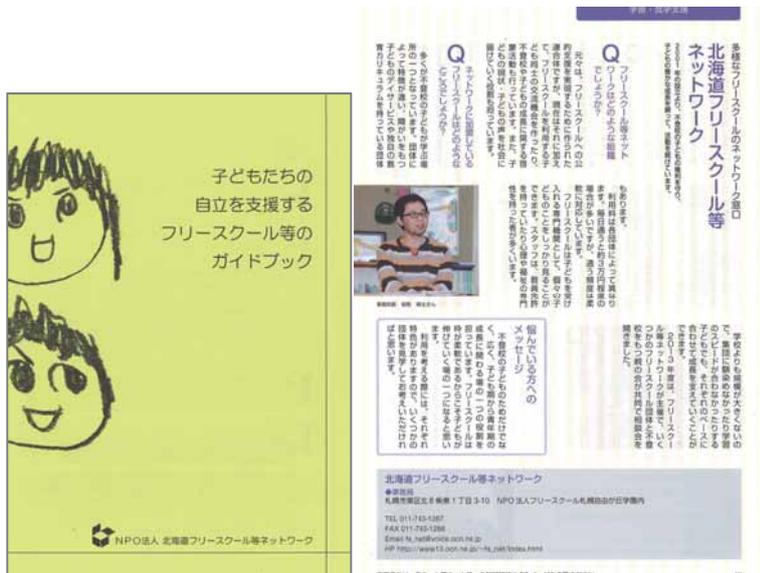
2 課題

- ・ 組織としてのマンパワー不足、マネジメント力不足によって活動が停滞傾向にあり、資金、人材共に欠乏していく悪循環にあること（団体による自己評価）
- ・ 会員（加盟）団体の個々の運営状況が極めてぜい弱で、運営に行き詰まって脱会する団体

が少なくないこと

- ・ ネットワーク自体も財政面・経営面が厳しいため、十分な活動ができず、会員団体への財政・運営面での支援ができていないこと
- ・ フリースクール全国ネットワークなど、関連する全国的なネットワークとの関係の継続、機能的な連携のあり方を見出し定着させていくこと

(文責：中村国生、ヒアリング：中村国生、松島裕之、佐藤信一)



SAPPORO

発行 札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階
TEL 011-211-2942 FAX 011-211-2943

札幌市では、子ども・若者育成支援推進法の規定に基づき、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関等による適切な支援を組み合わせることにより、効果的かつ円滑な支援を実施するために、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会を設置しています。

さっぽろ子ども・若者支援地域協議会構成機関

- ・札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課(統括)
- ・札幌市子どもの権利推進機関子どもアシストセンター
- ・札幌市教育委員会学校教育指導部指導課
- ・札幌市教育センター
- ・札幌市児童相談所
- ・札幌市保健福祉局保健福祉部障がい福祉課
- ・札幌市自衛隊・発達障がい支援センター
- ・札幌市精神保健福祉センター
- ・北海道ひきこもり成年相談センター
- ・札幌市児童心療センター
- ・札幌市若者支援総合センター(事務局)
- ・札幌少年鑑別所
- ・北海道警察本部生活安全部少年課
- ・札幌市経済労働局推進課人材育成担当課
- ・ジョブカフェ北海道
- ・北海道労働局職業安定部職業安定課
- ・さっぽろ若者サポートステーション
- ・公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
- ・全国ひきこもりKHJ 親の会家族会連合会・北海道「はまなす」
- ・北海道フリースクール等ネットワーク

掲載情報は平成26年3月現在の内容です
各機関・団体の詳しい支援内容は直接お問い合わせください

ヒアリング調査No.2

団体名：NPO 法人日本フリースクール協会

対応者：亀田 徹

日 時：平成29年11月8日（水）

場 所：星槎教育研究所

I. 団体概要

代表者名	川合雅久
団体所在地	東京都渋谷区
設立年月日	1998年5月（2005年認証）
団体の種類	NPO法人
活動の概要	(1) 不登校、引きこもりに関する教育普及事業 ①セミナー、講演会の開催 ②家族の集いの開催 (2) 不登校、引きこもりに関する参加型体験事業 ①自然体験（教室）の開催 ②社会体験（教室）の開催 ③イベントの開催 (3) 会報発行等情報提供事業 (4) 不登校、引きこもりに関する調査、研究事業 (5) 会員の経営及び相互研鑽に関する事業 (6) 関係機関との連絡協議に関する事業
つながっている団体数	33団体
役員	理事長1名 副理事長1名 理事7名 監事1名 事務局長1名 (29年度)
事務局体制	事務局は、事務局長1名のほか2名、合計3名が兼務で事務を担っている

II. 設立及びその後の歴史

1 設立年 1998年5月（2005年認証）

2 設立経緯・設立時の状況・目的

フリースクール、フリースペースの経験、教訓を共有するため、1998年に日本フリースクール連盟が結成され、1999年に日本フリースクール協会へと発展した。

3 設立目的

「(目的)

第3条 この法人は、一般市民を対象とし、特に、不登校や引きこもりにある青少年に対して、セミナーや講演会に関する事業、イベントに関する事業、解放発行に関する事業、調査、研究に関する事業を行い、子どもの健全育成を図ると共に彼らの社会的自立に寄与することを目的とする。」

(NPO法人日本フリースクール協会定款)

III. 現在の主な事業内容

定款上、下記のとおりとなっている。

(1) 不登校、引きこもりに関する教育普及事業

①セミナー、講演会の開催

②家族の集いの開催

(2) 不登校、引きこもりに関する参加型体験事業

- ①自然体験（教室）の開催
- ②社会体験（教室）の開催
- ③イベントの開催
- (3) 会報発行等情報提供事業
- (4) 不登校、引きこもりに関する調査、研究事業
- (5) 会員の経営及び相互研鑽に関する事業
- (6) 関係機関との連絡協議に関する事業

實際上、総会や理事会などにおいて任意で会員どうしの情報交換を行っている。これまでは、親子相談会やセミナーの開催などを協会として実施してきたが、ここ3年ぐらいは実施していなかった。

平成28年度事業報告書では、事業の実施に関しては、「不登校・ひきこもりの相談事業」として、「全国からのメール相談及び電話相談の対応。フリースクール、医療機関等の紹介をした」と掲げられている。フリースクールなどに関する外部からの相談、保護者からの相談などに応じている。

また、事業の成果として、「今年度はNPO法人日本フリースクール協会としての主催行事は行わず各会員の相談会を後援した。また、不登校、引きこもりのメール相談、電話相談は継続して全国対象に対応した」とされている。

さらに、平成29年度においては、「日本フリースクール協会第1回講演会」を12月に実施した。講演会のテーマは「不登校・ひきこもり 訪問支援の重要性 ～見えないところに光をあてるメソッド～」とし、協会理事長の川合雅久氏による講演となっている。家にひきこもり、外に出ていない不登校の子どもたちに対しては、個別の訪問支援の必要性が高いことから、今後、こうした活動にも力を入れていきたいとのことである。

講演会の開催については、継続的に実施していきたいということであった。

IV. 加入団体との関係

1 加入団体数 33 団体

2 加入団体の状況

- (1) フリースクールのほか、通信制高校などさまざまな団体が加入。
- (2) 関東に所在する団体が多く、名古屋、大阪、福岡、大分に所在する団体も加入。
- (3) 年1回、総会・理事会を開催。
- (4) そのほか、任意で会員どうしの交流が行われている。

3 入会の流れ

- ・ 入会の申し込みがあった場合、事務局から理事会、総会へと諮り、精査を行うこととしている。
- ・ 入会は、理事長が決定する。
- ・ 入会の基準などは明文で設けているものではない。

4 協会と加入団体との関係

- ①各団体から相談があった場合は、個別に相談に応じている。加入団体から事務局に相談があった場合、必要に応じて理事長や理事に事務局から相談する。
- ②総会などの場を通じて、各団体の情報を協会で把握している。

5 会費

(1) 入会金

- ・ 正会員 個人1万円 団体2万円
- ・ 賛助会員 個人5千円 団体1万円

(2) 年会費

- ・ 正会員 個人1万2千円 団体2万4千円
- ・ 賛助会員 個人6千円 団体1万2千円

V. 公的機関との連携

行政との関係では、協会としては、平成14年に、文科省の「不登校問題に関する調査研究協力者会議」のヒアリングで意見発表を行った。また、会員である個々の団体が、それぞれ外部との連携を行っている。

VI. 財政運営

2016年度 経常収益 361,464円（うち会費 361,460円）（他は利息）
経常費用 602,195円

VII. 今後の課題など

1 財政的な課題

フリースクールについては、財政的な問題が大きい。たとえば、私立中学校の生徒が不登校になってフリースクールに通う場合、家庭としては二重の負担になってしまう。かといって、公立の学校に転校するのも難しいケースもある。

バウチャー制度の実現が望まれる。

財政的な問題は、ほかにも、フリースクールが訪問支援（アウトリーチ）する場合にも、やはりお金がかかる。

こうした財政的な負担の軽減策が求められる。

2 フリースクールに対する評価の在り方

フリースクールごとにさまざまな活動を行っており、フリースクールの質の画一化してしまうと、フリースクールの意味がないと考える。

そもそもフリースクールは自由であり、フリースクールとは何かを考えることが重要である。したがって、相互評価が画一化をもたらすものであれば、反対である。考え方の押しつけになってはならない。押しつけにならないようにするにはどうするかをよく考えていく必要がある。

3 その他の課題

中卒後の支援をどうしていくかも考えることが必要である。

また、学校や教育委員会とどう連携していくか。互いに不信感を持っているとどうしても敵対してしまう。そこを乗り越える必要がある。

連携に関しては、さらに、医療や行政、就労支援機関との連携にも取り組んでいかなければならない。どこが連携の中心になるかがポイントであり、そのためにも、子どもの見立てが重要である。

（文責：亀田徹）

ヒアリング調査 No. 3

団体名：特定非営利活動法人登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク

対応者：奥地圭子（同ネットワーク代表理事）、野村芳美（同事務局長）

日時：2017年10月31日

場所：東京シューレ王子（全国ネットワーク事務局）

I. 団体概要

代表者名	奥地圭子
団体所在地	東京都北区
設立年月日	1990年1月
団体の種類	特定非営利活動法人
活動の概要	<ul style="list-style-type: none">・全国各地にある不登校・登校拒否について考える親や市民の会・子どもの居場所をつくっている団体などが交流したり、状況を変える活動をしたりするため、1990年に生まれた全国ネットワーク。・子どもを一人の人間として尊重し、当事者の子どもから学ぶことを大切にしてきました。不登校について理解を深め、支え合い、経験を共有すること、世間の偏見や誤解を変え、いろいろな育ち方・生き方が気持ちよくできる社会にしていけることを目指してきました。・主な活動 夏の全国交流合宿（1泊2日） 世話人交流合宿（年2回 春、夏） 親の会の立ち上げ支援 冊子発行 ニュースレターの発行 日常の情報提供、相談、学習会開催、行政との連携・交渉等
つながっている団体数	約70団体
役員	代表理事1名、理事9名、監事2名、代表理事・理事は不登校の親の会代表者が務めている
事務局体制	有給職員1名（週1日）、ボランティア事務局員10名、専有の事務所無し

II. 設立及びその後の歴史

1 設立年 1990年設立、2008年にNPO法人格を取得

2 設立経緯

1984年に代表の奥地圭子が「登校拒否を考える会」を発足させる、第一回目の例会には飛行機や新幹線を使って遠方から参加するものなども多くおり、約100名が参集。その後も各地から参加者が集まり、また80年代後半から90年代にかけて各地に不登校の親の会が誕生した。

「登校拒否を考える会」は毎年夏に合宿を開催し、その合宿には各地の親の会からも参加者が集まるようになり、合宿に参加をしている親の会の世話人を中心にネットワークづくりの相談がなされ、1990年1月にネットワークが誕生した。

3 設立時の状況

設立当時は不登校に関する情報は社会にほとんどなく、子どもとどう接したらよいのか、不登校の事をどうとらえたらよいのか、とまどう人が多くいた。新聞には「不登校は早期に治療しなければ20代、30代まで尾を引く」という精神科医の発言が掲載され、綾瀬母子殺害事件では不登校の少年が誤認逮捕されるなど、偏見の強い時期であった。

また、不登校の子どもへの指導と称して体罰・暴行を行う施設が評価を受けるなど不登校の子どもにとっては非常に厳しい状況であり、それによって亡くなった者も複数いた。

その一方で、不登校の親の会や、そこからスタートした子どもの居場所・フリースクール等

子どもの人権を守る動きが広まりつつもあり、それらの団体によって全国ネットワークも設立された。

4 設立目的と活動内容

不登校に対する偏見・差別も根強い中、子どもの権利を尊重する立場にたち、専門家に頼るのではなく、子どもの一番近くにいる親たちの支え合いによって理解を深め、不登校の子どもが安心して育つ状況をつくることを目的にネットワークは結成された。

年に1度の夏の全国合宿と世話人合宿を「登校拒否を考える会」からひきついで開催、また各地の親の会の世話人からの相談を受けたり、家庭内暴力や強迫神経症など専門的な学習会も年3回程度実施。また、会員団体から届く「通信（会報）」を集め、必要に応じてコピーし、毎月会員団体に届ける「通信交流」も行っていた。

5 会員に求めた条件

夏の全国合宿等に参加し、団体の理念に共感して入会を希望する団体が多いため、学校復帰を目指す団体等からの入会申し込みは殆どないが、入会前か後に、一度は夏の全国合宿に参加をしてもらえるようお願いしている。

6 設立後の歴史

世話人合宿や夏の全国合宿、相談などの日常の活動をを継続する一方、92年にはフリースクールに通う小中学生への実習用通学定期発行を求める署名活動等を実施、96年には子どもの権利条約カウンターレポート「登校拒否と子どもの人権」を発行、児童福祉法改正に絡み、児童自立支援施設に不登校の子どもを入所させようという案に対する抗議活動を行うなど、日本の不登校運動をけん引し、不登校に対する偏見を取り除き、実際上の権利の獲得にも大きく尽力してきた。

同時に1998年にはNPO法人不登校新聞社の設立を支援し、2001年のフリースクール全国ネットワークの設立まではフリースクール等団体の入会も受け入れともに活動を進めるなど、親の会以外の不登校に関する団体との連携も積極的に行ってきた。

III. 現在の主な事業内容

年に一度の夏の全国合宿、世話人合宿は現在も継続して実施。夏の全国合宿はフリースクール全国ネットワークとの共催事業となり、主に親向けのプログラムを担当している。その他、親の会の立上げ・運営支援や電話相談、冊子等の作成による情報発信、メーリングリストによる会員同士の交流、不登校や学校に関するオンブズマン制度の研究等を行っている。

IV. 加入団体との関係

メーリングリストによる交流と電話相談を中心に置き、その他に年に3回のニュースレターの発信、国の施策などに関わる情報発信を中心に行っている。

その他、親の会の立上げや継続の支援として代表理事の奥地や事務局メンバーが各地の会を訪れ親の会に参加をしたり、近い地域の人同士や講師を紹介するなどを行っている。東日本大震災後は、積極的に宮城、岩手、山形などの親の会づくりにかかわった。

V. 活動の質の担保

法人格取得後は非常勤職員1名（週1日）を雇用しているが、ボランティアが中心の運営となっている。事務局のメンバーは殆どがフリースクールの現場のスタッフであり、日常の活動や全国ネットワークの開催する講演会や学習会への参加、関係する親の会への参加を通じて不登校に関する理解を深めている。

各地の親の会に対しては日常の情報発信や学習会、合宿、世話人会への参加を通じての学びを呼び掛けているが、近年は参加率が落ちていることが課題である。案内の発送だけでなく、電話掛けなども行い参加を促している。

全国ネットワークとしても、各親の会としても、不登校の子ども自身や保護者の声・ニーズを聴きとることは基本であり、今後の活動の指針となるだけでなく「親の会」の担保にも重要である。

VI. 公的機関との連携

全国ネットワークとしては、公益財団法人福祉医療機構からの助成を受けて「不登校と医療」というテーマでの全国キャラバンを実施、また冊子の作成と配布などを行っている。また、各地では親の会の会報の発行・配布を県がサポートしたり、都道府県・市町村の連絡協議会に親の会の世話人が参画したり、教員研修の講師として招かれるなどの事例がある。しかし、学校・教育行政の関係者の中には「親の会につながると学校復帰が遠のくので良くない」と考える者もあり、また親の会の側にも学校や教育行政に対して不信感を持つ場合もあり、連携が進みにくい状況がある。

VII. 財政運営

年間の予算は300万円以下の年がほとんどで、収入の内訳は会費収入約13.5%、寄付収入約6.5%、事業（夏の全国大会）収入が約80%。支出は約20%が人件費等の事務局維持費、約80%が事業支出である。補助金・助成金等も受けない年の方が多く、そのような状況では加盟団体への経済支援等も難しい状況である。財政の管理体制は会計士にボランティアで関わっていただくなどして整えている。

VIII. 今後の課題

これまでの活動で、不登校に悩み、孤立する親を減らし、学校復帰のみにこだわらず、子どもの気持ちに寄り添う在り方と考え方を生み出し、広めることができた。また、全国合宿などを通じて親同士・子ども同士がつながり合い、元気になることができてきた。しかし、一方で事務局体制の充実は設立以来の課題であり、いまだ全国に孤立している人、情報を求めている人も多くいるため、各地での親の会の立上げや活動の支援を行い、またすでに活動している親の会とのつながりをひろげていくことも重要である。

また、専門家依存の傾向が強まっているが、親自身が理解し子どもの信頼を得る大切さも広めていきたい。

さらに、「教育機会確保法」に関してはネットワーク内でも賛否が分かれ、成立前にネットワークとして賛否を示すことは行わなかったが、今後は法律が不登校の子どもにとって良い使われかたがなされるように情報発信を行い、行政との対立を解消しながら、学校・会社を中心の価値観から子ども・人間が中心となる価値観への変容を促し、子どもの自死等の大きな課題から、「子どもの安否確認」のために不登校の子どもが教師との面会を強引に求められる等の目の前の課題まで、様々な事柄に取り組んでいく必要がある。

(文責：松島裕之)

ヒアリング調査 No. 4

団体名： フリースクール全国ネットワーク

対応者： 代表理事 奥地圭子、事務局長 松島裕之

日時： 2017年11月20日（月） 10:00～12:00

場所： フリースクール全国ネットワーク事務局（東京北区王子）

I. 団体概要

代表者名	奥地圭子、江川和弥
団体所在地	東京都北区
設立年月日	2001年08月17日
団体の種類	特定非営利活動法人
活動の概要	ネットワーキングと情報提供、フリースクール等の交流イベント開催、人材育成・研修、国際交流、調査研究・政策提言、相談事業等
つながっている団体数	約100団体
役員	理事6名、監事1名
事務局体制	事務局長1名、事務局員5名

II. 設立及びその後の歴史

1 設立年 2001年

2 設立経緯

2000年に開催された「世界フリースクール大会＝I D E C」で、全国のフリースクール関係者が集い、話し合いをする中で日本のフリースクールのネットワークが欲しいという声上がり、スタート時の事務局長が全国に出向き声をかけてネットワーク参加を呼び掛けた。

3 設立時の状況

1990年代後半からフリースクールの数は徐々に増えていたが、子ども中心の理念で活動する場はまだまだ少なかった。しかし以前から小さい規模ながら流れがあり、1994年頃から「登校拒否を考える全国ネットワーク」主催のフリースクールや不登校の子どもたちが集まる「全国子ども交流合宿」が交流の地盤になっていた。

また、フリースクール全国ネットワーク立ち上げの日の報道で、当時の文部科学大臣が「自由のはき違えが不登校を生む」という発言があり、物議を醸したことも、社会が目を向ける一つのきっかけともなった。

4 設立目的

フリースクールに関する社会環境を変えていくこと。当時の文部省や世の中の流れは、不登校やフリースクールに通う子どもたちに対して「学校復帰政策」が前提にあり、そのためフリースクールに対する支援や理解に乏しい状況にあった。また、子ども中心の学びや育ちを社会に広げる必要性を感じていた。相互につながりあうことにより前進させたい。

(定款に規定する目的)

子ども中心の理念に立って運営するフリースクール、フリースペース、子どもの居場所、ホームエデュケーションのネットワークなどの団体が連携・協力・交流し、これらの新しい子どもの学び・成長の場の可能性や教育選択の多様化を進める事業を行い、不登校の子どもや若者たちの生き方への支援、子どもの権利保障の拡大と福祉の増進、子どもの社会参画の推進に寄与し、子どもが幸せに生きられる社会づくりに資することを目的とする。

5 活動内容

1. ネットワーキングと情報提供事業
2. フリースクール等の交流イベント事業
3. 人材育成・研修事業
4. 国際交流事業
5. 調査研究・政策提言事業
6. その他

6 会員に求めた条件

定款に合った活動かどうか重要。子ども中心であることが前提で「学校復帰のみを目的としない・暴力的な指導矯正を行っていない」が柱にある。ただ、目的自体は幅広いので、加入可否の手続きの際、団体側で議論することもある。事前訪問を最近行うようにしているが、電話で団体概要を聞く場合もある。近年、フリースクールへの注目が集まり、未知の団体の申し込みが増えてきたので、資料の取り寄せ、実際のヒアリングや見学を含めて検討するようになった。

設立後の歴史

- 2001年 「登校拒否・不登校を考える夏の全国合宿」の開催に協力し毎年、子どもプログラムを担当。
- 2002年 「第一回フリースクールスタッフ養成・研修講座」開催／「ニュージーランド IDEC (Japan Democratic Education Conference) ツアー」開催。
- 2002年 「第一回フリースクールカルチャーフェスティバル」開催（日本で初のフリースクール等の合同文化祭）
- 2004年 「フリースクール白書」完成・発表。
- 2005年 「フリースクールスポーツ交流会」を全国5か所で開催。
- 2006年 「フリースクールフェスティバル2006」を全国7か所で開催。
- 2007年 「命と性を守るキャラバン」を全国6か所で開催。
- 2008年 通学定期券の実現に向けた活動から「フリースクール環境整備推進議員連盟」が誕生。
- 2009年 日本版 IDEC として位置付け 「第一回 JDEC (日本フリースクール大会)」を開催／「フリースクール ボクらの居場所はここにある」出版／「フリースクールからの政策提言」を採択。／政策提言を実現するための「新法研究会」発足／「(仮称) オルタナティブ教育法」の実現に向け、骨子案の検討を開始。
- 2009年 全国子ども交流合宿において、「不登校の子どもの権利宣言」を採択。
- 2013年 東日本大震災後の、NPO 人材育成支援。
- 2014年 韓国にて開催された IDEC 参加ツアーを実施。
- 2015年・16年 「多様な学び保障法」に向けて、議員連盟、立法チーム、国会関係活動への取り組み。

Ⅲ. 現在の主な事業内容

1 ネットワーキングと情報提供事業

JDEC (日本フリースクール大会) をほぼ1年に1回、フリースクール等関係者約150人規模で開催。情報交換、ネットワーク促進を図る。また、多様な学び実践研究フォーラムや全国若者・ひきこもり共同実践交流集会への参加と分科会を担当したり、夏休み明けの子どもの自死を防ぐ取り組みを行い、メッセージの発信や情報提供を行ったりした。その他、電話やインターネット、訪問などで情報提供も展開。

2 フリースクール等の交流イベント事業

不登校・登校拒否を考える夏の全国合宿とフリースクール全国フェスティバルを開催し、フリースクール等に関わるスタッフ・保護者・子どもどうしの交流の促進を図る。また、全国大会だけではなく、各地域での交流イベントも開催し、地域に根ざした交流を進める。

3 人材育成・研修事業

フリースクール等に興味を持つ社会人や学生、フリースクール等の新人スタッフ等を対象に「フリースクールスタッフ養成連続講座」を開催。(年8日)

4 国際交流事業

IDEC(世界フリースクール大会)の参加や、APDEC(アジアパシフィックフリースクール大会)へのツアー実施や参加を通じて、国際交流の推進を図る他、2017年にはAPDECを日本で開催した。

5 調査研究・政策提言事業

「フリースクール白書」などをはじめ、日本のフリースクールの現状やニーズを調査するための事業。文部科学省のフリースクール政策に関する動きや、「教育機会確保法」成立に向けた取り組みの発信、フリースクール等の基本調査などを実施し情報発信。

6 その他

IV. 加入団体との関係

1. 電話での問合せや相談等で、団体の情報交換を行うことが多い。情報はメールやメーリングリストで、学校、教育委員会等との連携や出席認定等について話題となることが多い。
2. 交流する機会：全国大会やJDEC、フリースクールフェスティバルなど。また他団体が主催する大会等に行くようにして、加入団体と交流を行なうこともある。
3. 加入団体支援：情報提供(国や行政の動き、助成金情報、学校との関係づくり等)。フェスティバルを全国各地で開き活動支援。資金提供は行われにくい。
4. 加入団体同士の交流：増えている。長野のサポートチーム諏訪では、イベントを東京シューレとコラボレーションし、長野の子どもたちの権利拡大のきっかけづくりに。また地域のフリースクール同士の連絡協議会、千葉、兵庫、福岡など連携の動き。九州や東北地方の交流もはじまっている。
5. 要望や対応例：NPO総会の際やメーリングリストや電話で要望を集める仕組みがある。また新法に関する内容の検討や議論はとても多い。専門・医療機関を紹介してほしいという要望、助成金のための「推薦状」や「イベントの後援」の要望などもある。

V. 活動の質の担保

1 中間支援組織としての質の担保

- (1) スタッフの採用：FS理解があり、事務能力があり、非営利で活動できる趣旨を持っている人をお願いする。さらなる積み重ねは、自学自習やイベント開催の実践において学んでいく。
- (2) 団体事業の公開：ホームページ、facebook、ニュースレター(年3回)、イベントの際の冊子や資料配布。またcanpanサイトの登録など。
- (3) それぞれの団体の情報を得る機会：自主的研修や地域での研修を実施など。
- (4) 子どもや保護者のニーズの把握：各団体が子どもとのミーティングなどを通して掴んでいるが、ミーティングがよく行われているところとそうでないところがある。また、アンケートの実施など。保護者の意見も各団体が聞いている。

2 加盟フリースクール等の質の担保

- (1) フリースクール以外の事業をやる団体が増えてきていて、~~そこの~~様々な社会課題と向き合う活動が結果としてフリースクールの質の向上にもつながっている。
- (2) 団体の認知を促進する活動は多くの団体が行っている。他の活動とのつながりや、公的なつながりを求めるなど。
- (3) 各団体の質の向上：JDEC、スタッフ養成研修、総会などの学習会で積極的に参加を呼びかけ。また普段からメーリングリスト等でのやりとりで細かい理念や方向性の確認。

VI. 公的機関との連携

1 自団体

- (1) 文部科学省・フリースクール等に関する検討会議への代表出席

2 各加入団体の公民連携

- (1) 子ども若者支援法に基づく「連携協議会」とつながっている団体は結構ある。
- (2) 事業委託は、若者サポートステーション、放課後デイサービス事業委託で幾つかの団体が実施。
- (3) 神奈川県川崎市の指定管理者制度で委託・連携
- (4) 東京都の不登校に関するサポート事業の委託実施（自治体の事業に親の会や居場所事業）
- (5) 東京都北区の政策提案事業では、3年にわたり総合的に区民に対してイベント開催や公民連絡協議会の開催や設立。
- (6) 東京都新宿区では、教職員に対する講演依頼もあった。以前とは違う動きにつながっている。
- (7) 東京都葛飾区の特区制度を利用した、フリースクールが設立した私立学校の設立もあった。
- (8) 北海道、千葉、兵庫、福岡で民間の連携協議会をつくり、公民連携の準備段階のところもある。

公民連携は以前より比較し、少しずつ進み始めている。行政職員は支援の姿勢はあっても、学校復帰が前提で支援を考える人も多く、基本的な認識の違いについての課題がある。

VII. 財政運営（2016年度）

1. 経常収益 7,496,814 円（会費収入 815,000 円、事業収入 4,850,260 円、委託金収入 240,000 円、寄付金収入 945,776 円、助成金 336,000 円等）
2. 経常費用 8,044,386 円（事業費 7,288,129 円、管理費 756,257 円）
3. 損益 -547,572 円
寄付金は、一般寄付、クラウドファンディング、全国大会などによる。

さまざまな団体や企業、一般から寄付、助成金等の支援を受けているが、十分ではない。

VIII. その他の連携

1. 不登校・登校拒否を考える全国ネットワーク
2. 全国不登校新聞社
3. 多様な学び保障法を実現する会
4. 地域フリースクールネットワーク（北海道、千葉、兵庫、福岡、大阪、四国）
5. 子ども NPO センター
6. 子どもの権利条約ネットワーク
7. 若者共同実践フォーラム（ひきこもり関係のネットワーク）
8. 多様な学び実践研究交流集会（設立に参加、中心的に関わる）
9. 全国適応指導教室連絡協議会（相互のイベントに呼び合い議論や場所に訪問して交流）
10. ストップいじめ！ナビ

IX. 今後の課題

1. 専従職員の待遇の改善（安心して活動できる状況）
2. 社会的にも、中間支援組織が応援されるしくみ（公的資金だけではなく、ファンドなどの、市民が作る社会に対する支援の方法も必要）
3. 多様な学びができるためのしくみの促進。「教育機会確保法」が施行されたが、学校教育だけではなく、対等に自分に合ったものを選び、その結果、不利にならないための法改正が課題。
4. 政策が変わってきているのに、教育現場、関係者への未認知が多いので、子ども本人を無視した指導。さらに「直接確認」指導によって、望まない家庭への指導があり、法律の精神からすると違う実態がある。
5. フリースクール高等部の定期がつかえないこと。高校に所属していない子どもは無償化の恩恵を受けられていない。格差の是正。
6. 活動施設の利用の支援促進。

7. 学籍のない子どもたちへの課題。(法律から外れてしまう課題)
8. 各団体とつながっていく意味や意義のさらなる十分な各団体への浸透(濃淡がある。昔からいる団体が深く関係できているわけでもない)
9. 各団体が、集まって協議する機会を増やす必要がある。
10. 精神的なサポートの面も重要。親にお金のことでも遠慮する子どもは多いので、対等に当たり前に支援する仕組みが増えると子どもたちの意識が前向きに変わる。
11. 各団体とも有意義な活動をしているのに、公的財政支援ができていないために運営がきびしく、親も負担を強いられている。
12. 各団体の「独立性」の担保も必要で、内部会議を中心に運営するのも必要だが、対外的なところから支援を受けて基盤強化していくことが課題
13. 関係機関が自ら作る相互評価システムが機能し、社会的にも納得される質の担保が必要。そこから社会的支援を取り付けたい。
14. 最近、国からは管理・監督ではなく「当然に保障されるべきもの」というように変わっていったのは印象的。学校に行かずフリースクールに通うことは、お金の面でも学校に通っている子どもと同じ扱いをすることが重要。そのために、私たちの活動に価値があり、子どもたちの権利を保障するために当然に必要なんだというところから、行政などに働きかけていくことが重要であり課題。

(文責：須永 祐慈)

ヒアリング調査 NO.5

団体名：多様な教育を推進するためのネットワーク（通称：おるたネット） [任意団体]

対応者：古山明男氏

日 時：2017年10月30日

場 所：古山塾（千葉市内 古山代表のご自宅）にて

※以下「多様な教育を推進するためのネットワーク」は「おるたネット」と表記する

I. 設立

1 設立のきっかけ、状況

2001年に教育特区をめぐってNPO学校を作る動きがあった。その後数年、「教育の多様性の会」が、教育の多様化を目指す市民の動きをまとめる活動をしていた。「教育の多様性の会」は組織や事務局を持っていなかったため、活動に制約があった。その後団体として整備する動きがあり、「教育の多様性の会」のメンバーが中心となって、2010年初頭に「多様な教育を推進するためのネットワーク」（通称：おるたネット）を設立した。

2 設立時中心となった人

古山明男（現代表）、十時崇（元日本型チャータースクール代表）、佐藤雅史（シュタイナー学校協会事務局）、小貫大輔（東海大学教授、ブラジル人学校支援）、竹内延彦（現長野県職員）、山田順子（こんな学校にしたい会）である。

3 設立時費用

設立時費用は、常設の事務所がなく、専従職員もいないため、HPサーバーの費用である約7千円のみであった。

4 設立時の必要性や目標

設立当初から、多様な教育機会や学ぶ権利が必要であり、それらを保障する社会の実現を目標に、長期的な見通しを持ち活動している。

II. 現在の主な事業

1 活動趣旨

この会は、子どもは一人ひとり違うことを認め、個々の人格と学ぶ権利を尊重し、多様な教育へのニーズに応える活動を推進します。そして、その多様な教育を保障する社会の実現を目指している。

2 役員とスタッフ、組織決定について

《代表》古山 明男 《副代表》辻 政則、山田順子（2名）

《事務局長》十時 崇

《会計》現在は事務局長と兼任であり、常設の事務局もないため、おるたネットの住所は、事務局長の自宅住所としている。

《常勤職員》いない。役員が事務局活動を担っている。

・2か月に一度の定例会が最高決定機関であり、役員は2年に1度の改選で決定する

3 事業内容

(1) 一般への啓もう活動

- ・ イベント開催が年間活動として大きな活動内容となっている。年に1~2回識者を招いての講演会を行っている。
- ・ 「多様な学び実践研究フォーラム」の「多様な学び保障法を実現する会」との共催、あるいは協賛。
- ・ HPの公開
- ・ ほぼ定期的なメールマガジンの発行（購読者数約300名）
- ・ 冊子の発行や販売（不定期）

4 会員同士の交流連絡の場の設定

- ・ メールングリストによる情報交換を行っている
- ・ 懇親の場として、おるたネットカフェの開催を行っている。

- 5 政官界への提言書の提出
不定期であり、直近では、教育機会確保法の時、タイミングを見て提出している。
- 6 他団体や会員との連携
他団体では「多様な学び保障法を実現する会」との連携が強い。

IV. 加入団体との関係 [加入団体数は37であり個人加入者も含まれている]

- ・ メーリングリストを通じての日常の情報交換が中心である。
加入団体同士の直接交流の機会は、おるたネットカフェの開催によっている。
- ※メーリングリストやおるたネットカフェでの活動が夫変盛んである。
- ・ 加入団体からの要望受付やそれにたいする支援は、組織的には行われていない。情報交換をもにした個別団体による相互支援がある。一般普及活動と制度的な運動が中心であるためである。
- ・ 会費は正会員年3千円、賛同会員年1千円であり、入会費用はない。正会員は議決権がある。
- ・ 会費納入状況としては、約7割が納入している。滞納者は継続の意思があるのか確認がとりにくいため、会費について追徴等はしていない。
- ・ 入会審査も退会審査も特にはなく、明確な基準は設けていない。活動趣旨に賛同していることを重視している。
- ・ 加入団体は、おるたネット以外にも制度的・活動的に関心のある他団体にも加入していることが多い。「多様な学び保障法を実現する会」「フリースクール全国ネット」に参加している団体は多い。

V. 活動の質の担保

- ・ 中間支援組織の質の担保・向上については採用しているスタッフはいないため、特に養成研修は設けていない。敢えて言うならば、経験豊富なスタッフがさらに経験を積むというスタイルで行っている。
- ・ 各加入団体の質の担保・向上質の担保・向上のための特定の活動はない。各団体が質の向上を目指すことは自明のこととしてフォーラムやおるたネットカフェなどの場を設定し、情報交換や相互交流の機会を提供している。設立当初から2年程は、相互訪問会として色々な所に参観し、意見交換をする場が設定されていた。関東より、関西の方がおるたネットの活動は盛んであり、カフェの開催が多い。関西では、和歌山県のきのくに子どもの村学園など、オルタナティブ教育機関を参観している。参観する場所は、加入団体とは限らない。

VI. 公的機関（外部）との連携について

- ・ おるたネットは、設立当初から公的機関との連携の実績はなく、公的な助成をもらったことがない。加入団体はそれぞれに公的機関との連携を持っているかもしれないがおるたネットとしては把握していない。
- ・ 外部機関では、「多様な学び保障法を実現する会」との連携が深い。制度改革面での活動は、ここに参加して行っている。他には、市民団体との連携もある。
- ・ 企業との連携も特には行っていない。

VII. 財政運営について

- 1 収支：大体年間 約40万円規模／収入は会員からの会費による。
- 2 運営に関わる人的体制：すべてボランティアワークを基本としている。
- 3 加入団体への財政支援：なし
- 4 補助金や助成金：なし
- 5 財政運営の管理体制：会計担当を一人おいており、年に一度の総会で予算と決算を承認する形をとっている。
- 6 各団体の財政運営：把握していない。特に把握する予定もないが、おるたネットカフェ等で交流した際に、茶飲み話程度で財政面の話が出ることはある。

VIII. 今後の課題について

1 運営役員の高齢化と人材育成

主要役員やメンバーがほとんど設立当時から変わっていない。新しい人を入れたいが、経験や人脈等を考えると今すぐに団体や活動を委譲することが難しい現状もある。

2 効果的な広報

- ・ 現在重点的に行っているのがマスコミ関係への働きかけであり、今後さらに理解のある記者との関係性を繋げていけるよう活動する予定である。今後さらに広報活動を行っていく等の課題を感じている。
- ・ 良質なHPの作成⇒常設の事務所がなく、人員も限られている為、効果的な広報を行っていきたいと考えている。

(文責：村山 拓)

ヒアリング調査 No. 6

団体名：ふりー！すくーりんぐ

対応者：松浦豊、矢野良晃

日時：2017年10月25日

場所：フリースクールフォーライフ

I. 団体概要

代表者名	松浦豊
団体所在地	大阪府大阪市、兵庫県神戸市
設立年月日	2002年10月
団体の種類	任意団体
活動の概要	(団体HPより抜粋) 「ふりー！すくーりんぐ(自由な+まなびの+輪)」は、関西発のさまざまな生き方・学び方を提供している団体のゆるやかなネットワークです。 (中略) ・イベントの共有 ・情報のやりとり(ノウハウの教えあいや相談など) ・物の融通(あげます、ください、貸し借りなど) ・人材の融通(スタッフやボランティアの出張など) ・イベントの実施(一般参加フォーラムや音楽イベントを開くなど) ・研修の共有(合同で研修を行うなど) ・月例交流会(加入団体の場所をお借りして食事を一緒に交流を) ・ホームページやSNSでの発信(団体紹介や予定の紹介など) ・運営会議と総会(活動の調整や今後の活動についての話し合いなど) また、必要に応じてプロジェクトを希望者で立ち上げ、企画を進行させていくことも。 これらの活動を通じて、さまざまな生き方・学び方が社会に認められるようになっていけば……と思います。
つながっている団体数	約30団体
役員	代表理事1名、理事3名
事務局体制	専任の事務局員はおらず、役員(理事)や加盟団体スタッフ等によるボランティアで運営

II. 設立及びその後の歴史

1 設立年

2002年10月設立、2003年2月に立ち上げイベントを開催、同年9月に規約を整備。

2 設立経緯

ふりー！すくーりんぐの設立以前は、長く兵庫県のフリースクール(オルタナティブスクール)が主催する「全国スタッフ交流会」が実施されていた。しかし、その合宿が終了することとなり、参加団体同士のつながりを残していくために設立がされた。

3 設立時の状況

設立当初は様々な民間団体でネットワーク構築を推進していた。後には兵庫教育大学の研究室とも協働する機会を得て、大学生と協働する事例も生まれた。2006年には兵庫教育大学が文科省の委託(現代GP)を受けてつくったふりー！すくーりんぐとは別の官民連携の協議会でき、互いに関係を持つなど徐々に発展していった。

また、当時の代表の個人的なつながりもあり、民生委員や社会教育の分野で活動する青少年団体も多く加盟していた。

4 設立目的と活動内容

ふりー！すくーりんぐは、前述の通り、フリースクールのスタッフ同士、団体同士の交流の場を継続していくために設立された。フリースクールひとつひとつは団体の規模も小さく、その中だけで活動を続けていくと、世界が狭く独善的な活動になってしまいやすい、それを

避けるためにも違う理念をもつ団体同士の交流と情報交換が必要だと考えたという。

ひとつの理念のもとに集うのではなく、異なる理念、異なる活動を行う団体同士がつながっており、この点を大阪大学の藤根雅之氏は「オルタナティブスクールの組織間ネットワークの組織間ネットワークと市民的公共性」の中で「それぞれの組織の活動の幅を広げるための資源や情報の共有という道具的な機能に重点がおかれる。道具的な機能とは、子ども・若者の活動や学習における交流、スタッフの研修や交流、運営上必要な情報や道具や施設等の資源の共有等が上げられる」と述べている。

5 会員に求めた条件

筆者が一番特徴的と感じたのは、入会に関する手続きである。ふりー！すくーりんぐは「加盟する団体それぞれが独自の（多様な）理念・活動を持つ」ということを前提とし、積極的に認めていくネットワーク組織だが、それでもいわゆる「進学塾」や「サポート校」等とは距離をとりつつ活動をしているように感じた。ふりー！すくーりんぐを活用して何かをやりたいという団体ならば入会が可能というのが最初に出てくる答えではあるが、代表理事の松浦氏もインタビューの中で「子どものために動ける団体、人であるかは大切にしたい」と語っていた。

実際に入会の申し込みがあった際には、ふりー！すくーりんぐが毎月開催する「月例交流会」に参加してもらうなどして最低二名以上の役員が会い、活動や理念について知り合ったうえで入会の可否を判断している（望ましいのは入会申込団体の活動場所に向いて雰囲気もつかむことだが、それは必須ではないとのこと）。このヒアリングの同日に開催された会議でもある団体の入会について議題に上がり、活動の理念や実際の活動に加え「団体からの発信（宣伝）をするためだけでなく、ふりー！すくーりんぐに加入する他の団体の活動にも興味をもってもらえるのか」が焦点となっていた。

その様な手続きを踏むため、ほとんどの団体が入会申し込みから入会までには数か月から半年程度の期間を要し、長ければ入会決定に一年近くの時間がかかることもあるという。そのようなことがあっても、入会の手続きを簡略化するのではなく、仮入会の制度をつくって対応するなど、入会団体のことをよく理解し、またふりー！すくーりんぐの事を理解してもらうことを大切にしているようだ。

6 設立後の歴史

設立時の代表が退任し、現在の役員体制に切りかわってから、民生委員や青少年団体などが抜けていき、ネットワークの規模はいったん縮小した。残ったフリースクール、オルタナティブスクール等の団体で今後のふりー！すくーりんぐのありようについて検討を重ね「実利のある交流」を念頭に、情報交換やイベントへの相互参加など、現場への活動に直結するネットワークへとなっていった。ゆるいネットワークでありながらも、実際に交流をするなどのやる気のある団体につながってほしいと、ネットワークの拡大にはあまり力を注いでいないとのこと。

III. 現在の主な事業内容

誰でも参加ができる月例交流会（会場は加入団体の持ち回り）、会員用メーリングリストの運用、web サイト、SNS、ブログでの情報発信、教育機会確保法についての勉強会に加え、加入団体がメーリングリスト上で呼びかけを行い、お互いの活動に参加をしている（ゲーム、外遊び、スポーツ等）、特にバスケットボールとフットサルは活発で、定期的で開催されている。

また、外部からのゲストを招いて開催する拡大交流会や、助成金やクラウドファンディングで資金を集めて実施する合同音楽祭なども実施。合同音楽祭の後には、そこで出会った複数のフリースクールのメンバーがバンドを結成するなどの交流も生まれている。

IV. 加入団体との関係

月例交流会とメーリングリストでのやりとりが中心で、メーリングリストには年間約 170 件の投稿があるという。メーリングリストではフリースクール等や不登校に関する情報の交換や日常の活動やイベントへの参加の呼びかけ、活動に必要な物品の「あげます・ください」

情報の共有などを行っている。

しかし、活動への参加の頻度は団体によって濃淡があり、ふりー！すくーりんぐからの呼びかけにもあまり反応が無いこともあるとのこと。事務局からの呼びかけに加入団体が応えるのではなく、それぞれの団体が主体的に発信をしていくような関係を目指しているとのことだ。

V. 活動の質の担保

加入各団体の独自性・多様性を尊重しながらも、月例の交流会や子どもたちの合同の活動の場などで他団体のスタッフの話聞き、子どもとの関わり方を見ることが、かかるスタッフにとっても自らのありようを振り返る機会となっている。

VI. 公的機関との連携

公民連携協議会への参加をしている団体もあるが、それほど多くはない。個々の団体と行政のつながりをどのようにふりー！すくーりんぐと行政のつながりに広げていけるかが今後の課題となるだろう。

また、国の施策や予算はフリースクール等とは関係のないところで動いているという印象があり、学校はフリースクールありきでの不登校対応をしていながらも、フリースクールからの声は受け止めていないと感じている。経済支援などを考える前に、例えば在籍する児童生徒に関する情報の共有方法、内容などについて、行政の側が一方的に決めるようなやり方ではなく、フリースクール等にとって意味のあるやり方を考えてほしいと考えているとのこと。

VII. 財政運営

年間の予算は二万円程度、ホームページの維持管理費や資料の印刷費のみでやっており、合同イベントの開催費用なども加入している団体が助成金を申請し、その団体の経費となっているの事。

VIII. 今後の課題

元々が日々の交流を目的に結成されたネットワークなので、今後もこれまでのような活動を継続していくことが目標となっている。その中で、加入各団体がもっと主体的に関われるようにし、加入各団体が持っている自治体等とのつながりをふりー！すくーりんぐとしてのつながりへと広げていくことが今後の課題だろう。また、運営面に関しても、事務局の維持費などをだすことは難しくとも、毎年 50 万円程度の事業費があり、子どもたちの活動やスタッフ同士の交流を活性化させることができればよいとの希望はあるとのことだ。

(文責：松島裕之)

ヒアリング調査 No.7

団体名： デモクラティックネットワーク

対応者： 黒田喜美

日 時： 2017年10月8日

場 所： デモクラティックスクールまっくろくろすけ

I. 団体概要

代表者名	代表は置かない
団体所在地	所在地はない
設立年月日	2011年
団体の種類	任意団体
活動の概要	A. デモクラティックスクールの普及 B. メンバースクール同士の交流、支援、研修 C. デモクラティックスクールに関する資料の蓄積、翻訳
つながっている団体数	9スクール
役員	代表はおかず、事務局を輪番で務める
事務局体制	1年ごとに持ち回り ・正会員のスクールにネットワークの担当者を一人置く。9校なので現在9人。代表は置かない。事務局は毎年持ち回り。 ・パンフレットの制作などの決定は、正会員のスカイプ会議で決定。事務局担当者がデータで議事録を保管。

II. 設立及びその後の歴史

1 設立年 2011年

2 設立経緯

(1) 設立と歴史

2004年	デモクラティックスクールまっくろくろすけ、西宮サドベリースクール、デモクラティックスクールなわてが交流。学んだり、経験共有したりの交流。月に1回実施。親御さんとスタッフが学びあい、子どもが遊ぶ。
2005年	前身となる研究会を阪神間の3つのデモクラティックスクールで結成。
2006年	『自分を生きる学校』という本をつくるプロジェクト。完成前に、デモクラティックスクールなわてが閉校。
2008年	湘南サドベリースクール開設
2009年	本田健氏の講演会開催（まっくろくろすけと西宮共同開催）
2009年	東京サドベリースクール開設
2009年	児島氏のコーディネートするアメリカ・マサチューセッツ州にあるサドベリーバレースクールの本校を訪問研修。ハートをつかむ研修。本校のスタッフから日本のデモクラティックスクールはお互いにつながりあって下さいというエールをもらう。
2011年	6スクールでデモクラティックスクールネットワークを結成

(2) 設立の中心になった人、団体

2005年に始まった阪神間のデモクラティックスクールのつながりをはじめ、米国の本校での研修に参加したメンバー。デモクラティックスクールまっくろくろすけ、西宮サドベリースクール、沖縄サドベリースクール、三河サドベリースクールシードーム、東京サドベリースクール、湘南サドベリースクール。

(3) 中間支援組織の目標やミッション

デモクラティックスクールを選択した子どもたちやこれから選択する子どもたちのために寄与すること、学校環境のさらなる充実にむけての活動、デモクラティックスクールの普及のための情報発信等を目的としています。(パンフレットより)

(4) 加入団体に求めた条件

◎正会員になりたい学校に対して、以下の三つの質問をする。

・学びの在り方についてどうなっているのか／どうしようよしているのか → [子ども発の学び活動 であるかどうかを確認する]

・問題解決をどのように考えているのか → [そのプロセスが民主的であるかどうかを確認する]

・学校運営をどのように考えているのか
→ [学校を子どもとスタッフが直接民主主義で運営することを確認する]

◎正会員の条件

① デモクラティックスクール・サドベリースクールとして正式開校し、開校日数が年間 150 日以上であること

② 第 5 条・定義※の各項に合致していること

※第 5 条：生徒・スタッフ・保護者で民主的に、年間予算・学費・人事等を決めていること。

③ 2 家族以上の生徒と 1 名以上のスタッフがいること

④ 正会員のスクールを 1 校以上訪問し、紹介または推薦されること

⑤ 上記条件を満たし、会議に出席し、現正会員との話し合いを経て、会議で承認されること

III. 現在の主な事業内容

1 デモクラティックスクールの普及活動

総合情報サイトの運営、デモクラティックスクールの紹介リーフレットの作成、種のイベントでお互いに配布し合う。デモクラティックスクール普及のためにイベント開催 など

2 会員同士の交流・支援活動

メーリングリストの運営 (A. 正会員のみのも、B. 副会員やサポートなどが入ったものの二種類)、スカイプ会議(毎月)：前半、正会員のみ。後半、スタッフのおしゃべり会、準備グループの支援、スタッフ研修の実施、会員同士の交流の実施 (年に一回メンバースクールなどで開催。副会員の人も含めて参加可能。) など

3 デモクラティックスクールに関する資料の管理

サドベリーバレースクールの資料(DVD 含む)の管理及び翻訳 など

4 その他目的を達成するために必要な事業

IV. 加入団体との関係

- ・ デモクラティックスクール同士のネットワーキング団体
- ・ 毎月のスカイプでの担当者の会議とスタッフのおしゃべり会

V. 活動の質の担保

- ・ 団体内で、学習や活動の内容について相互検討する機会を研修と銘打ってはいないが、年に 1 回の交流会の中に研修の意味合いを持った時間がある。2017 年の合宿には 50 人ほどが集まった。
- ・ 団体の活動・事業の公開については、ネットワークとしてホームページを制作し公開している [HP ページアドレス：<http://democratic-school.net/>]。また、ネットワークのパンフレットを作成し、イベントに参加するスクールがネットワークのパンフレットも配布するようにして

いる

- ・ 中間支援組織の質の担保・向上について団体スタッフの採用は、現在は考えていない。

VI. 財政運営

年会費：正会員、年 5000 円。副会員年 1000 円。個人会員年 1000 円以上。

設立時に本田健氏の講演費の寄付を得た。現在、貯金が 39 万円ある。パンフレットを作る時や、毎年東京都大阪で行っている合同の説明会がある時のパンフレットの郵送費やスタッフの交通費などに使用。ホームページのサーバー代にも使っている。

VII. 今後の課題

1 これまでの活動を通しての貴団体の成果、社会への貢献

新しいスクールの人々が相談に来る際に、無料でパンフレットを渡していた。応援してもらえたと言っている。各地にサドベリースクールが増えることが社会貢献になる。年に何人かは学校の先生が個人的に勉強に来る。学校を少しでも緩められることにつながればと思っている。

2 未解決の課題

確保法の運動が盛んな時期に NPO 化を検討したが、できた法律がオルタナティブスクールにあまり関係があるものではなかったため、議論は先延ばしになっている。

副会員の人とは定期的には会議がない。もうちょっと交流があるとよい。立ち上げの人の支援体制の強化も課題だ。

ネットの担当者は、それぞれの熱意にばらつきがある。どのスクールの担当者も自分のスクールのように熱意をもってネットを盛り上げられるようになれば、よりよいのではないかと。ネットに取り組むことが自分のスクールの人数が増えることに結び付くとよいと思う。

3 貴団体としてこれまで感じている自分たちの活動上の問題点、改善点だと考えていること

意識がまちまち。専従がいない。専従がいれば、中間支援団体同士でつながれたり、情報収集が充実したりする。スタッフや生徒だった人に専従になってほしい。英語が堪能なスタッフがいないので、海外とのつながりが持ちづらい。

4 国や都道府県に望んでいること

教育の対等な選択肢として認めて欲しい。せめて通学定期はみんなに認めてほしい。本人の希望があれば出席日数をカウントされるようにしてほしい。また、体育施設を無料で貸してほしい。要望を出している。子どもへのアンケートを取ったが、体育館のつつつした床でバスケットボールをしたいという要望が多かった。

近くの小学校からの提案で、開放日の午前中に夏休みのプールをまっくろくろすけ専用で貸してくれた。他にも健康診断や美術だけ出ている子もいる。

5 教育機会確保法について改正で望む内容

今の法律は、学校に行ってから合わなかったら行くというニュアンス強い。最初から学びたい人が学べるようにしてほしい。「社会的要因」とあると、子どもが原因とする人が多いから、よくないと思う。定期券に関しては、通学定期の通達を変えてほしい。通学定期の学校復帰という条件をとってほしい。

6 国の支援や地方自治体の支援を引き出すにあたっての、上からの管理・監督を避け、独自性を担保するための、関係機関が自ら作る相互評価システムに関する意見

- ・ ネットワークに所属している同士で学びあい、質を高めあえる中間支援施設がよい。評価などについては、現場のスタッフ、通っている子ども、家族が納得できることが大切。
- ・ 第三者機関は必要。デモクラティックスクールが独自すぎるので、知らない人がそこに入っても、アドバイスできるイメージができない。デモクラティックスクールを極めてから、どこのスクールでもない人がやるのがよいのではないかと。
- ・ 組織の信頼や継続するために、事実に基づいた冷静な評価ができる人が必要。ネットワークの専従がいるとよい。この活動自体をファシリテートする人がいるとよい。

正会員になるのがどういうスクールかを判断できるとよい。ネットワークに一人はクリアーにゆずったらいけないことをわかっている人が必要。デモクラティックスクールの団体にも必要。

(文責：朝倉景樹)

ヒアリング調査 No. 8

団体名：日本シュタイナー学校協会

対応者：吉田 敦彦(同協会専門会員)、中村真理子(同協会副代表)、玉田千ひろ(同協会世話人)

日 時：2017年10月24日 8:30～13:00

場 所：京田辺シュタイナー学校

I. 団体概要

代表者名	秦 理絵子
団体所在地	神奈川県相模原市緑区
設立年月日	2013年8月18日
団体の種類	任意団体
活動の概要	日本におけるシュタイナー学校およびシュタイナー教育運動の充実と発展を目的に、全国のシュタイナー学校の教育者や運営者が共に働くため、この協会が結成された。 シュタイナー教育の振興への取り組み、学校運営の質を高める取り組み、教員養成への取り組みなどを行い、公的認知の向上や社会貢献に向けた活動も行う。
つながっている団体数	7校
役員	正会員校より最低1名世話人を選出、協会が承認する。 代表1名、副代表1名。世話人(現在)10名、監査1名。
事務局体制	事務局は、学校協会住所地に設置、3名の有給スタッフ(15,000円/月:1名、7,500円/月:2名)を置き、各校広報担当者参加のMLも運営する。事務局費用は、協会から有償で業務委託する。

II. 設立及びその後の歴史

1 設立年 2013年8月18日

2 設立経緯

シュタイナー学校は、ルドルフ・シュタイナーの提唱に始まり、1919年最初の自由ヴァルドルフ学校がドイツで開校。それ以来世界60数カ国に広がり、1000校を超える規模となっているが、日本でも、1970年代に子安美知子さんの紹介から関心が高まり、1987年日本初のシュタイナー学校が誕生した。その後、幼児教育施設も30以上生まれ、学齢期の子どもを対象として、7校の全日制シュタイナー学校が生まれている。

協会の発足に至る経緯には、大きく分けて、2つの流れがある。教員のつながりとしての全国ヴァルドルフ教員の集い(2005年～)と、学校運営者のつながりとしての全国シュタイナー学校運営連絡会(2004年～)、この2つが合流して日本におけるシュタイナー教育運動を発展充実させていくことになり、東京賢治シュタイナー学校において、設立総会を持ったものである。

3 設立時の状況

設立時の関係団体は以下の7校だった。

(学 校 法 人) 北海道シュタイナー学園いずみの学校

(同) シュタイナー学園

(NPO法人) 東京賢治シュタイナー学校

- (同) 横浜シュタイナー学園
- (同) 愛知シュタイナー学園
- (同) 京田辺シュタイナー学校
- (同) 福岡シュタイナー学園 (日本シュタイナー学校協会設立当時は任意団体)

4 設立目的と活動内容

- (1) 学校協会設立は、日本にシュタイナー教育を根付かせる上で、ぜひ必要と思われ、全国の全日制シュタイナー学校が主たる会員となり、シュタイナー教育の振興を目指す取り組み、学校運営の質を高める取り組みをすることとした。
- (2) 日本シュタイナー学校協会としては、情報の交換、課題の共有、解決への協働、他団体との連携、学び合いなどの活動に取り組んでいる。

5 会員に求めた条件

新規に協会加入する際には、質の担保のために正会員校となる条件を求めている。

- (1) 全国ヴァルドルフ教員の集いに、1名以上の教員が3年連続で参加し、その研修内容が、教師会で共有されていること
- (2) 2名以上のヴァルドルフ教員養成修了者が教師会にいること、もしくは正会員2校以上の推薦があること
- (3) 学校の運営に教員が主体的に参加していること

6 設立後の歴史

- 2014年 「多様な学び保障法を実現する会」団体参加
- 2015年 第6回アジア・ヴァルドルフ教員会議日本開催 (300余名参加)
- 2016年 新事務局発足
- 2017年 国際ヴァルドルフ学校100周年プロジェクト

III. 現在の主な事業内容

- 1 全国ヴァルドルフ教員の集い (年1回)
授業実践のシェアリングや研修で、教員ネットワークの要であり、参加が入会条件のひとつとなっている。
- 2 全国シュタイナー学校運営者会議 (年2回)
情報共有、学び合い、学校間連携について話し合う。
- 3 代表者会議 (協会定例会議/年2回)
協会の活動の方向づけ、運営のための決議機能を持つ。

IV. 加入団体との関係

会員校 (加入団体) とは日常MLでつながっており、イベントのお知らせは頻りに共有し共同で広報も行っている。毎年夏に開催している教員の集い、運営者会議、代表者会議は、全国の会員校を巡回して開催しており、教員や運営者が訪問しあい、交流しあう機会となっている。会員校と直接交流する機会としては、講師として訪れる、あるいは、他の会員校へ派遣するなどがあり、見学の機会ともなる。会員校同士が直接交流する機会としては、児童間では2~3校合同での行事や全国の高等部交流会がある。

V. 活動の質の担保

1 日本シュタイナー学校協会の質の担保・向上について

協会スタッフの採用は、シュタイナー教育への理解があり、体験もあり、シュタイナー教育の充実に意欲を持っている人に事務局に入ってもらおう。会員校の教員研修は、年1回の全国ヴァルドルフ教員の集いや、会議で学び合うことを通して行っている。運営者会議でもワークショップなどの研修を不定期で行っている。事務局も協会運営のための研修を自主的に企画

し実施している。

協会の活動や事業は広くホームページ等で公開している。協会として、各会員校の質の向上のために規約をつくっており、また予算収支計算書・決算収支計算書を公開している。海外より講師を招いたり、海外視察の機会をつくったりもしている。アジア・ヴァルドルフ教員会議の開催も教員の質向上に寄与しており、アジア諸国の学校とのつながりも深まって、協会の役割は大きい。2018年度には国内各地で行われている教員養成コースを繋げた形で、協会主催の連携型教員養成講座を開講する。

2 各会員校の質の担保・向上について

各校は主体的に活動しており、シュタイナー学校間だけでなくユネスコスクール加盟校との交流も積極的である。

子どものニーズについては、面談、日記、チャイルドスタディなどでキャッチするようにしている。保護者のニーズも、面談に時間をかけ、日々の連絡ノート、学年会、学年を越えた保護者会での対話などを通してキャッチし、ともにシュタイナー教育をつくりあっている。その他、保護者への模擬授業や海外から講師を招いての研修、ルドルフ・シュタイナー教育芸術友の会の専門家などを招いての講演会など、会員校ごとに開いている。

VI. 公的機関との連携 市民団体との連携について

会員校は学校法人2校、NPO法人5校であり、公民連携を行っている。

「横浜シュタイナー学園」では、ユネスコスクール、文部科学省ESD重点校、横浜市教育委員会、神奈川県教育委員会、横浜市緑土木事務所認定の公園愛護会委託結成、横浜市緑区の地元地域の自治会や市民の森愛護会、環境NPO、社会福祉協議会などと多くの連携をしている。「横浜シュタイナー学園」が、横浜子ども支援協議会に参加し、横浜市教育委員会と連携して学習会への協力や学校見学会の活動を重ねているのは、先行事例といえる。

「京田辺シュタイナー学校」、「東京賢治シュタイナー学校」、「横浜シュタイナー学園」では、文科省ESD重点校形成事業として10万円（京田辺、東京賢治、横浜）、日本ユネスコ協会連盟より10万円（横浜）、京都ユネスコ協会より10万円（京田辺）、京都地域創造基金から助成（京田辺）、横浜市よこはま夢ファンドから助成（横浜）いただくなどした。

VII. 財政運営

1 日本シュタイナー学校協会の財政

会員校の分担金で賄っており、会員校一校当たり年会費10,000円のほかに生徒一人当たり600円の分担金を集めている。7校のため小規模であり、運営に関わる人的体制にお金をかけられないが、2016年度より、有償の事務局体制をとることにした。会員校への財政支援はしていないが、各校収入規模に応じた分担金および会議費関連の補助金を設定し、各会員校の財政への掌握はできている。生徒数、校舎問題などを把握しあっている。

2 各会員校の財政運営

財政規模は、年間収入でいうと小さいところで約160万円から大きいところで約2億円である。

会員校収入源は、各校児童生徒の保護者が支払う学費がほとんどで、奨学金として、ドイツの団体がお金を出している。各会員校の財政管理は、外部監査を行うなど学校法人・NPO法人なのでできている。

VIII. 今後の課題

1 日本シュタイナー学校協会の課題として、以下のような取り組みが必要であると考えている。

(1) 質保証のための取り組み（運営基盤づくり、教員養成他）

(2) 国際的なヴァルドルフ教育運動との連携（精神科学自由大学教育セクション、国際ヴァルドルフ教育フォーラム）

(3) ユネスコスクールやESD重点校などの公教育学校との連携

(4) 危機管理（災害に対する対策の協力・協働の態勢づくり、社会との関係における危機管理の態勢づくり）

2 国や都道府県に望んでいること

財政面がきつい。財政支援は望みたいが、各校の自主性、主体性が保証される形が担保される必要がある。通学定期券が使えない現実があるが、可能にしてほしい。

3 「教育機会確保法の今後」へ望むこと

中間支援組織は、非常に重要な存在と考えるので、それが進み、相互評価システムが機能していくとよいと思う。この法律が、憲法や教育基本法、子どもの権利条約の趣旨に基づいて基本理念を定めたものだという認識を共有することが重要で、それを公民連携で創り出していくことが、次のステップに大きな力となっていく。法律づくりのプロセスで、「自律性」と「公共性」のジレンマをどう乗り越えるかが大きな課題ではないだろうか。

（文責：奥地圭子、中村国生、木村砂織）

ヒアリング調査 No.9

団体名：NPO法人・在日ブラジル学校協議会（AEBJ）

対応者：小貫大輔

日 時：2017年10月20日

場 所：東京シュレー

I. 団体の概要

代表者名	斎藤俊男
団体所在地	東京都目黒区
設立年月日	2006年
団体の種類	特定非営利活動法人
活動の概要	所属するブラジル学校の取りまとめ、ブラジル政府との間の架け橋の役割を担っており、ブラジル政府への嘆願や、研修・スポーツを通じた学校間の交流などを実施している。 <主たる年間活動> <ul style="list-style-type: none">・特定非営利活動に係る事業・在日ブラジル学校支援事業・在日ブラジル人子弟の健全な育成に係わる事業・地域社会で在日ブラジル人と日本人との交流を進める事業・セミナーや会議を通じてブラジル学校で教育に関わる人員の資質向上を目指す事業・在日ブラジル学校についての情報発信事業
役員	理事8名、監事2名（役員は所属学校長からなる）
事務局体制	他の団体（NPO法人・在日ブラジル人を支援する会、通称「サビジャ」）と共同で1名（人件費を1/2負担）

II. 設立の経緯とその後の歴史

設立は2006年頃、本格的な活動のきっかけになったのは、日本とブラジルの有効100周年を記念してブラジル大統領が来日したこと。その後の2009～2013年は活動の黄金期。当時の中心になった人は、東日本大震災の直後に帰国してしまい、日本にはいない。

リーマンショック後、多くの団体が各種学校化した。学校法人になることによって財政支援が受けられるが2～3万円/人・年と僅か。むしろ安全装備等で費用がかかる。また県によって認可方針が大きく異なる（易しいところと、厳しいところ）。ただ多くの団体は保育園を運営しており、その面では学校法人化はプラス。

III. 設立の目的（HPより抜粋）：

AEBJは、在日ブラジル学校の代表として日伯両政府との交渉を行い、在日ブラジル学校に対して各校の良好な運営を助け、ブラジル学校で働く教員の資質向上を助け、ひいては文化的交流事業を通して在日ブラジル人子弟の健全な育成を主たる目的とし、在日ブラジル人社会と日本人地域社会との交流を促進させ、健全で安全な社会の実現と地域振興に寄与することを目的とする。

IV. 現在の主な事業内容（平成27年度事業報告、HPより抜粋）：

当法人は在日ブラジル人児童生徒の健全な育成を目的とし、今期はスポーツ大会を開催した。500人の参加者があり、楽しそうに汗を流していた。また、在日ブラジル学校を支援するためにブラジル大使館、ブラジル教育省と定期的に会談を持ち、現状の説明及び今後の活動を協議した結果、在日ブラジル学校に関する法律改正の動きが出てきた。さらに、在日ブラジル学校が孤立しないよう、日本語・ポ語での情報発信を行うとともに、正確現状理解のために在日ブラジル学校の現況調査を3ヵ月に1回実施した。情報発信事業を通して学校間の情報共有が進み、学校間の意思疎通に改善が見られ、現況調査を継続的に行うことによ

り、基礎データを収集し、在日ブラジル学校の抱える課題点を挙げる事ができた。

事業名	事業内容	日時	場所
在日ブラジル人子弟の健全な育成に係わる事業	在日ブラジル人学校スポーツ大会	平成 27 年 10 月 17 日	浜松市遠州浜海浜公園
セミナーや会議を通じてブラジル学校等で教育に関わる教職員の資質向上を目指す事業	ブラジル本国より教育に対して深い知識を持つ者を呼び、在日ブラジル人子弟及びその保護者向けにシンポジウムを行う	平成 26 年 6 月 13 日	大泉町 ぶんか村
		平成 26 年 11 月 22 日	株式会社 クラゼミ
		平成 26 年 11 月 28 日	豊田市 保見交流館
在日ブラジル学校等に関する情報受発信事業	対ブラジル大使館 定期連絡会議	平成 28 年 3 月 3 日	駐日ブラジル大使館
在日ブラジル学校等に関する情報受発信事業	対ブラジル教育省 定期連絡会議		
在日ブラジル学校等に関する情報受発信事業	ブラジル学校に対して、日語ポ語両言語での情報発信	適宜	東京都
調査・研究に係る事業	在日ブラジル学校の現状を調査する	三ヶ月に一回程度	各地

V. 加盟団体との関係

加盟団体とはフェイスブックやホームページで情報交換をしている。特にホームページは毎週更新。スポーツ大会は年に 2～3 回実施しており、その他にセミナーも企画している。

VI. 中間支援組織としての質の担保

- ・ 1 名いる事務局員は日本人だが、ポルトガル語が堪能。2 か国語ができることは、団体スタッフとして必須。スタッフの養成研修などの余裕はない。
- ・ 加盟に際しては書類審査のみで、その団体の活動状況等を詳しく調べる余裕はない。加盟する学校の生徒数については把握しているが、財政状況に関しては十分に把握されておらず、公開もしていない。団体の所在地域は、南は福井・三重、北は茨城まで、全国をカバーしているわけではない
- ・ 大使館や総領事館とは常に情報交換しているが、組織として連携しているというよりは協議会会長の個人的なコネクションによるところが大きい。公民連携の事例としては、浜松市で市の建てた学校の廃校を利用したブラジル学校がある。

VII. 加盟団体としての質の確保

- ・ 各学校のうち、生徒数は大きいところで 150 名規模、少ないところで 20 名規模。生徒 30 名に教師が 12～13 名といったイメージ。日本語の教師は日本人、その他はブラジル人のことが多い。
- ・ 各学校は生徒の保護者からの月謝（4 万円くらい）で運営しているが、寄付控除がないため寄付が集まりにくく、財政は厳しい。日本語教師の多くはボランティアでやっている。

- ・ これまでの最も大きな成果は、東海大が実施したブラジル学校教員の育成プログラム。ブラジルから約3億円が拠出され205名の教師がこのプログラムに参加したが、その後日本に残ったのは半分くらい。

VII. 財政運営

- ・ 所属する各学校から年会費6万円を徴収している。それだけではとても足りないので、三井物産と関係のあるNPO法人・ABICから毎年、2～3百万円の寄付をもらっている（三井物産には、ブラジルに滞在経験のある親ブラジルの人が会社によくいるため、関係が深い）。

VIII. 今後の課題等

- ・ 一番の課題は不就学の問題。憲法に規定する「国民」に該当しないので、就学義務が（行政に）課せられないため、ほっておかれるケースが多い。今後は日本政府からの支援を得るべく、パイプ作りをする必要がある。
- ・ 教育機会確保法では「すべての子どもに教育の機会を確保することが必要」と謳われている。まずは在日ブラジル学校協議会のような中間組織に、例えば年間5百万円程度の財政支援をしてもらえれば、活動の幅が大きく広がると思う。
- ・ 質を担保するには関係機関の相互評価だけでは不十分。国から財政支援を受ける以上は、ある程度管理されることは当然。しかしその対象は、子どもたちの安全や防災、衛生といった面についてであり、教育内容そのものについては、行政から横やりがはいることなく、当事者にまかせて欲しい。

（文責：奥地圭子・松尾和俊）

ヒアリング調査 No. 10

団体名：全国適応指導教室連絡協議会

対応者：会長 森 敬之（名古屋市子ども適応相談センター所長）

日 時：2017年10月25日（水）14：30～17：00

場 所：名古屋市子ども適応相談センター（なごやフレンドリーナウ）

I. 設立について

全国適応指導教室連絡協議会（以下、全適連と表記）は名古屋市子ども適応相談センター（なごやフレンドリーナウ、以下、フレンドリーナウと表記）が中心となり、青森・富山・名古屋・滋賀・福岡の適応指導教室が発起人となって1993年に設立された、全国の自治体が設置する適応指導教室等をもって構成される組織である。フレンドリーナウ自体が1988年に設立され、1991年の移転・新築の際に当時としては先進的な200人規模の単独施設を開設していたこともあり、全適連の牽引役の役割を設立以来担っている。1993年の設立総会では46名の参加、翌1994年の第1回全国大会では96名の参加という規模でスタートし、2018年に創立25周年を迎える。

II. 組織・運営

全国を5つの地域ブロックにわけ（北海道・東北地域、関東・甲信越地域、東海・北陸地域、近畿・中国地域、四国・九州地域）、それぞれに1名ずつ置かれる幹事が会長1名、副会長2名、会計監査2名という役割を分担する。全適連の会長及び事務局はフレンドリーナウの所長と職員が担い、調査研究という形で職務に位置づけて運営にあたっている。なお、各地域の幹事は自治体の輪番制となっている場合が多い。全適連の運営資金は年額5,000円の会費であり、2016年度の収入額は1,372,889円、内会費収入が1,100,000円となっている。

III. 目的及び事業

全適連の規約によると、その目的は「全国の適応指導教室等相互の連携及び関係機関との連絡を密にするとともに、相談・指導方法、組織・運営の在り方等に関する調査研究、研究協議会の開催等を行うことにより、適応指導教室等の指導内容・方法の充実を図り、もって不登校問題の解決に寄与すること」とされている。規約上の事業もこの目的に対応しているが、年1回の全国会議（国立オリンピック記念青少年総合センター、7月下旬）と5地域ブロックそれぞれが開催する地域会議（主たる会場は幹事役の教育センター、10～11月）、及び「全適連だより」の発行（年1回、年末）が主たる事業となっている。

IV. 全適連の組織状況

適応指導教室自体の開設数は1990年度の84か所から2015年度の1347か所へと一貫して増加しているが、全適連への加入率は2000年度の29.4%（適応指導教室開設数928、加入数273）をピークに減少の一途をたどり、2015年年度現在の加入率は16.9%（適応指導教室開設数1,347、加入数228）となっている（数値は文部科学省調査）。

表1：都道府県別加入教室数（2017年10月18日現在）

青森県	5	千葉県	8	愛知県	18	島根県	5	大分県	6
岩手県	4	東京都	9	三重県	12	岡山県	7	宮崎県	2
宮城県	1	神奈川県	1	滋賀県	2	広島県	2	鹿児島県	2
山形県	2	山梨県	4	京都府	9	香川県	2	沖縄県	7
福島県	1	富山県	5	大阪府	2	愛媛県	7	未加入自治体	
茨城県	8	石川県	8	兵庫県	12	高知県	3	北海道、秋田県、	
栃木県	8	福井県	5	奈良県	6	福岡県	12	長野県、新潟県、	
群馬県	7	岐阜県	7	和歌山県	4	佐賀県	4	石川県、山口県、	
埼玉県	11	静岡県	7	鳥取県	1	長崎県	2	熊本県	

V. 課題と展望

1 加入率・大会参加者数の減少について

組織としての事業として年2回はブロックを超えて参加できる会議があり（全国会議と地域会議）、その気になれば、かなりの情報を得られる状況にある。しかしながら、年会費5000円が払えずに脱会していく適応指導教室が徐々に増えてきていることも事実である。前述したように加入率はピークの半分にまで落ち込んでしまっている。

この予算の問題は、行政が年々マイナスシーリング（予算カット）を強いられる中で、各教室・子供にかかる予算を削れず、結果的に年会費・出張旅費の削除に充てられてしまう、という実態に起因している。

また、予算削減の問題は加入率のみならず、全国会議の参加者数にも影響している。全国会議は200名規模での実施を維持しようとしてきたが、出張旅費も削られる中で東京まで行けない、ということもあってか、徐々に参加人数も減っている。ほぼ加入率の推移に連動しており、2000年度の参加者数は291名、2015年度の参加者数は165名にまで下がってきている。

しかしながら、個人負担にすると、さらなる加入率・参加者数の減少を招くことが予想される。これまで、文部科学省が主催する全国生徒指導担当指導主事連絡協議会において、文部科学省の担当者から全適連の意義と必要性について伝えていただいているが、大きな効果手応えは得られていない。

現在、次の一手として個々の適応指導教室単位ではなく、市区町村の教育委員会単位で入ってもらう、という戦略を検討中である。ひとつの自治体内に複数の教室を設置している場合の参加のハードルを下げようと考えている。

なお、全国会議の分科会や地域会議開催のプロセスで各自治体にネットワークができていくという点も重要で、会議への参加だけでなく、会議の企画・運営を通して教室同士のネットワークができ、有意義な情報共有ができていく点はとても大きいというのが加入教室からの声である。事務局として、会議の参加人数が少なくなってきたので全国会議の分科会を減らしてはどうか、半という提案をしたこともあるが、人数は少なくとも継続をという声が強くなり、分科会の数を維持してきたという経緯にも、企画・運営を通じたネットワークづくりの有用性が表れている。事務局としては、こうした全適連の有用性声を通信や会議を通して発信していくことが重要であると考えている。

2 適応指導教室の整備・充実について

全適連としては、現在の事業を維持することが当面の目標である。適応指導教室の整備・拡充（地域格差是正）については、会費や出張旅費の援助も含めて文科省から自治体に対する通知行政に期待するところである。

その意味では「教育機会確保法」の成立と今後の施行実態を通して、学校以外の場での学習の役割がクローズアップされる流れの中で、各自治体が適応指導教室のあり方や情報の集約・還元の可能性について、見直してもらえる契機になることを願っている。

3 他団体との連携・協働について

今後、FS等との連携・協働が重要になってくると思われるが、全適連としてFSとの連携に向けた取り組みはまだ黎明期の段階といえる。しかしながら、フリースクール全国ネットワークの事務局と全適連の事務局が、年に1、2回、情報交換のための連絡会を持つようになっている。相互の全国大会に無料で行き来する取り組みも始まっている。

加入する全国の適応指導教室では、それぞれが工夫して、他団体との連携・協働を進めている。他団体との共催事業の実施、ネットワーク会議の開催、業務の一部委託など、全適連としては、それらの情報を集約し、その知見を広く共有することができるよう、具体的な方策を検討しているところである。

(文責：加瀬 進)

ヒアリング調査 No. 11

団体名：一般社団法人児童健全育成推進財団

対応者：阿南健太郎 総務部 部長

日 時：2017年11月14日 午後2時～5時

場 所：団体事務所

I. 団体概要

代表者名	理事長 鈴木一光
団体所在地	東京都渋谷区
設立年月日	2000年
団体の種類	一般財団法人
活動の概要	情報発信・提供、研修・資格制度運営、団体間連絡連携・指導助言、資格制度運営、共済制度運営、福祉サービス第三者評価、表彰・助成、調査研究・政策提言など
つながっている団体数	2,954 組織機関施設
役員	理事8名、監事2名、評議員6名
事務局体制	常勤スタッフ18名（役員含む）

II. 設立及びその後の歴史

1 設立年 1973年

2 創設の経緯

戦後、児童福祉法において児童館が位置づけられたものの整備は進まず、昭和30年代後半から全国的に整備されていった。創設者である阿部千里氏は、厚生省に対して陳情活動を展開し、1963年に児童館に対する国庫補助の成立に貢献した。これをきっかけに全国で児童館を建設する自治体が急増し、1968年に「全国児童館連絡協議会」が設立され、その後1975年に「社団法人全国児童館連合会」に発展した。また児童館は地域活動（母親クラブ）と連携して発展したが、1973年に母親クラブを助成・支援する「財団法人東邦生命社会福祉事業団」が設立され、これら2法人が母体となって活動が推進されてきた。

その後、2000年、この2法人は統合し「財団法人児童健全育成推進財団」となり、2014年に「一般財団法人児童健全育成財団」に移行した。

3 設立の目的と事業（定款より）

(1) 目的：児童の心身の健全な育成を図るため、児童館の活動を支援するとともに、地域組織活動の援助、児童福祉に関する調査研究、情報の提供など児童福祉関連の事業を推進し、以て児童福祉の向上に資すること

(2) 事業

- 1) 児童の健康の増進及び情操の陶冶を図るために必要な事業
- 2) 児童館の設置運営に関する知識の普及啓発
- 3) 児童健全育成に関わる母親クラブ等の地域組織活動に対する指導、援助等
- 4) 児童館相互の連絡協調並びに関係機関及び関係団体との連携協力
- 5) 児童館職員、放課後児童クラブ職員等に対する各種研修会の実施
- 6) 児童文化向上のための優良児童文化財の普及活動等
- 7) 児童の健全育成に関する調査研究
- 8) 健全育成推進のための各種共済制度の運営
- 9) 児童福祉施設等に係る福祉サービス第三者評価の実施に関する事業

10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

III. 組織

1 役員等：理事会（5～10名の理事で構成）、評議員会（5～10名の評議員で構成）、監事（2名以内）

2 会員制度

3 会員種：組織会員（都道府県連絡会等）99、施設会員 2,855、個人会員 713 計 3,667

4 会費

種類	1. 施設会員			2. 組織会員	3. 個人会員	4. 賛助会員
	①児童館	②児童クラブ	③その他			
会費年額 (円)	10,000	10,000	10,000	20,000	3,000	10,000～
入会金 (円)	—	—	—	—	2,000	—

※ 全国児童館施設数約 4600 ヶ所（近年は横ばい）、10 年前は 3500～3600 ヶ所が施設会員として登録していたが、予算削減、指定管理制度等により館数が激減している

※ 児童健全育成を財団ともに推進する関係者、相互の連絡協調、共益的な位置づけ。情報誌の送付、研修会の参加費減免、資格取得費用の減免、教材等の割引等がある。

IV. 現在の事業内容

- 1 研修会・セミナーの開催：児童厚生員等研修会、健全育成セミナー、全国児童館・児童クラブ大会、全国児童館長研修など
- 2 認定児童厚生員資格制度の実施
- 3 児童館・放課後児童クラブのサポート：児童文化活動の普及・啓発（児童福祉文化賞・厚生労働大臣賞）、児童館用機材・備品の整備など
- 4 共済制度（傷害保険）の運用：児童安全共済、児童厚生員共済、児童クラブ共済、児童クラブ支援員共済
- 5 顕彰・助成の活動：児童健全育成賞、児童健全育成活動功労者表彰、健全育成研究
- 6 福祉サービス第三者評価（2016 年度実績：認証保育所 2 件、児童館 19 件）
- 7 広報・出版・情報提供の活動：情報誌「じどうかん」発行、テキスト出版、WEB サイト運営など
- 8 その他、団体の支援・連携
 - (1) 全国児童厚生員研究協議会（母親クラブ）事務局、民間児童館ネットワーク事務局
 - (2) コンサルティング（2016 年度実績：地方公共団体 1 件）や講師派遣（2016 年度実績：66 件）
 - (3) 被災地支援プロジェクト

V. 児童厚生員研修体系化と資格認定制度による質の向上と担保

- 1 研修体系化の目的と研修・資格認定対象
 - (1) 児童厚生員（児童の遊びを指導する者）の研修体系化（基礎・中堅・上級）により、児童館・放課後児童クラブの活動の質を全国的に向上させるとともに、その役割や専門性を明確にすることを目的としている
 - (2) 体系化は高城義太郎前理事長（鎌倉女子大学名誉教授・学事顧問）が尽力
 - (3) 児童厚生員または放課後児童支援員（都道府県知事が行う認定資格研修修了者）が対象（11 項目の条件が設定されている）
- 2 認定児童厚生員資格制度
- 3 経緯：意図的、計画的に専門的知識・技術を身につけるための具体的指標として平成 4 年からスタートした
- 4 効果：研修参加や資質向上のモチベーション向上に大きく寄与。資格取得者を優先採用する児童館運営主体も増えてきている
- 5 認定システム：財団本部、都道府県児童館連絡協議会、児童厚生員養成校（46 校 47 学科）のいずれかの研修にて認定
- 6 資格種別：
 - (1) 児童厚生二級指導員（基礎）：児童館・放課後児童クラブの有給従事者かつ基礎研修理論（必須 9 科目）、実技（必須 3 科目＋選択 1 科目）履修者、または養成校における単位取得者
 - (2) 2016 年度 都道府県政令指定都市 42 ヶ所、延べ 365 回開催、延べ受講者数 21,787 人
※履修科目の有効期限を 10 年間と限定

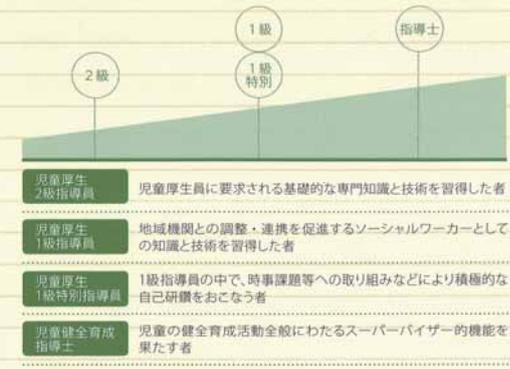
- (3) 児童厚生一級指導員・児童厚生一級特別指導員（中堅）：有給従事者として5年（60ヶ月）以上の勤務経験、二級指導員資格保有、指定した種々の研修修了者等のすべての要件、または養成校にて所定の単位修得者
- (4) 児童健全育成指導士（上級）：8年（96ヶ月）以上の勤務経験かつ一級指導員資格、所定の研修・課題修了等すべての要件

認定児童厚生員資格制度の実施

児童厚生員の専門性の向上と身分の安定を目的とした資格制度を実施しています。また、大学・専門学校から児童厚生員の養成校を認定し、本資格を有する優秀な人材を福祉現場に輩出しています。



財団パンフレットより抜粋



- 児童厚生 2級指導員 児童厚生員に要求される基礎的な専門知識と技術を習得した者
- 児童厚生 1級指導員 地域機関との調整・連携を促進するソーシャルワーカーとしての知識と技術を習得した者
- 児童厚生 1級特別指導員 1級指導員の中で、時事課題等への取り組みなどにより積極的な自己研鑽をおこなう者
- 児童健全育成指導士 児童の健全育成活動全般にわたるスーパーバイザー的機能を果たす者

資格申請料と登録料：個人負担（財団個人会員は減額あり）

平成 29 年 3 月末認定者数	現任者 資格取得者（人）	養成校 資格認定者（人）	計（人）
児童健全育成指士	22	—	22
児童厚生一級特別指導員	107	—	107
児童厚生一級指導員	2,359	800	3,159
児童厚生二級指導員	18,080	14,555	32,635
総数	20,568	15,355	35,923

VI 福祉サービス第三者評価事業による質の向上と担保

- 財団の実績を活かし、保育所・児童館等を中心に、児童福祉施設の事業内容の質の向上と、利用者への情報提供を目的として第三者評価事業を行っている。財団は、東京都における評価機関として認証を受けている。（認証番号 機構 12-215）
 - 組織マネジメント、福祉サービスの観点から評価するが、評価プロセスにおける自己評価が施設・団体自体の学びとしての効果が大きい。
- （参考）

標準的な評価の流れ
(1) 事前打ち合わせ：施設種別・定員などにより料金が異なる。見積作成 (2) 契約 (3) 調整：施設側で利用者や職員への説明、評価機関から職員への説明 (4) 利用者調査：利用者にアンケート等により調査実施 (5) 自己評価（職員調査）：施設・職員による自己評価の実施 (6) 訪問調査：施設を訪問し、エビデンスに基づく調査を実施 (7) 評価：複数の評価者により、(4)～(6)の結果を基に合議 (8) 合議：評価を持参し、施設と合議し、報告書を完成 (9) フィードバック：質の向上を目指し、結果を施設と共有 (10) 報告書の公表：東京都福祉サービス第三者評価制度に基づいて結果を公表

VII. 公的機関等との連携

1 厚生労働省

児童福祉法による児童館の設置および職員養成は、本来、行政の仕事であるが、民間である

財団が担ってきた。しかし、人材養成のための研修に国庫補助がなくなり、自己財源・担い手個人の自己負担で人材養成を行っている実情となっている。その他、社会保障審議会での推薦作品の中から、表彰を行う児童福祉文化賞表彰の運営を行っている。

2 地方公共団体

児童館の 92%が公立であるため、組織（自治体）会員、施設会員として組織に位置づいている。

3 その他

福祉サービス第三者評価事業において、東京都福祉サービス評価推進機構、全国社会福祉協議会と連携

VIII. その他の連携について

- 1 市民・NPO・教育関係団体：民間児童館ネットワークの運営支援、全国地域活動連絡協議会（みらい子育てネット）の運営支援、全国児童厚生員研究協議会の運営支援、日本NPOセンター（子どものための児童館とNPOの協働事業「NPOどんどこプロジェクト」）、子どもの虐待防止オレンジリボン運動など
- 2 企業・経済団体：アサヒ飲料株式会社「Dream Passport」プロジェクト：自動販売機の売り上げ1本に月5円の寄付により児童館へ楽器を提供、Nike Inc.「JUMP-JAM」プロジェクト：NIKEと協働して運動遊びを拡げる活動など

IX. 財政

2016年度 経常収益 371,468 千円（共済関連収入 69%、補助金・助成金等 8%、会費収入 8%）

経常費用 386,039 千円（事業費 92%、管理費 8%）

※補助金：厚生労働省事業・調査研究等 ※助成金：日本宝くじ協会

X. 今後の課題

- 1 児童館の予算削減や指定管理者制度による施設運営が進んできており、財団のようなネットワーク組織への参加や加入がしにくい状況が起こっている。その状況に対応できる組織としていくこと
- 2 施設の独自性と多様性を認めつつ、児童福祉の方向性としてユニバーサルなサービスを保持していく必要性は高まっているため、両立していく支援活動としていくこと
- 3 研修、評価の担い手である事務局員の専門性の向上・力量形成が課題。すなわちOJTによるところが大きく属人的になりがちな面を、組織的に実施していける体制にしていくこと。

（文責：中村国生、ヒアリング：中村国生、亀田徹、松島裕之）

ヒアリング調査 No. 12

団体名：認定特定非営利活動法人 日本 NPO センター

対応者：吉田建治

日 時：2017 年 10 月 24 日

場 所：日本 NPO センター 事務所

I. 団体概要

代表者名	早瀬昇
団体所在地	東京都千代田区
設立年月日	1996 年 11 月
団体の種類	認定特定非営利活動法人
活動の概要	日本 NPO センターは、民間非営利セクターに関するインフラストラクチャー・オーガニゼーション（基盤的組織）として、NPO の社会的基盤の強化を図り、市民社会づくりの共同責任者としての企業や行政との新しいパートナーシップの確立をめざし。ネットワーク事業、震災関連事業、創出展開事業、調査研究事業、交流研修事業、コンサルテーション事業、情報事業、制度関連事業、国際関連事業などの活動を行っている。
つながっている団体数	団体会員は 356 団体だが、他にも多くの団体とつながりながら活動を展開している。
役員	代表理事 1 名、副代表理事 2 名、常任理事、特任理事 1 名ずつ、理事 13 名、監事 2 名
事務局体制	有給職員 17 名、特別研究員 1 名

II. 設立及びその後の歴史

1 設立年 1996 年 11 月

2 設立経緯

各地の NPO 関係者、地域のボランティアセンター、大学、経済界、青年会議所、財団、ジャーナリスト等の関係者が集い、1995 年 12 月に設立準備をスタートさせた。

3 設立時の状況

阪神淡路大震災をきっかけに、ボランティア団体、市民活動団体に関する法律が必要との機運が高まり、国会での議論が本格化し、1995 年 4 月にはこの立法化に向けて提言などを行っていた三つの団体の呼びかけによる「市民活動の制度に関する連絡会」も結成される。後に日本 NPO センターの設立にも関わる多くの人がこの連絡会に参加し、センター設立後はセンター自身も一翼を担うこととなる。

特に 1994 年 3 月に発表された「市民公益活動基盤整備に関する調査研究(1994 年 3 月・NIRA)」のレポートや、ボランティア活動促進のための仕組みづくりに関する調査研究(1995 年 6 月・日本ネットワークス会議)、「社会参加活動推進システム調査(1996 年 3 月・経済企画庁)」等で市民活動を推進するための制度作り、推進のためのセンターの必要性が訴えられていた。なお、センターの設立時の事務局長（後に代表理事に就任）であった山岡義典氏は同センターの機関紙である「NPO のひろば 20 周年特別記念号」において、NPO 法の成立の過程において「強い市民活動」を育てる仕組みを求めていたと述べ、「強い市民活動」のイメージを以下のように語っている。

－「組織として、社会において主体的な意志と権利を持つ」、これが私の描く「強い」という意味です。「NIRA レポート」では、社会的信頼性を得る事やガバナンスをしっかりとすることに加えて、組織としての登記や賃貸契約ができる、スタッフの雇用や、事業の主体として借金もできる、行政の委託事業も対等の立場で受けることができる、そのためには法人格が必要である、といったことを書きました。（中略）小さい任意団体はたくさんあっていいと思うのですが、それらが大きくなった時に「強い」といえる状態になれるような仕組みが必要だと考えていました。－

4 設立目的と活動内容

日本 NPO センターは、市民一人ひとりが社会活動に参加する機会を得て、自治的に社会課題に解決に取り組むことができる新しい市民社会の創造を目指し、NPO の基盤強化、その制度的基盤としての特定非営利活動促進法の制定と改正、企業や政府・自治体とのパートナーシップの推進などに取り組んでいる。中でも重視しているのは、NPO が社会的な信頼を得て、企業や行政と対等な関係を気付いていくための情報機能、コンサルテーションとコーディネーション機能、ネットワーキング機能、交流・研修機能、調査・研究機能である。

5 会員に求めた条件

特になし

6 設立後の歴史

設立準備と並行し NPO、中間支援団体の在り方についての「訪米調査」を実施、設立後は NPO の意義を広く社会に訴える「NPO 全国フォーラム」や実践者に向けた「NPO 基礎講座」の実施と同名のテキストの発行、NPO に関する総合相談窓口を開設した。

1999 年には NPO 法人格を取得、行政職員の研修受け入れ（以後 2006 年まで）、団体 HP および「NPO 法人データベース NPO ヒロバ」の立上げ。2003 年には NPO と行政との対話フォーラム、NPO 支援センター初任者スタッフ研修会などをスタートさせる。

2002 年には「特定非営利活動法人市民社会創造ファンド」の立上げに協力するなど、企業や助成財団の様々な依頼にこたえる事のできる社会基盤の整備に取り組む。2011 年には東日本大震災現地 NPO 応援基金の設置および東日本大震災支援全国ネットワークの設立支援等も行っている。

III. 現在の主な事業内容

現在では「NPO 支援センタースタッフ初任者研修」「組織基盤強化フォーラム」「NPO のための広報スキルアップセミナー」等 NPO の現場や NPO 支援組織に向けた研修事業、「行政との対話フォーラム」「企業の社会貢献担当者向けセミナー」などの連携促進のための事業、情報収集、調査研究、政策提言などを実施、2015 年には国際部門も設置した。

また、特に予算規模が大きいのは企業（財団）等を地域の NPO につなぐ協働事業のコンサルテーションである。例えば「子どもたちに向けた自然体験活動を実施したい」等の依頼を受け、そのプログラムを設計するとともに、実施するにふさわしい地域の NPO を紹介。依頼者となる企業等、現地で活動する NPO、日本 NPO センターと地域の NPO 支援組織の協働による事業づくりを行っている。

IV. 加入団体との関係

メーリングリストの運用や、年 4 回の機関誌発行を通じて様々な NPO とコミュニケーションをとっている。

V. 活動の質の担保

日本 NPO センターの職員は初任者研修、毎年の研修、歴代の代表理事（顧問）の話も聞き、時代の変化に応じつつも設立時のミッションを継承していくことを意識している。また、それらの通常の研修の他、年間 1 名 4 万円の自主研修のための予算を計上、各スタッフが自身で選んだ団体に視察や、外部団体の研修会に参加をする機会を確保している。

また、地域の NPO 支援センターとの定期的な対話の機会を確保し、企業と地域の NPO の協働事業の創出の際には、地域の状況に合わせて事業を展開できるよう意識している。

現場で活動する各 NPO については、冊子「信頼される NPO の七つの条件」の発行、研修講座の実施などを行っているが、それが唯一の価値ではないと考えているとのこと。NPO には多様なスタイルがあり、社会の側も求めることがそれぞれ違うからだ。ただ、それだけに情報の発信、公開の必要性は高いと考えているとのことだ。

VI. 公的機関との連携

法・制度に関する提言等を通じて内閣府とのパイプはつくって来たが、特にそれを意識して活動することはない。

VII. 財政運営

設立年度の予算（約2,800万円）から現在（約6億円）まで、予算規模は大きく膨らんできた。当初は管理経費を寄付・会費で賄う方向性を目指していたが、現在の予算規模では現実的ではなく、委託事業等を受託する際に管理経費を事業費の15%分確保することで賄っている。

なお、2016年度の収入の内訳は会費・寄付収入が約1.1億円（18.6%）、使途指定寄付金約3.9億円（64.1%）、事業収入が約7,500万円（12.4%）、助成金収入約2,900万円（4.9%）であり、使途指定寄付金は全てが企業と地域NPOの協働による様々な事業創出のための寄付金である。

VIII. 今後の課題

これまでの活動の成果もあり、「NPO」という言葉自体は広く社会に浸透してきたが、行政の施策からは「NPO」や「協働」という言葉は減ってきている。行政が「地縁組織」との連携に回帰する一方、行政の側にNPOとの協働による成功体験の少なさ、あるいは独自性・独立性を持った組織と協働することへの負担感があるのではないかと考えられる。

これまで日本NPOセンターでは分野、地域、組織形態などが違う様々な団体をつなげ、新たな活動を生みだしてきたが、まだまだ範囲が狭いとも感じている。例えば、不登校支援団体と若者支援団体など、重なる部分のある団体同士の連携・協働はそれほど難しいことではないはずだが、それでもそれをコーディネートできる人材はそれほど多くない。日本NPOセンターの中にも、地域のNPOセンターにもそのような力を持つ人材を育てていく必要がある。また、近年では過疎地などで立ち行かなくなった行政サービスを補完するため、自治体からの要請を受けてNPO・市民団体が設立されることもあるが、そのような団体が行政の下請けになるのではなく、独自性、独立性を持ちながら地域のために活動できるありかたを模索していく必要があるだろう。

（文責：松島裕之）

ヒアリング調査No. 13

団体名：NPO 法人市民社会創造ファンド

対応者：奥地、亀田、中村

年月日：平成29年10月31日（火）

場所：NPO 法人市民社会創造ファンド

I. 団体概要

代表者名	山岡義典
団体所在地	東京都中央区
設立年月日	2002年4月1日（同年9月法人化）
団体の種類	NPO法人
活動の概要	「(特定非営利活動に係わる事業) 第5条この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 個人や企業からの寄付金および財団からの助成金をもとにした、ファンド独自のテーマによる、各地・各分野のNPO支援組織の基盤強化を図るための助成（基盤プログラム） (2) 目的を指定された個人や企業の寄付金または財団からの助成金をもとにした、寄付者等の目的を尊重した特定のテーマのNPO助成プログラムの開発と、その実施（特定プログラム） (3) 企業や財団が独自に行なうそれぞれのテーマに関するNPO助成プログラムの開発および公募・選考などの業務に対する、受託による協力（協力プログラム） (4) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業（その他のプログラム） ※定款より抜粋
つながっている団体数	なし
役員	運営委員長 1名 副運営委員長 2名 運営委員 7名 監事 2名
事務局体制	6名

II. 設立及びその後の歴史

1 設立年 2002年

2 設立経緯

「このファンドは、新しい市民社会の実現に寄与することを理念とし、NPO（民間非営利組織）の資金源を豊かにし、民間非営利セクターの自立した発展と活発化を図ることを目的に、日本NPOセンターの実績の一部を継承・発展するかたちで設立されました。」（市民社会創造ファンドホームページより）

日本NPOセンターでは、ヒトモノカネの仲介はしないと考えており、市民活動助成を同センターで抱え込むのはよくないという考えが当時あった。

このため、市民活動助成を行う専門機関として、市民社会創造ファンドが設立された。

その後、助成実績が拡大していった要因としては、NPO法が成立したことが大きい。企業側が社会貢献を行おうとしたとき、その社会貢献の担い手としてNPOという存在が明確になったからである。企業と社会との接点をどうつくっていくかを考える際、NPOができたことでその接点が見えてきた。また、CSRという言葉が定着してきたことも要因であろう。

Ⅲ. 現在の主な事業内容

1 助成プログラム

助成プログラムの趣旨に合った活動を広く募集する「公募型」と、ファンドから関係団体に声をかけて相談しながら助成内容を固める「計画型（対話型）」の2種類がある。

「公募型」「計画型（対話型）」それぞれについて、企業側からファンドにいったん助成金が入り、ファンドからNPOに対し助成金が提供される「特定目的プログラム」と、企業等に協力してプログラムを開発して助成業務を受託により実施（助成金は企業等からNPOに直接提供）する「協力プログラム」がある。

たとえば、以下のプログラムがある。

①ファイザープログラム（公募型協力プログラム）

…心とからだのヘルスケアに関する市民活動・市民研究支援

②東日本大震災現地NPO応援基金/大和証券フェニックスジャパン・プログラム」（公募型特定目的プログラム）

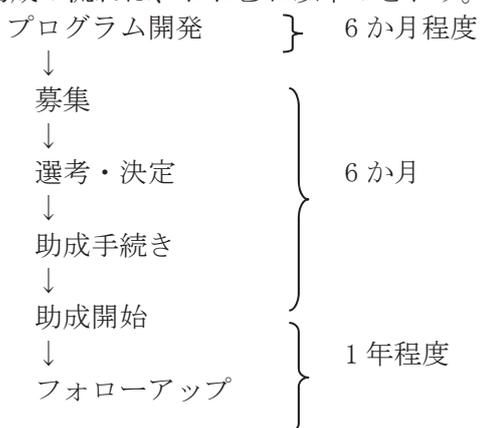
…被災者の生活再建に取り組むNPOの人材育成

③タケダ・ウェルビーイングプログラム（計画型特定目的プログラム）

…長期療養の子どもたちに“生きる力を”

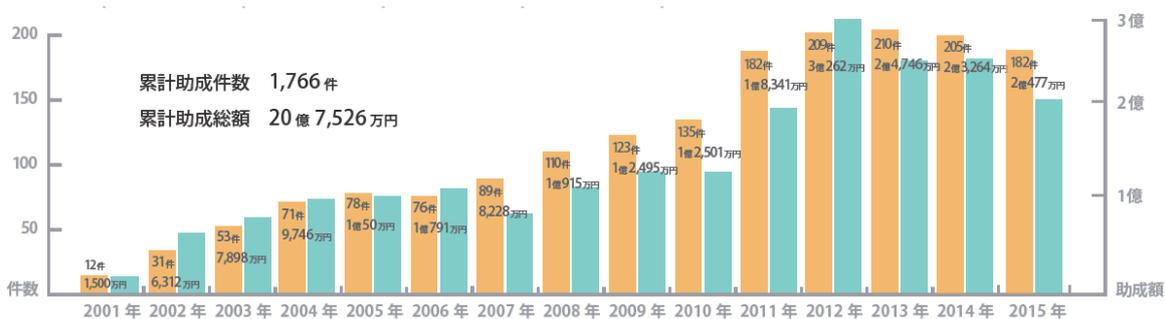
助成プログラムに関しては、企業等からファンドに相談が来て、その相談に応じて実施している。

助成の流れは、おおむね以下のとおり。



〔参考〕 助成実績

● 助成実績 これまで当ファンドが実施または協力したプログラムの助成実績（件数および金額）です。



2 自主プログラム

NPO支援組織の基盤強化に向け、人材の力量形成を図ることを目的として、ファンド独自の事業として以下を実施。

①講師招聘費助成（外部講師の招聘費を助成）

②参加者交通費助成（研修プログラムに参加するスタッフの交通費等の一部助成）

IV. 加入団体との関係

市民社会創造ファンドは各団体が加入するというシステムではないので、加入団体は存在しない。

V. 活動の質の担保

事務局スタッフは6人。1人あたり2~3プログラムを担当している。

市民活動助成の専門機関として、「市民活動助成の専門性」を重視している。それは、全国のどこにどういうNPOがあり、どういうことが実際に起きているか、起きようとしているかを把握した上で、民間の資金を効果的に使うには、どのような助成をするのがよいかを判断できるという専門性である。

スタッフについてはOJTが基本である。

助成プログラムが公募型の場合、採択される件数の何倍もの応募があるので、応募書類という形で情報が蓄積されるというのが公募型のメリットであり、これによってNPOの現状を把握することができる。

また、助成事業の専門機関なので、スタッフ全員が助成事業を担当していることから、スタッフどうしでの情報共有がしやすい。

新しいテーマで蓄積されている情報が少ない場合は、インターネットを通じての調査や関係者へのヒアリングなどによって情報を得ている。

なお、一時、市民活動助成の担当者の研修と交流のために交流会の事務局を担っていたことがあり、その交流会の運営がとても勉強になった。

VI. 公的機関との連携

公的機関との連携は特にない。

以前、文化庁が市民活動支援を行うにあたり、プログラム開発に協力するなどを行ったことがある。

VII. 財政運営

※2015年度活動計算書（一般会計）

ア. 収入

収入合計 44,174,460円

（会費収入300,000円、寄付金収入172,900円、受託事業収入40,862,973円等）

イ. 支出

経常費用計 48,158,328円

（助成金支出(自主プログラム)590,700円、助成等活動費41,014,657円、一般管理費6,552,971円）

VIII. 今後の課題など

1 他団体との連携

2017年に、これまで15年間の実績をまとめた冊子（『市民社会の創造に向けて-市民活動助成の15年-』）を作成し、イベントを開催した。

これまで企業等の担当者どうしの交流がなかったので、こうした交流の場を設けることは重要と考える。

2 市民活動助成の専門性

これまで、専門的な助成事例を蓄積してきた。NPOセクターやNPOセクター関係者から、専門的な助成機関として評価されている。

一方で、市民活動助成に関するしっかりした団体が増えているとは言えない。企業等において、お金を出すことを簡単に考えている向きも一部にある。市民活動助成をもっと広めていく必要があると考える。

以前は、市民活動助成のプロフェッショナルとして認識されることはなく、市民活動助成の専門性を明確にしたいとこれまで考えていた。NPOに関する他の仕事と兼務ではなく、専任

のスタッフがいることが重要である。たとえば、ひとつの団体の中であっても部門を分けて助成業務を行うことも考えられる。

3 フリースクール等への助成

フリースクール等を対象とするといった対象を限定した助成というのも、財源があれば、すなわちお金を出す企業があげればできないということはないだろう。

その場合、フリースクールだから出す、というよりも、フリースクール等がいまこういう活動をしていて、これからこうしたいからお金が必要、という話になるのではないか。次のステージに向かうため、という目的を示すということ。

ただし、そのあたりの考えは決まっているわけではなく、さまざまな考え方があり得る。企業によってはあまり限定せずにお金を出すところもある。

まずは、どれくらいのお金が必要なのかを考えてはどうか。そのために、助成プログラムを作成することも考えられる。

活動の活性化のためには、助成だけでなく、セミナーやフォーラムなどと組み合わせて、お互いに学び合うことが重要である。助成事業を中心に、ネットワークを形成し、そのネットワークを活用して、各団体の力量を高める。

フリースクール等の調査研究も重要と考える。

(文責：亀田徹)

ヒアリング調査 No. 14

団体名： 全米フリースクール連合
対応者： パット・モンゴメリー(設立代表)
日 時： 2017年10月1日
場 所： クロンララスクール

I. 団体概要

代表者名	パット・モンゴメリー
団体所在地	アメリカ合衆国ミシガン州アナーバー
設立年月日	1978年6月
団体の種類	非営利活動法人
活動の概要	全国大会開催(年1回)・理事会開催(年1回)、地域大会開催(不定期)、ニュースレターの発行(年4回)、メンバーフリースクール名簿制作、他団体との連携(ホームスクーリング、脱学校、他)、ア krediyteshon機関設立・連携、フリースクールスタッフの求人情報照会、スタッフ養成コース
つながっている団体数	約250
役員	東部、中部、西部のそれぞれで互選により理事を選出
事務局体制	常勤1名が独立した事務所で勤務

II. 設立及びその後の歴史

1 設立年：1978年6月

2 設立経緯

教育の改革に関心のある教員、学生、市民が集まる大会にいつも一定数のフリースクールスタッフがおり、自分たち自身の交流が出来るつながり合いが必要であると感じてきた。毎年、ネットワークが必要だと言って別れ、翌年再開するということの繰返しとなった。ついに、1976年5月にシカゴで「変革するための教育」という全国大会で全米フリースクール連合を設立する趣意書を採択し、1978年6月にミシガン州アナーバーにて正式に全米フリースクール連合を設立した。

3 設立時の状況

公民権運動をはじめ1960年代からアメリカでは各地で様々な市民活動が活発化していた。教育ではスプートニクショック以降、教育の理数関係の科目強化、効率重視のカリキュラムが一世を風靡しており、子どもの関心から離れた流れが強い中、全米各地でフリースクールが雨後のたけのこのように生まれていた。しかし、それぞれのつながりはなく、自分達で直面する課題や困難に対応している状況があった。

4 設立目的と活動内容

①設立目的

第一に、既存の教育に満足せず別のあり方を指向する活動を支援し、積極的に人々と主に人生を創ろうとする人々をエンパワーする。第2に、子ども、親、スタッフ、繋がる市民による主体的な教育活動を支援する。第3に公正な社会の実現に資する学びの内容、学びのあり方、経験などを模索することを支援する。

②活動内容

- ・全国大会開催(年1回)・・・毎年、違ったフリースクールが幹事校となり、自分のフリースクールあるいは近くのキャンプ場・大学などを会場に開催する。子ども・親・スタッフなどのフリースクールを超えた交流、経験共有、情報共有、ディスカッション、様々なワークショップなどが行われる。開催期間は5日から1週間が多い。東部、中部、西部などの地域の大会も希望によって開かれる。
- ・ニュースレターの発行(年4回)・・・全米フリースクール連合の活動報告、お知らせのみならず、各地の活動、その時々に関心のあるトピックの記事、求人、意見交換などが掲載されている。

- ・メンバーフリースクール名簿冊子の作成・・・約 200 ページの冊子で、主に加入フリースクールの紹介(対象年齢、連絡先、特徴など)が掲載されている。州ごとに並んでいる。
- ・スタッフ養成コースの運営・・・アパティナススクールを基盤に実践を元にしなが、ディスカッションを積み重ねていく。一通りのコースワークを終えると実習をアパティナススクールを含むメンバーフリースクールから選んですることが出来る。修了者の多くは、メンバースクールのスタッフになっている。
- ・フリースクールとホームエデュケーションのブリッジング
- ・社会へのフリースクール、ホームエデュケーションのアウトリーチ

5 会員に求めた条件

会員には議決権を持つ正会員と持たない賛助会員の二種類があり、両会員とも個人でも団体でもなることが出来る。正会員は全米フリースクール連合の設立趣旨に賛成し、会費を納めることが条件になっている。賛助会員は会費を納めれば誰でもなることが出来る。

6 設立後の歴史

1978年の設立から会員フリースクールを増やして行き、アメリカのフリースクール運動を支えてきた。初期にはスタッフの理事だけであったが2000年頃にはスタッフと同じように東部、中部、西部から子ども理事も選ぶようになった。カナダ、中南米、日本その外からも参加個人、団体が増えたり、IDECとも繋がり国際化も進んだ。2002年にはIDECをニューヨーク州で開催している。しかし、フリースクール等のネットワーク団体、情報発信団体がもう2つできたことと、フリースクールの数が減ってきたこと、を背景にフリースクールを設立したスタッフ世代の世代交代の時期に勢いを失い2014年10月に解散した。

III. 現在の主な事業内容

(現在は活動を行っていない)

IV. 加入団体との関係

加盟は団体でも個人でも参加をすることが出来る。東部、中部、西部という地域に所属し、理事を選出している。主に、大会とニュースレターを通じて交流、議論、経験共有などを行っている。

事務局にはフリースクールの照会、求人、フリースクール設立支援、プログラム支援、ホームエデュケーションの相談などが年間約1000件(2001年当時)寄せられており、事務局長や、理事を中心に応えている。

V. 活動の質の担保

全米フリースクール連合が毎年開いてきた全国大会は1週間ほどの会期があり、そこで経験共有、問題解決、テーマごとのディスカッションなどが質を高める重要な機会になっている。ミーティングの持ち方での悩みを話し合ったり、美術の授業のやり方を紹介しあったり、話し合いやワークショップがもたれることも多いが、会期を通して個別の交流も盛んである。また、会場がフリースクールになることもあり、その場合、そのフリースクール全体が展示会場のようなものにもなる。

全米フリースクール連合はフリースクールを主な対象とするアクレディテーション機関を独立組織として生み出しており、連携関係を持っている。このアクレディテーションは書類(フリースクール名、連絡先、住所、団体種別、形式、対象年齢、学費、子ども人数、スタッフ数、設立趣旨、活動内容と特徴、子どもの参画と運営方法)だけではなく、3年に1回はフリースクールの活動中に実際に訪問しての確認も行われる。

全米フリースクール連合のメンバースクール間では、日本のフリースクールに比べるとスタッフの移動が多く、人事交流を通じて優れた経験が広がっていくということも結果としては起きている。

(文責：朝倉景樹)

卷末資料

平成 29 年度文部科学省「いじめ・不登校支援等推進事業」
「フリースクール等の支援のあり方に関する調査研究」

◆◆◆ 調査協力をお願い ◆◆◆

本調査は平成 29 年度文部科学省「いじめ・不登校支援等推進事業」の一環として、①フリースクール等の取り組みを促進するために必要な外部組織・団体からの支援に対する皆様のニーズを明らかにし、②フリースクール等それぞれの理念・特色・自主性を活かしつつ、いっそうの社会的認知を得るための方法として考案した「自己評価シート」に対する皆様のご意見を広く集約するために行うものです。ご多忙のところ大変恐縮ですが、本調査研究の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆◆◆ 記入上の注意 ◆◆◆

- ・記述式のところは、楷書で明確にご記入下さい。
- ・選択肢のところは、該当する番号に○をつけて下さい。
- ・特に指定のない限り、**平成 29 年 11 月 1 日現在の状況**をご記入下さい。
- ・お忙しいところ誠に恐縮ですが、記入済みの調査票は同封の返信用封筒（切手不要）にて、**平成 29 年 12 月 15 日（金）までにご投函**下さい。

【調査実施主体】

「フリースクール等の支援の在り方に関する調査研究」研究班

研究班代表：加瀬進（東京学芸大学教授／〒184-8501 東京都小金井市貫井北町 4-1-1）

【アンケート調査に関する問合せ先】

「フリースクール等の支援のあり方に関する調査研究」事務局

E-mail: skase@u-gakugei.ac.jp

◆調査票の内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先をご記入下さい。

所在地	都道 府県	区市 町村
貴団体・施設名		
電話番号	—	—

I. 団体・施設の状況

問 1. 貴団体・施設の基本情報を記入して下さい。

(1) 名称		
(2) 所在市町村	都道 府県	区市 町村
(3) 設立時期	西暦（ ）年	
(4) 運営主体	1. 特定非営利活動法人（NPO 法人） 2. 学校法人（準学校法人を含む） 3. 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人 4. 営利法人（株式会社等）	5. 1～4 以外の法人（社会福祉法人等） 6. 法人格を有しない任意団体 7. 個人

【運営主体1~5】 法人格取得時期	西暦（ ）年		
(5) 団体・施設の類型	1. フリースクール（フリースペースを含む） 2. 親の会	3. 学習塾 4. その他特色ある教育を行う施設など	
(6) 運営形態	1. 通所	2. 宿泊	3. 通所も宿泊も実施
(7) 週当たり開所日数	1. 1日 2. 2日	3. 3日 4. 4日	5. 5日 6. 6日 7. 7日
(8) 拠点の有無	1. 常設の拠点あり 2. 常設の拠点なし		
【1 常設拠点あり】 所有形態	1. 自己所有	2. 公共施設を借用	3. 民間施設を借用

II. 在籍者の状況

問2. 貴団体・施設に在籍する子どもの人数を記入して下さい。

就学前	人
小学生	人
中学生	人
高校生等（高専・専修学校等を含む）	人
大学生等（短大・専門学校等を含む）	人
高校に在籍しない16~18歳	人
高校・大学に在籍しない19歳以上	人

III. スタッフ・ボランティアの状況

問3. 貴施設・団体のスタッフ・ボランティアの人数を記入して下さい。

雇用関係あり	常勤	有給	人
		無給	人
	非常勤	有給	人
		無給	人
雇用関係なし	実費のみ支弁のボランティア		人
	無償ボランティア		人

IV. 活動の状況

問4. 貴施設・団体の活動の状況を記入して下さい。

(1) 活動内容 ※複数回答可	1. 個別の学習	9. 子供たちによるミーティング
	2. 授業形式（講義形式）による学習	10. 学習成果、演奏や作品などの発表会
	3. 社会体験（見学、職場体験など）	11. 相談・カウンセリング
	4. 自然体験（自然観察、農業体験など）	12. 家庭への訪問
	5. 調理体験（昼食づくりなど）	13. 親の会
	6. 芸術活動（音楽、美術、工芸など）	14. その他特色ある活動
	7. スポーツ体験	→具体的に（ ）
	8. 宿泊体験	

問6. 今後の貴施設・団体の活動にあたって、外部組織・団体等からの支援（情報提供・見学、相談、助言等を含む）はどの程度必要であると考えますか。支援の必要性について、項目ごとに1つ選んで○をつけてください。

	支援の必要性 ※各項目○は1つ			
	1 非常に重要である	2 まあ重要である	3 あまり重要でない	4 全く重要でない
【記入例】	1	②	3	4
(1)不登校・発達障害・外国籍等の子どもの支援についての情報提供等	1	2	3	4
(2)施設・団体の立ち上げについての情報提供等	1	2	3	4
(3)施設・団体の基盤強化、運営マネジメントについての情報提供等	1	2	3	4
(4)施設・団体の活動の中身、指導方法、教材についての情報提供等	1	2	3	4
(5)学校、教育委員会とのつながりについての情報提供等	1	2	3	4
(6)進学、就労の関係者・機関とのつながりについての情報提供等	1	2	3	4
(7)医療、保健、福祉の関係者・機関とのつながりについての情報提供等	1	2	3	4
(8)上記以外の関係者・機関とのつながりについての情報提供等	1	2	3	4
(9)スタッフ研修・人材育成についての情報提供等（講師依頼、研修会参加、人事交流等）	1	2	3	4
(10)在籍する子どもの募集についての情報提供等	1	2	3	4
(11)スタッフ（雇用関係あり）の募集についての情報提供等	1	2	3	4
(12)ボランティアの募集についての情報提供等	1	2	3	4
(13)教育行政・施策動向についての情報提供等	1	2	3	4
(14)学校以外の多様な学びの場の地位・社会的認知の向上についての情報提供等	1	2	3	4
(15)補助金・助成金・寄付金等による資金提供	1	2	3	4
(16)補助金・助成金・寄付金等についての情報提供等	1	2	3	4
(17)行政と協働で事業・イベント等を実施	1	2	3	4
(18)民間と協働で事業・イベント等を実施	1	2	3	4
(19)行政や民間による社会的認知を得るための認証（表彰等）	1	2	3	4
(20)行政や民間が貴施設・団体に関する情報を発信	1	2	3	4
(21)行政や民間から活動拠点、場所の提供	1	2	3	4

問7. 貴施設・団体は、今後の活動にあたって、0以外に外部組織・団体からどのような情報提供や助言・支援を受けたいですか。また、支援を受けるにあたって課題になっていること等があればできるだけ具体的に記入して下さい。

①今後受けたい支援	
-----------	--

②支援を受けるにあたって課題になっていること等	
-------------------------	--

VI. 自己評価シートへのご意見・ご要望

問8. 以下は、フリースクール等それぞれの理念・特色・自主性を活かしつつ、いっそうの社会的認知を得るための方法として考案した「自己評価シート」に対する皆様のご意見を広く集約するために行うものです。同封の「自己評価シート（案）記入例付き」をご覧ください、項目立てに対するご意見・ご要望があれば、できるだけ具体的に記入して下さい。記入欄が不足する場合は最終頁の白紙欄にご記入ください。

(1) 項目の表現を変えたほうが良いと思われる箇所

ページ	項目番号	具体的な改善のご意見・ご要望、改善が必要と思われる理由

(2) 項目を追加したほうが良いと思われる箇所

ページ	項目番号	具体的な改善のご意見・ご要望、改善が必要と思われる理由

(3) 項目を削除したほうが良いと思われる箇所

ページ	項目番号	具体的な改善のご意見・ご要望、改善が必要と思われる理由

問9. 自己評価の手順に関するご意見・ご要望があれば、できるだけ具体的に記入して下さい（評価を実施する人、評価を実施する時期・頻度、会議・アンケート・ヒアリングをはじめとした評価の方法等）。

--

☞ 調査はこれで終わりです。お忙しいところご協力ありがとうございました。

フリースクール等（学校以外の学習の場）の自己評価シート（記入例）

ふりがな	ふりーすくーるとうきょうしゅーれおうじ		
名称	フリースクール東京シューレ王子		
所在地	〒 114-0021 東京都北区岸町1-9-19		
電話番号	03-5993-3135	FAX番号	03-3559-3137
メールアドレス	info@shure.or.jp oji@shure.or.jp		
ホームページアドレス	http://www.shure.or.jp	開設年	西暦 1985 年

運営主体

<input type="radio"/> 1 法人格を有しない任意団体	<input type="radio"/> 7 社会福祉法人
<input type="radio"/> 2 NPO法人	<input type="radio"/> 8 宗教法人
<input type="radio"/> 3 一般・公益社団法人	<input type="radio"/> 9 医療法人
<input type="radio"/> 4 一般・公益財団法人	<input type="radio"/> 10 営利法人（株式会社・有限会社等）
<input type="radio"/> 5 学校法人	<input type="radio"/> 11 個人
<input type="radio"/> 6 準学校法人	<input type="radio"/> 12 行政・公的機関
<input type="radio"/> 13 その他（	）

受入対象年齢（学齢） 下限 歳 上限 歳

※上限、下限が決まっていない場合は、「なし」と記入

在籍できる年齢の上限 上限 歳

フリースクール等の性格（もっとも近いものを1つだけ選択）

<input type="radio"/> 1 フリースクール	<input type="radio"/> 6 塾・予備校
<input type="radio"/> 2 フリースペース	<input type="radio"/> 7 サポート校
<input type="radio"/> 3 居場所	<input type="radio"/> 8 福祉施設
<input type="radio"/> 4 オルタナティブスクール	<input type="radio"/> 9 就労支援施設
<input type="radio"/> 5 デモクラティックスクール	<input type="radio"/> 10 その他（
	）

運営形態

<input type="radio"/> 1 通所型	<input type="radio"/> 2 宿泊型	<input type="radio"/> 3 訪問型	<input type="radio"/> 4 その他（
			）

子どもの学習や活動上の開所日数や時間

開所日数	
週 <input type="text" value="5"/> 日	
曜日 <input type="radio"/> 月 <input type="radio"/> 火 <input type="radio"/> 水 <input type="radio"/> 木 <input type="radio"/> 金 <input type="radio"/> 土 <input type="radio"/> 日	
備考（	）
長期の休み <input type="radio"/> 夏休み <input type="radio"/> 年末年始 <input type="radio"/> 春休み	
その他（	）
1日の開所時間	
開所 <input type="text" value="10"/> 時 <input type="text" value="00"/> 分	～ 閉所 <input type="text" value="17"/> 時 <input type="text" value="30"/> 分
備考（ 初等部は16時まで	）

子どもの人数 (2017年10月1日現在)

子どもの数 (2017年10月1日現在 在の)	人数	特徴 (あれば)
就学前	0人	
小学生	12人	不登校の児童
中学生	19人	不登校の生徒
高校生等	37人	提携する通信制高校、その他の通信制 や定時制高校
大学生等	0人	
高校に在籍しない16~18歳	6人	
高校・大学等に在籍しない19歳以上	15人	一部は提携する高校の卒業者
合計	89人	
2016年度の年間入会 (入学) 者数	28人	
2016年度の年間退会 (卒業) 者数	24人	

スタッフの概況

雇用関係あり	常勤	有給	7人
		無給	0人
	非常勤	有給	7人
		無給	0人
雇用関係なし	実費のみ支弁のボランティア		5人
	無償ボランティア		0人

ホームページで公開している情報

<input type="checkbox"/> 1 理念や特長	<input type="checkbox"/> 6 学習や活動のようす
<input type="checkbox"/> 2 入会案内・入会条件	<input type="checkbox"/> 7 入会金・会費 (授業料) ・その他費用等
<input type="checkbox"/> 3 代表・責任者名	<input type="checkbox"/> 8 団体・スクールの財務状況
<input type="checkbox"/> 4 在籍している子どもの概況 (人数・年齢等)	<input type="checkbox"/> 9 問い合わせ先や方法
<input type="checkbox"/> 5 スタッフの概況 (人数・体制等)	

活動内容 (複数回答式)

<input type="checkbox"/> 1 個別の学習	<input type="checkbox"/> 7 スポーツ体験
<input type="checkbox"/> 2 授業形式 (講義形式) による学習	<input type="checkbox"/> 8 宿泊体験
<input type="checkbox"/> 3 社会体験 (見学、職場体験など)	<input type="checkbox"/> 9 子どもたちによるミーティング
<input type="checkbox"/> 4 自然体験 (自然観察、農業体験など)	<input type="checkbox"/> 10 学習成果、演奏や作品などの発表会
<input type="checkbox"/> 5 調理体験 (昼食づくりなど)	<input type="checkbox"/> 11 相談・カウンセリング
<input type="checkbox"/> 6 芸術活動 (音楽、美術、工芸など)	<input type="checkbox"/> 12 家庭への訪問
<input type="checkbox"/> 13 その他特色ある活動 (実行委員会をつくってのイベント、合宿、プロジェクト、海外体験など)	

私たちの団体・スクールの理念・特長

東京シューレは5つの理念を大切にしています。

- ①安心できる居場所であること
- ②やりたいことが応援される場所であること
- ③自分が決めること (自由)
- ④子どもどうしでつくりあうこと
- ⑤一人ひとりを尊重すること

子どもが安心していられる居場所、自分が自分であることを大切にします。安心から自信が生まれてきます。子どもがやりたいことを応援します。どうしたら実現できるかを一緒に考え、それに向けたサポートを行います。

子どもが考え、決めることを尊重します。自己決定、それが自由です。そしてそれに伴う責任も学ぶことができます。

子どもが中心で進めています。学習・体験・活動のこと、生活のこと、ミーティングや実行委員会など、自分たちで相談して決めていきます。

それぞれの人の違いを大切にします。いろんな個性、感性、ペース、趣味、能力・・・一人ひとりの存在自体がすばらしく、生きているあなたを尊重することを大切にします。

団体・スクールの特長的な学び・活動の実践事例や実績

(取組の概要、子どもの成長、スタッフの関わり、保護者、地域との関わり等の観点を踏まえて)

フリースクールでの学びには、不登校への理解がとても重要と考えています。東京シューレは不登校の親の会の活動から生まれ、保護者どうしの学び合いや支え合いがベースとなって、子どもが安心して過ごし活動できる場をつくり運営を支えています。スタッフも親の会の活動から多くを学び、子ども中心の学びを共に創りともに支えるパートナーです。

子どもの経験や日常、興味関心や遊びから学びを創っていきます。例えば、不登校は大部分の子どもにとってとても辛く苦しい経験ですが、そこから自己理解・自己肯定感、社会の認識や理解、権利や正義、人や社会との相互理解やコミュニケーション、人間社会や環境の多様性の重要性などを学んでいきます。

フリースクールでの生活・学習・活動は週1回のミーティングによって提案・議論・決定され、異年齢の子どもどうしもスタッフとも対等な立場で参加し話し合います。意見表明、自他尊重、民主主義、問題対処と解決、物事の実現を学んでいきます。

私たちが重点的に取り組んできたこととその取り組みの背景にあった子どもの状況やニーズ、団体・スクールの状況等

(大切にしてい取り組んできたこと、留意して取り組んできたこと等) (おおむね、この3年間)

①個性を尊重し個別性を大事にした活動

不登校経験、発達障がい等の特性、家庭環境など多様な状況や困難を経験した子どもも少なくなく、一人ひとりの個性を尊重し、子どもを場に合わせるのではなく、できる限り、子どもを中心に個別性に応じて、場が子どもに合わせて変わるよう取り組んできた。

②個々のやりたいことから発しミーティング等を通して協同して創る体験的な学び

5年前に通信制高校と連携して高卒資格が取得できる「高校コース」を開設した。資格取得に偏重したり、そのために精一杯になる子どもも出ていたため、フリースクールらしい子ども中心の子どもが創る体験的な学びに取り組んできた。

③NPO・企業・地域等の社会資源を活用した学び

限られた教育財源のなかで少しでも充実した学びを実現するために、NPOと連携した科学実験講座、企業の社会貢献と連携したプログラミング講座やコミュニケーションロボット共同開発、保護者や協力者が受け入れる仕事体験などを行ってきた。

おおむねこの3年間で、学習や活動において、成果のあった特長的な取組について（1～3事例まで）

- ・基礎的な学力の習得
- ・体験的な学びや活動
- ・個性や特徴、個性に応じた学びや活動
- ・子どもの協同的な学び・活動 などの観点で記載

事例（1）	初等部プログラム（時間割）における「個別タイム」の取組
<p>①取組の概要</p>	
<p>初等部は中等部や高等部と比べ人数が少なく、年齢の幅、趣味や楽しみ、過ごしたいスタイル、他者とのコミュニケーションの取り方などの違いや志向性も大きい。個々の特性や志向性に個別対応しつつ、フリースクールならではのミーティングや共同での活動体験などを生成するために、スタッフと子どもが1対1で1時間を過ごす「個別タイム」を週に1回を基本に設定し、プログラム表において、それぞれの「個別タイム」が分かり合えるように表記して実施した。</p>	
<p>②子どもの習得・経験・成長のようす</p>	
<p>個別タイムで好きなゲームの話がたくさんできフリースクールになじむようになった子、やりたかった英会話の時間を持った子、授業形式ではない個別での算数など基礎学習の時間が確保できた子、モノづくり・科学実験が好きで授業の延長で個別に時間を持って深めた子、料理の時間を持ったが個別から数人で取り組む料理講座に発展させた子などがおり、安心して継続した学びの時間が確保できるようになった。また、限られたスペースでワイワイと落ち着きのない時間も多かったが、他の子の個別タイムを意識して静かにしたり、協力して一緒に取り組んでみるなど、個別性から協同性に発展し、ミーティングを経てサークルになったりイベントになったりするなどした。</p>	
<p>③スタッフの関わり方やコミット</p>	
<p>個々の子どもの、その時の気持ちや状態を尊重しつつ継続していくこと、個々の関心や志向に向き合いつつ他の子どもの関心との重なりや距離感に配慮して、子どもどうしをつなげたり、友だちづくりを応援したり、初等部としての活動づくりに発展させていくことができた。</p>	
<p>④さらに充実・発展させるため改善点や方策など</p>	
<p>教育機会確保法の成立や国・教育委員会等の不登校・フリースクール支援の方向から、初等部保護者の説明会参加、入会希望が急増している。常勤スタッフ、サポートスタッフ、ボランティアなどできるだけ多くきめ細やかに時間を確保していくための体制づくりが必要。学生ボランティアやインターンの受け入れは重要。</p>	
<p>⑤付記事項</p>	
<p>初等部に限らずフリースクールでは子ども個々の通い方・通うペースはさまざまだが、人目が気になるなどで家から出にくい状況の子どももいる。家庭で過ごすことをベースに「個別タイム」を設定し、訪問やネット等によるサポートができるとよいと考えている。</p>	

子どもの進路について

①昨年度退会（卒業）の子どもの進路選択の特徴、進路先の具体例など

福祉系専門学校・大学進学などが増えている。不登校経験からスクールソーシャルワーカーになったOB・OGがおり関心の高い進路分野となっている。

②OB・OGの活躍や特記すべき事例など

9月1日に子どもの自殺が多いことを大手新聞で報道した記者は卒業生であった。また、フリースクールでスタッフに支えられた経験から難民を支える活動を続け国連難民高等弁務官事務所職員になっている女性もいる。東京シューレ30周年を機に取材編集して作成した『OB・OG100人インタビュー』をWEBで公開している。

団体・スクールの組織・運営について

- ・どのようなしくみがあるか
 - ・反映した成果の実例
 - ・今の課題は何か
- などの観点で記載

①子どもの意見を反映するしくみ、子どもが参加・参画するしくみについて

○毎週月曜日15：00～16：00定例でミーティングの時間がある。初等部、中等部、高等部がいっしょに行う全体ミーティングと部別ミーティングがある。

○ミーティングは、フリースクールでの生活・学び・活動をつくり決定していく最高決定の場で、年齢の大きい子が小さい子をうまく配慮して意見を出しやすくしたり、スタッフも子どもと対等な関係であると認知し合いつつも子ども中心で議論が進むように配慮している。

○プログラム（時間割）に入る授業・活動は、子どもが要望や意見を出し合い、ミーティングで決めたものとなっている。

○ミーティング自体の参加も自己決定であるため、ミーティングの意義の理解や他者を受け入れる気持ちの余裕が必要であるが、参加者がたいへん少なくなる時期も出ている。ミーティングにおいてミーティングの在り方を議題に挙げて話したり、議事進行の準備や工夫をするなどが行われている。

②保護者・スタッフ・その他の関係者の意見を反映するしくみ、彼らが参加・参画するしくみについて

○理事会構成を半分が保護者などの立場、半分は現場のスタッフとしており、保護者の立場のなかでは2名が王子現役保護者、3名が王子卒業生保護者の立場であり、理事会は8月を除き年11回通常会が行われている。

○保護者会も年11回行われ、子どものこと、運営のことを話しあいで進めている。スタッフは保護者の議論や経験から学び子ども理解や活動に反映させている。

○毎週水曜日9:30～12:00を全スペース全部門の常勤スタッフミーティング、毎週月曜日9:30～10:00、水曜日12:00～13:00、第2木曜日17:30～18:30（体験見学中の子ども等のケース検討）を王子スタッフミーティングとし、活動づくり、子どものことの共有、スペースや団体運営なども含めて検討議論している。決定についても多くを現場スタッフに委ねている。

○また理事会とスタッフから選任された給与待遇改善委員会が組織されており、自らの待遇改善にも取り組んで反映してきている。

安全面で実施・配慮していること

災害時マニュアルの策定と周知、年2回の避難訓練の実施、チュートリアル（個別面談）実施時に子どもの状況を把握する、初等部は通勤ラッシュに当たらないよう16:00活動終了とする等。

地域・学校・行政との連携について

どのような連携を行っているか、その成果、連携の課題や改善の方策などを記載

- 小中学生の会員の在籍校に「報告書」（通所日数と活動のようす）を送付（希望しない子どもや家庭は行わない）
- 夏休みに「担任見学会」を開催し、スタッフとの情報交換を行っている。
- 実習用通学定期の活用についても積極的にガイダンスしている。
- 平成28年度東京都教育委員会委託事業「教育支援センター（適応指導教室）サポート講座事業」を受託
- 行政視察や研修の受け入れ等も極力受けている。
- 平成30年度北区政策提案協働事業に応募し採択が決定した。
- 地元町会には町会備品を貸していただくなど応援いただき、日常的にも子どもの見守りをしてくださっている。
- 青少年地区委員会や保護司会の研修で不登校やフリースクールの話をしたり、北区NPOボランティアぷらざ、社会福祉協議会、区議会議員各会派等との関わり大事にしている。

団体・スクールの理念を実現するためや特長を活かすために、発展させたいことや改善したいこと及びその方策について

- 初等部の構成比率が増えていく予測である。個別タイムによる個別性尊重と協同的な学びをさらに充実・発展させたい。しかし、スペースが手狭になったり、スタッフ体制の不足がある。ボランティアや非常勤スタッフを増やすことで改善を図っているが、2018年度に新スペースを開設する予定のほか、インターンシップによるフリースクールスタッフ養成プログラムおよびフリースクール創業支援プログラムを助成財団と共同開発し開始する計画である。これらによって場とスタッフ体制の改善を図る。同時に、東京シューレで学び各地でフリースクールに携るスタッフを養成したりフリースクールが増えていくことに寄与していこうと考えている。
- APDEC2017（アジア太平洋フリースクール大会）を機に国際交流の機会が増え、高等部を中心に海外へ旅をする計画がある。実行委員会方式で子ども中心で実現していく予定である。
- 「不登校の子どもの権利宣言」や子どもの権利条約からの学びから、自らの不登校経験と照らして権利を学ぶ機会をさらに充実させたい。かつて活動していたOB・OGたちが参画する機会をつくり継承的な学びとしていきたい。
- 高等部は人数も多い。より多様な進路や可能性に出会う機会を増やしたい。NPOや地域・企業、OB・OGなど、学びの社会資源を活用していく。

フリースクール等の支援の在り方に関する調査研究報告書

2017年度文部科学省「いじめ対策・不登校支援等推進事業」
「学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究」
－「民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究」－

発行：平成30（2018）年3月

発行者：加瀬 進

（東京学芸大学 教育学部 特別支援科学講座 教授）

〒184-8501 小金井市貫井北町4-1-1

E-mail：skase@u-gakugei.ac.jp

ホームページ： <http://www.we-collaboration.com/>

